

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年6月19日
【事業年度】	2008年度（自2008年4月1日至2009年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 大根田 伸行
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
決算年月		2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
売上高および営業収入	百万円	7,191,325	7,510,597	8,295,695	8,871,414	7,729,993
営業利益（損失）	百万円	174,667	239,592	150,404	475,299	227,783
税引前利益（損失）	百万円	186,246	299,506	180,691	567,134	174,955
当期純利益（損失）	百万円	163,838	123,616	126,328	369,435	98,938
純資産額	百万円	2,870,338	3,203,852	3,370,704	3,465,089	2,964,653
総資産額	百万円	9,499,100	10,607,753	11,716,362	12,552,739	12,013,511
1株当たり純資産額	円	2,872.21	3,200.85	3,363.77	3,453.25	2,954.25
基本的1株当たり当期純利益（損失）	円	175.90	122.58	126.15	368.33	98.59
希薄化後1株当たり当期純利益（損失）	円	158.07	116.88	120.29	351.10	98.59
自己資本比率	%	30.2	30.2	28.8	27.6	24.7
自己資本利益率	%	6.2	4.1	3.8	10.8	3.1
株価収益率	倍	24.3	44.5	47.5	10.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	646,997	399,858	561,028	757,684	407,153
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	931,172	871,264	715,430	910,442	1,081,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	205,177	359,864	247,903	505,518	267,458
現金・預金および現金同等物期末残高	百万円	779,103	703,098	799,899	1,086,431	660,789
従業員数	人	151,400	158,500	163,000	180,500	171,300

(注) 1 当社の連結経営指標等は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国で一般に認められた会計原則にもとづき作成されています。

- 2 2003年7月、米国公認会計士協会の会計基準委員会は意見書（Statement of Position, 以下「SOP」）03-1「保険会社による長期の非伝統的保険契約および分離勘定にかかわる会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Nontraditional Long-Duration Contracts and for Separate Accounts）」を公表しました。SOP 03-1は、保険会社に対して、最低保証部分や年金受取オプションを有している長期の生命保険契約について追加負債の引当を要求するとともに、分離勘定の定義に関するガイダンスを提供するものです。ソニーは2004年4月1日にこの意見書を適用しました。SOP 03-1を適用した結果、2004年度においてソニーの営業利益は5,156百万円減少しました。これに加え、2004年4月1日において、会計原則変更による累積影響額として4,713百万円の損失（税効果2,675百万円控除後）を計上しました。

- 3 当社は、2004年度に、発生問題専門委員会（Emerging Issues Task Force、以下「EITF」）が公表したEITF第04-8号「潜在株式調整後1株当たり利益に与える条件付転換債券の影響（The effect of Contingently Convertible Instruments on Diluted Earnings per Share）」を適用しました。従来、行使条件を満たしていない転換制限条項付債券については、その転換にともない増加する潜在株式数を希薄化後1株当たり利益の計算に含めていませんでしたが、EITF04-8号は、行使条件を満たしたか否かにかかわらず、転換制限条項付債券の発行時点より、行使条件を満たした場合に発行されうる最大株式数を希薄化後1株当たり利益の計算に含めることを要求しています。その結果、適用前に比べて、2004年度の希薄化後1株当たり当期純利益は7.06円減少しました。
- 4 2006年4月1日、ソニーは基準書第123号「株式を基礎とした報酬の会計処理（Accounting for Stock-Based Compensation）」の改訂版（株式を基礎とした報酬 - 基準書第123号改訂版）を適用しました。この基準書は、株式を基礎とした報酬の会計処理を公正価値にもとづく評価方法によることを要求し、会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinion、以下「APB」）第25号で規定された本源的価値にもとづく評価方法を廃止するものです。限定的な例外を除き、基準書第123号改訂版は株価連動型報奨制度にかかる費用を付与日の公正価値にもとづいて測定し、役務の提供を受けた期間にわたって費用化することを求めています。ソニーは、基準書第123号改訂版で規定されている移行措置のうち、修正プロスペクティブ法を選択しており、行使可能となっていない新株予約権に対する報奨費用は、必要となる役務の提供に応じ、適用を開始した事業年度以降、認識されます。基準書第123号改訂版を適用した結果、2006年度においてソニーの営業利益は3,670百万円減少しました。
- 5 2006年2月、FASBは基準書第155号「特定の複合金融商品の会計処理（Accounting for Certain Hybrid Financial Instruments）」を基準書第133号および第140号の修正として公表しました。この基準書は、基準書第133号のもとで分離して個別に会計処理することが必要とされる組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。ソニーは2006年4月1日に基準書第155号を適用しました。基準書第155号を適用した結果、2006年度においてソニーの営業利益は3,828百万円増加しました。また、2006年4月1日において3,785百万円の純損失（税効果2,148百万円控除後）を期首剰余金に対する累積影響額の調整として計上しました。この累積影響額は1,754百万円の利益（税効果996百万円控除後）および5,539百万円の損失（税効果3,144百万円控除後）から構成されます。
- 6 2006年9月、FASBは基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans）」を基準書第87号、88号、106号および基準書第132号改訂版の修正として公表しました。この基準書は、事業主に確定給付年金および他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を連結貸借対照表に計上することと積立状況の変化をその他包括利益を通じて発生年度に認識することを求めています。ソニーは、2007年3月31日に基準書第158号を適用しました。基準書第158号を適用した結果、2006年度においてソニーの累積その他の包括利益は9,508百万円減少しました。また、この基準書は2008年12月16日以降に終了する年度より、年金制度の積立状況を会計年度末日現在で測定することも要求しています。ソニーは2009年3月31日に、基準書第158号の測定日規定を適用しました。基準書第158号の測定日規定を適用した結果、2008年度においてソニーの期首剰余金は668百万円、累積その他の包括利益は630百万円それぞれ減少しました。より詳細な情報については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『16 年金および退職金制度』をご参照ください。
- 7 2006年6月、FASBはFASB解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理 - 基準書第109号の解釈指針（Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No. 109）」（以下「解釈指針第48号」）を公表しました。解釈指針第48号は、基準書第109号「法人税等の会計処理（Accounting for income taxes）」にもとづいて財務諸表に計上される法人税等における不確実性に関する会計処理を明確化するものです。解釈指針第48号は、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の税務ポジションの財務諸表における認識と測定のための認識基準および測定尺度を規定しています。また、解釈指針第48号は、認識の中止、表示区分、利息や罰金、期中会計期間における会計処理、開示および移行措置の指針についても示しています。ソニーは2007年4月1日に解釈指針第48号を適用しました。解釈指針第48号を適用したことにより、ソニーの期首剰余金は4,452百万円減少しました。

- 8 当社は、基準書第128号「1株当たり利益（Earnings per Share）」を適用しています。基準書第128号は、基本的1株当たり利益および希薄化後1株当たり利益（潜在株式による影響を調整した1株当たり当期純利益）の開示を要求するものです。
- 9 当社は、2001年6月20日付で子会社連動株式を発行しました。普通株式および子会社連動株式の1株当たり利益は、それぞれに配分される利益を各算定期間に流通する加重平均株式数で除して計算されていました。また、普通株式および子会社連動株式の1株当たり純資産額は、それぞれに配分される純資産額を期末株式数で除して計算されていました。子会社連動株式に配分される純資産額は、子会社連動株式の発行価額および対象子会社の剰余金のうち子会社連動株主に帰属する部分として計算されていました。普通株式に配分される純資産額は、連結純資産額から子会社連動株式に配分される純資産を控除して計算されていました。
- 2005年10月26日開催の当社取締役会において、子会社連動株式1株につき1.114株の割合で普通株式を割当交付する方法にて子会社連動株式を終了させることを決議し、2005年12月1日に実施しました。その結果、2005年度において、ソニーは、基準書第128号にもとづき2種方式を適用し、普通株式と子会社連動株式のそれぞれについて1株当たり情報を計算していますが、子会社連動株式の1株当たり情報については開示していません。2005年度の普通株式の1株当たり利益は、2005年11月30日に終了する8ヶ月間における子会社連動株式に配分される利益を控除して計算されています。
- 子会社連動株式の1株当たり情報は、次のとおりです。

回次		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
決算年月		2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
1株当たり純資産額	円	3,045.5	-	-	-	-
基本的1株当たり当期純利益	円	17.21	-	-	-	-

なお、希薄化後1株当たり利益については、子会社連動株式の1株当たり利益に希薄化効果をもつ証券の発行や権利の付与がないため計算していません。

- 10 株価収益率は、普通株式について記載しています。なお、2008年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
- 11 当社は、2008年4月1日より、従来少数株主利益（損失）の後、当期純利益（損失）の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示しています。これにともない、過年度の営業利益（損失）ならびに税引前利益（損失）を2008年度の表示に合わせて組換え再表示しています。
- 12 売上高および営業収入には、消費税等は含まれていません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
決算年月		2005年 3月	2006年 3月	2007年 3月	2008年 3月	2009年 3月
売上高	百万円	2,895,413	3,179,579	4,013,101	4,513,121	3,674,823
経常利益又は経常損失()	百万円	45,755	18,661	98,811	228,575	35,648
当期純利益又は当期純損失()	百万円	56,656	34,478	119,630	401,850	76,297
資本金	百万円	621,708	624,124	626,907	630,575	630,765
発行済株式総数						
普通株式	千株	997,211	1,001,679	1,002,897	1,004,443	1,004,535
種類株式(子会社連動株式)		3,072	-	-	-	-
純資産額	百万円	2,042,798	2,079,196	2,164,669	2,546,483	2,428,649
総資産額	百万円	3,684,545	3,654,062	3,909,190	4,426,477	3,956,928
1株当たり純資産額						
普通株式	円	2,040.32	2,077.25	2,158.41	2,534.09	2,413.40
種類株式(子会社連動株式)		3,102.02	-	-	-	-
1株当たり配当額	円					
普通株式	(円)	25.00	25.00	25.00	25.00	42.50
(1株当たり中間配当額)		(12.50)	(12.50)	(12.50)	(12.50)	(30.00)
種類株式(子会社連動株式)		-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()	円					
普通株式		60.81	34.55	119.46	400.65	76.03
種類株式(子会社連動株式)		0.00	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額						
普通株式	円	57.47	34.43	119.00	388.93	-
種類株式(子会社連動株式)		0.00	-	-	-	-
自己資本比率	%	55.4	56.9	55.3	57.4	61.2
自己資本利益率	%	3.0	1.7	5.6	17.1	3.1
株価収益率	倍	70.2	157.7	50.1	9.9	-
配当性向	%	42.4	72.4	20.9	6.2	-
従業員数	人	15,892	16,194	16,632	17,555	18,054

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 種類株式(子会社連動株式)は、2005年12月1日をもって普通株式へ一斉転換されました。

3 純資産額の算定にあたり、2006年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

4 2008年度の1株当たり配当額には、中間期に実施した特別配当10円を含んでいます。

5 2008年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

6 株価収益率および配当性向は、普通株式について記載しています。

2【沿革】

年月	経過
1946年5月	電気通信機および測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業(株)を設立。
1947年2月	本社および工場を東京都品川区に移転。
1955年8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年1月	社名をソニー(株)と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年2月	米国にSony Corporation of Americaを設立。
1961年6月	米国でADR(米国預託証券)を発行。
1968年3月	米国CBS Inc.との合併により、シービーエス・ソニーレコード(株)を設立(当社50%出資)。(1988年1月 当社100%出資、1991年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更)
1970年9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合併により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険(株)を設立。(当社50%出資)。(1991年4月 ソニー生命保険(株)に社名変更、1996年3月 当社100%出資)
1982年2月	Sony International (Singapore) Pte. Ltd.を設立。 (1999年10月 Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.に統合)
1984年7月	ソニーマグネスケール(株)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。 (1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株)に社名変更)
1986年11月	ドイツにSony Europe GmbHを設立。
1987年7月	ソニーケミカル(株)(2006年7月 ソニー宮城(株)と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)に社名変更)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。 (1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更)
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。 (1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更)
1991年11月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントを設立。
1994年4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1997年6月	執行役員制を導入。
1999年4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年1月	上場子会社3社(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(現:ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株))、ソニー・プレジジョン・テクノロジー(現:ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株))を株式交換により完全子会社化。
2001年4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス(株)を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州(株)を設立。
6月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更)を対象とする子会社連動株式を発行。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericssonとソニー(株)の携帯電話端末事業における合併会社 Sony Ericsson Mobile Communications ABを設立(当社50%出資)。
2002年10月	上場子会社アイワ(株)を株式交換により完全子会社化。(2002年12月 吸収合併)
2003年6月	委員会等設置会社へ移行。
2004年4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)およびソニー銀行(株)を子会社とする持株会社)を設立。
4月	Samsung Electronics Co., Ltd.と液晶ディスプレイパネル製造を行う合併会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。
8月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合併会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。

年月	経過
2005年 4月 10月 12月 2007年 2月 10月 2008年 1月 10月	Sony Corporation of Americaおよび米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムがMetro-Goldwyn-Mayer Inc.を買収。 ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(現：ソネットエンタテインメント(株))を対象とする子会社連動株式を終了。同社の株式を東京証券取引所マザーズに上場。 本社を東京都港区に移転。 ソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を東京証券取引所市場第一部に上場。 ソネットエンタテインメント(株)が東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの全持分の50%をBertelsmann AGより取得し、完全子会社化。 2009年1月にSony Music Entertainmentへ社名変更。

3【事業の内容】

2008年度において、当社および当社の連結子会社（以下「ソニー」）は、エレクトロニクス、ゲーム、映画、金融分野およびその他の事業から構成されており、ビジネスセグメント情報は当該区分により作成されていました。エレクトロニクス分野では主として音響・映像・情報・通信関係の各種電子・電気機械器具・電子部品の設計・開発・製造・販売、ゲーム分野では主としてゲーム機およびゲームソフトの設計・開発・制作・販売、映画分野では主として映画・テレビ番組の企画・制作・配給、金融分野では主として生命保険・損害保険ビジネス、銀行業、リースおよびクレジットファイナンス事業、その他では主として音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売、ネットワークサービス関連事業、アニメーション作品の制作・販売事業、広告代理店事業などを行っていました。

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を予定しています。2009年度第1四半期より、新しいセグメント区分にもとづいて業績を開示する予定です。

2009年3月31日現在の子会社数は1,279社、関連会社数は91社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,242社、持分法適用会社は85社です。

なお、当社の連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計基準、すなわち、米国で一般に認められた会計基準（以下「米国会計原則」）にもとづき作成されており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様です。

エレクトロニクス、ゲーム、映画、金融、その他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分および主要製品		主要会社
エレクトロニクス		
オーディオ	家庭用オーディオ 携帯型オーディオ カーオーディオ パーソナルナビゲーションシステム	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーエンジニアリング(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Deutschland G.m.b.H. Sony United Kingdom Ltd. 索尼(中国)有限公司
ビデオ	ビデオカメラ デジタルカメラ ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー DVDビデオプレーヤー/レコーダー	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Deutschland G.m.b.H. Sony United Kingdom Ltd. 索尼(中国)有限公司
テレビ	液晶テレビ	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Espana S.A. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Slovakia Spol. s.r.o. Sony United Kingdom Ltd. S-LCD Corporation 索尼(中国)有限公司
情報・通信	パーソナルコンピューター 放送用・業務用オーディオ/ビデオ/モニター その他の業務用機器	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony United Kingdom Ltd. Sony Deutschland G.m.b.H. 索尼(中国)有限公司
半導体	イメージセンサー、その他の半導体	当社、ソニーセミコンダクタ九州(株) Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.
コンポーネント	光学ピックアップ、電池 オーディオ/ビデオ/データ記録メディア データ記録システム、LCD	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーエナジー・デバイス(株) ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株) ソニーマーケティング(株) ソニーオプティアーク(株) ソニーモバイルディスプレイ(株) Sony Electronics Inc. Sony United Kingdom Ltd. Sony Deutschland G.m.b.H. 索尼(中国)有限公司 索尼精密部品(惠州)有限公司
その他	上記カテゴリーに含まれない製品やサービス	当社、ソニーイーエムシーエス(株) ソニーマニュファクチャリングシステムズ(株) ソニーサプライチェーンソリューション(株) ソニーカスタマーサービス(株) Sony DADC Austria A.G. Sony Ericsson Mobile Communications AB
ゲーム		
	家庭用ゲーム機、ソフトウェア	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント Sony Computer Entertainment America Inc. Sony Computer Entertainment Europe Limited
映画		
	映画、テレビ番組 デジタルエンタテインメント事業	(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Sony Pictures Entertainment Inc.
事業区分および主要製品		主要会社
金融		
	生命保険 損害保険 銀行 リースおよびクレジットファイナンス事業	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株) (株)ソニーファイナンスインターナショナル
その他		

事業区分および主要製品	主要会社
音楽ソフトウェア ネットワークサービス関連事業 アニメーション作品の制作・販売事業 広告代理店事業 その他の事業	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment Sony Music Entertainment B.V. ソネットエンタテインメント(株) (株)アニプレックス (株)フロンテッジ

[ビジネスセグメントの関連性]

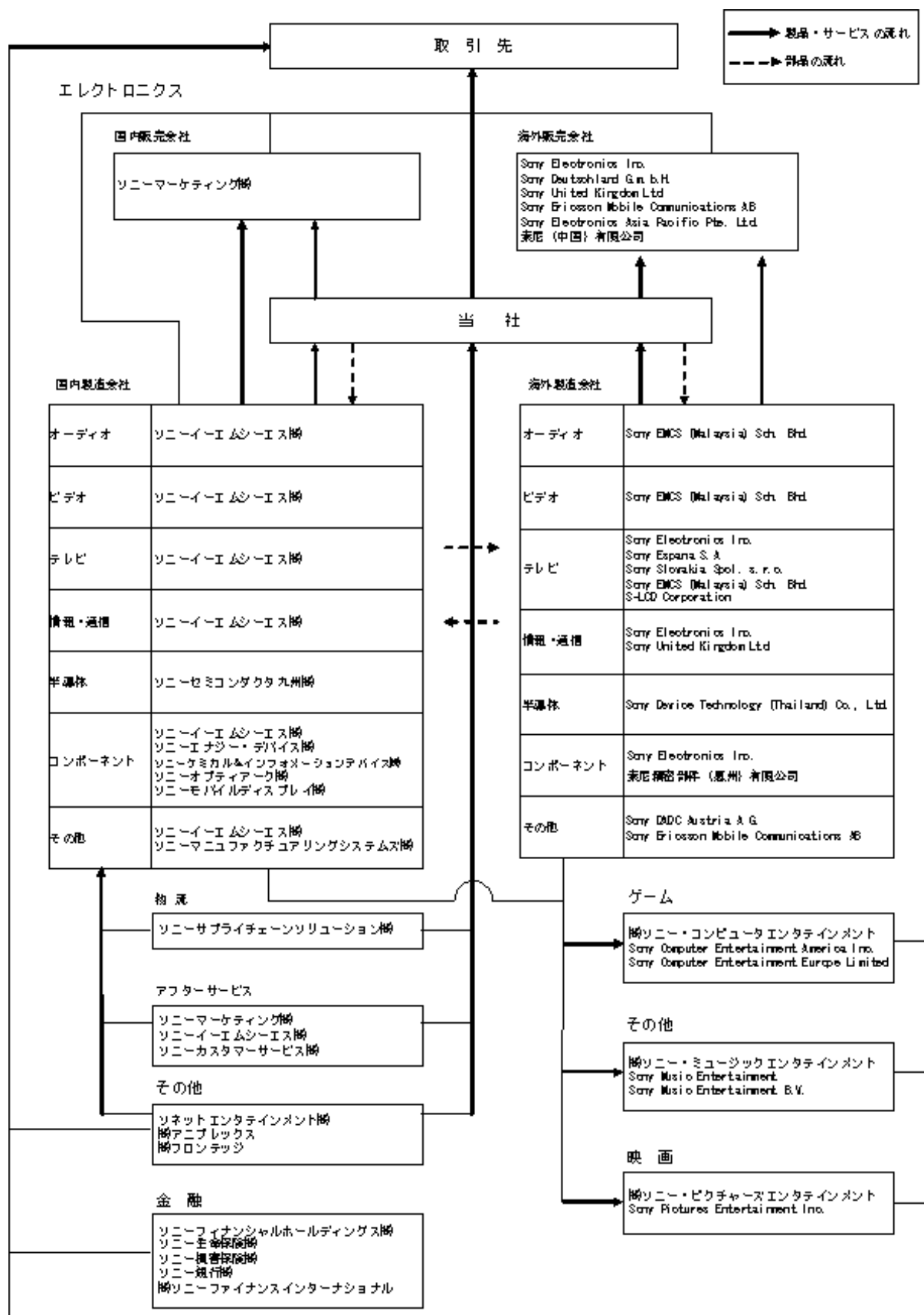
エレクトロニクス分野の主要製品は、主として国内および海外の製造会社が製造し、主に国内および海外の販売会社が販売しています。

国内および海外の製造会社が製造した一部の半導体を、ゲーム分野の会社に供給しています。

国内および海外の製造会社が製造した一部の記録メディアを、ゲーム分野、映画分野およびその他分野の会社に供給しています。

金融分野における(株)ソニーファイナンスインターナショナルは、主としてエレクトロニクス分野に対するリース事業を行っています。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)アピックグループ	東京都杉並区	100	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の国内における販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
ソニーイーエムシーエス(株) *3	東京都港区	6,741	エレクトロニクス	100.0	・製品を当社および当社の子会社へ 納入しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工 場用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を工場用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーエナジー・デバイス (株)	福島県郡山市	2,200	エレクトロニクス	100.0	・当社製品の製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーオプティーク(株) *6	東京都品川区	1,490	エレクトロニクス	(1.0) 100.0	・製品を当社の子会社へ納入してい ます。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用 として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー企業(株)	東京都中央区	8,500	その他	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー銀行(株) *5	東京都港区	31,000	金融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーグローバルソリュー ションズ(株)	東京都品川区	100	エレクトロニクス	100.0	・当社所有の土地・建物の一部を事 務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用 として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーケミカル&インフォ メーションデバイス(株)	東京都品川区	5,480	エレクトロニクス	100.0	・製品を当社および当社の子会社へ 納入しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工 場用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用 として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
(株)ソニー・ コンピュータ エンタテインメント	東京都港区	1,933	ゲーム	100.0	・当社より製品を仕入れています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用 として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーサプライチェーンソ リューション(株)	東京都大田区	1,550	エレクトロニクス	100.0	・当社製品・部品を当社より仕入れ るとともに、海外関係会社製の製品 ・部品を当社へ納入しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー生命保険(株) *3,5	東京都港区	70,000	金融	(100.0) 100.0	・当社所有の土地の一部を事務所用 として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用 として転借しています。 ・当社へ所有建物の一部を事務所用 として賃貸しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーセミコンダクタ九州 (株) *3	福岡県福岡市	24,250	エレクトロニクス	100.0	・製品を当社および当社の子会社へ 納入しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工 場用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー損害保険(株) *5	東京都大田区	20,000	金融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
(株)ソニーファイナンスイン ターナショナル	東京都港区	4,867	金融	100.0	・電子計算機等を当社へリースして います。 ・資金援助(貸付金)・・・有 ・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ソニーフィナンシャルホールディングス(株) *4,5	東京都港区	19,900	金融	60.0	・ 役員の兼任等 有
(株)ソニー・放送メディア	東京都港区	100	その他	100.0	・ 役員の兼任等 有
ソニーマニュファクチャリングシステムズ(株)	埼玉県久喜市	4,640	エレクトロニクス	100.0	・ 当社製品の製造・販売会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
ソニーマーケティング(株) *3	東京都港区	8,000	エレクトロニクス	100.0	・ 当社製品の国内における販売会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	その他	100.0	・ 役員の兼任等 有
(株)ソニー・ミュージックコミュニケーションズ	東京都新宿区	480	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
(株)ソニー・ミュージックディストリビューション	東京都千代田区	480	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
(株)ソニー・ミュージックマニュファクチャリング	静岡県榛原郡吉田町	480	エレクトロニクス	100.0	・ 役員の兼任等 有
ソニーモバイルディスプレイ(株)	愛知県知多郡東浦町	23,100	エレクトロニクス	100.0	・ 製品を当社に納入しています。 ・ 当社へ所有建物の一部を工場用として賃貸しています。 ・ 当社から製造設備を賃借しています。 ・ 役員の兼任等 有
ソネットエンタテインメント(株) *4	東京都品川区	7,965	その他	(12.6) 58.2	・ 役員の兼任等 有
(株)フロンテッジ	東京都港区	100	その他	60.0	・ 当社製品の広告宣伝の一部を請け負っています。 ・ 役員の兼任等 有
Califon Productions, Inc.	アメリカカリフォルニア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Columbia Pictures Industries, Inc.	アメリカデラウェア	米ドル 101	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
CPE Holdings, Inc.	アメリカデラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
CPT Holdings, Inc.	アメリカデラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
C3D Corp.	アメリカデラウェア	米ドル 154	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Gracenote, Inc.	アメリカデラウェア	-	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Jeopardy Productions, Inc.	アメリカデラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
LEP Holdings, Inc.	アメリカカリフォルニア	米ドル 1,000	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Lot, Inc.	アメリカデラウェア	米ドル 100	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
PEP Communications	アメリカカリフォルニア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Quadra Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Screen Gems, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
上海索広電子有限公司	中国上海市	千元 118,696	エレクトロニクス	(70.0) 70.0	・ 当社製品の中国における製造会社 です。 ・ 役員の兼任等 有
上海索広映像有限公司	中国上海市	千元 850,719	エレクトロニクス	(70.0) 70.0	・ 当社製品の中国における製造会社 です。 ・ 役員の兼任等 有
S-LCD Holding AB *3	スウェーデン ストックホルム	千ユーロ 1,495,711	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	エレクトロニクス	100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Australia Limited	オーストラリア シドニー	千オーストラ リアドル 3,500	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品のオーストラリアにおけ る販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Benelux B.V.	オランダ バートホーフエド ルブ	千ユーロ 121	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品のベネルクス三国におけ る販売会社です。 ・ 役員の兼任等 無
Sony Brasil Ltda.	ブラジル アマゾン	千リアル 91,557	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品のブラジルにおける製造 ・ 販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Capital Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 500	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
索尼(中国)有限公司	中国北京市	千元 1,006,935	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Computer Entertainment America Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	ゲーム	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Computer Entertainment Europe Limited	イギリス ロンドン	千ユーロ 75,076	ゲーム	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Computer Entertainment Hong Kong Limited	香港	千香港ドル 4,000	ゲーム	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,316	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Corporation of Hong Kong Ltd.	香港	米ドル 141,800	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品の東アジア地域における 販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony DADC Austria A.G.	オーストリア アニフ	千ユーロ 3,663	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony de Mexico S.A. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシカン ペソ 123,633	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
索尼数字産品(無錫) 有限公司	中国 江蘇省	千元 485,584	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品の中国における製造会社 です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Deutschland G.m.b.H.	ドイツ ケルン	千ユーロ 110,006	エレクトロニクス	(99.8) 100.0	・ 当社製品のドイツにおける販売会 社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンカディ	百万パー ツ 1,062	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 当社製品のタイにおける製造・販 売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 117	エレクトロニクス	100.0	・ 当社製品のシンガポールにおける 販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Electronics Inc. *3,14	アメリカ デラウェア	米ドル 570	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の米国における製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics of Korea Corp.	韓国 馬山市	百万韓国ウォン 5,740	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の韓国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte.Ltd.	シンガポール	千米ドル 160,024	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のシンガポールにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
索尼電子(無錫) 有限公司	中国 江蘇省	千元 588,038	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア ペナン	千マレーシア ドル 35,000	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のマレーシアにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Entertainment Inc. *7	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Espana S.A.	スペイン バルセロナ	千ユーロ 6,010	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のスペインにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Europe (Belgium) N.V. *8	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 26,825	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品およびアフターサービス用部品を当社より仕入れ、海外関係会社へ納入しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Europe Holding B.V.	オランダ バートホーフエドルプ	千ユーロ 363,024	エレクトロニクス	100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Film Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony France S.A.	フランス パリ	千ユーロ 122,231	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のフランスにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Global Treasury Services Plc.	イギリス ロンドン	千米ドル 8,073	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Global Treasury Services (Thailand) Co.,Ltd.	タイ バンコク	千米ドル 14,592	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Gulf FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千米ドル 9,799	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の中近東地域における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Holding (Asia) B.V.	オランダ アムステルダム	千ユーロ 181,512	エレクトロニクス	100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Hungaria kft	ハンガリー ブダペスト	千フォリント 3,745,800	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のハンガリーにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony India Pvt. Ltd.	インド ニューデリー	千インドル ピー 554,860	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のインドにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Inter-American, S.A. *9	パナマ	千米ドル 14,510	エレクトロニクス	100.0	・当社製品の中南米地域における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony International (Hong Kong) Ltd.	香港	千米ドル 2,000	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・製品を当社へ販売しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Italia S.p.A.	イタリア ミラノ	千ユーロ 120	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のイタリアにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・無
Sony Korea Corporation	韓国 ソウル市	百万韓国ウォン 1,600	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の韓国における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Latin America Inc.	アメリカ フロリダ	米ドル 1	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の米国における販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment *10	アメリカ デラウェア	-	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment B.V. *10	オランダ フィアーン	千ユーロ 55	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Music Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Holdings Inc. *11	アメリカ デラウェア	米ドル 2,500	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Nordic A/S	デンマーク	千デンマーク クローネ 25,000	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の北欧三国における販売 ・サービス会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony of Canada Ltd.	カナダ オンタリオ	千カナダドル 175,668	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のカナダにおける販売会 社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Overseas S.A.	スイス シュリーレン	千ユーロ 31,908	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の東欧における販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Animation Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Cable Ventures Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Digital Production Inc. *12	アメリカ デラウェア	米ドル 200	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Pictures Home Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing International Corporation	アメリカ カリフォルニア	米ドル 25,000	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
索尼精密部件(惠州)有限公司	中国 広東省	千米ドル 71,510	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Taiwan Limited	台湾台北市	千台湾ドル 9,000	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ	千バーツ 570,880	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のタイにおける製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Thai Co., Ltd.	タイ バンコク	千バーツ 210,000	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のタイにおける販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Slovakia Spol. s.r.o.	スロバキア ブラチスラバ	千ユーロ 39,497	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品のスロバキアにおける製 造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd.	韓国 ソウル市	千米ドル 4,686	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Supply Chain Solutions (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシア ドル 30,500	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony United Kingdom Ltd. *3	イギリス ミドルセックス	千英ポンド 51,450	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・当社製品の英国における製造・販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony U.S. Funding Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 107	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
SPE Corporate Services Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 2	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Tandem Licensing Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 1,000	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
TriStar Pictures, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
TriStar Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Worldwide SPE Acquisitions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
ZAO Sony Electronics *13	ロシア モスクワ	千ロシアルー ブル 744	エレクトロニクス	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
その他 1,133社					

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
共信テクノソニック㈱ *4	東京都品川区	1,433	エレクトロニクス	(2.0) 30.5	・ 当社および当社の子会社の製品・ 部品を当社および当社の子会社よ り仕入れるとともに、部品を当社 の子会社へ納入しています。 ・ 役員の兼任等 有
ビットワレット㈱	東京都品川区	39,373	その他	(21.0) 33.5	・ 役員の兼任等 有
S-LCD Corporation	韓国忠清南道牙山市	百万韓国ウォン 3,900,000	エレクトロニクス	(50.0) 50.0	・ 当社の子会社へ部品を納入してい ます。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Ericsson Mobile Communications AB	スウェーデン ルンド	千ユーロ 100,000	エレクトロニクス	50.0	・ 役員の兼任等 有
その他 81社					

(注) 1 「主な事業の内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内書です。
- *3 特定子会社に該当します。
- *4 有価証券報告書を提出しています。
- *5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス㈱の株式を60%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス㈱は、ソニー銀行㈱、ソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱の株式を、それぞれ100%保有しています。
- *6 2008年12月、日本電気株式会社(NEC)が保有するソニーNECオプティアーク㈱の持分45%を取得し、社名をソニーオプティアーク㈱としました。
- *7 2008年10月、Sony Broadband Entertainment Inc.が、社名をSony Entertainment Inc.としました。
- *8 2008年7月、Sony Service Centre (Europe) N.V.が、社名をSony Europe (Belgium) N.V.としました。
- *9 2008年4月、Sony Corporation of Panama, S.A.が、社名をSony Inter-American, S.A.としました。
- *10 2008年10月1日付けで、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT BV、およびSONY BMG MANAGEMENT CO., LLCが提出会社の持分法適用会社から連結子会社となりました。また、SONY BMG MANAGEMENT CO., LLCは、2008年12月31日付けでSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを存続会社として合併しました。なお、2009年1月、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTおよびSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT BVは、社名をそれぞれSony Music EntertainmentおよびSony Music Entertainment B.V.に変更しました。
- *11 2008年12月、Sony Music Entertainment Inc.が、社名をSony Music Holdings Inc.としました。
- *12 2008年12月、Sony Pictures Digital Inc.が、社名をSony Pictures Digital Production Inc.としました。
- *13 2008年5月、ZAO Sony CISが、社名をZAO Sony Electronicsとしました。
- *14 Sony Electronics Inc.については売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。主要な損益情報等は以下のとおりです。

	主要な損益情報等				
	売上高および営業収入 (百万円)	税引前当期純利益(損失) (百万円)	当期純利益(損失) (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	1,188,713	71,764	41,566	70,658	381,888

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2009年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
エレクトロニクス	137,400
ゲーム	6,500
映画	7,000
金融	7,200
その他	10,500
全社(共通)	2,700
合計	171,300

(注) 1. 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

2. 2008年度末の従業員数は、ソニーBMGが連結対象となったことによる増加がありましたが、下半期に実施した構造改革および生産調整により、主にアジアの製造拠点において大幅に減少した結果、2007度末に比べ約9,200名減少し、約171,300名となりました。

(2) 提出会社の状況

2009年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
18,054	40.3	15.8	9,805,624

(注) 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

当社および連結子会社の労働組合員数は全従業員数の24%であり、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績の概要については「7 財政状態および経営成績の分析」をご参照ください。

2【生産、受注および販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、家庭用ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはエレクトロニクス分野においては、製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産および販売の状況については「7 財政状態および経営成績の分析」におけるエレクトロニクス分野の業績に関連付けて示しています。

3【対処すべき課題】

ソニーの経営陣が認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

2007年のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は世界経済に混乱をもたらし、2008年秋以降、世界の経済情勢はこれまでになく一段と厳しいものとなりました。ソニーを取り巻く事業環境についても、世界的な景気後退にともなう需要の減少や価格競争の激化、円高の進行、日本の株相場の大幅下落など、厳しいものとなり、2008年度の連結業績は、営業損益・当期純損益ともに損失を計上する結果となりました。

ソニーは、2009年度も引き続き予想される厳しい事業環境に対処するために、エレクトロニクス事業を中心に、スピードと収益性に主眼をおいた事業構造の変革に向けた施策を実行しています。この一環として、エレクトロニクス事業においては、すでに実施してきた生産調整、在庫圧縮、経費等諸費用の削減などの短期的な施策に加え、投資計画の削減・延期、不採算・非戦略事業の縮小・撤退、国内外製造事業所の再編、人材の再配置・人員の削減などを行っていきます。さらに、エレクトロニクス以外の事業においてもグループ全体での構造改革の実施および広告宣伝費、物流費、その他諸経費の大幅な削減を実施していきます。ソニーは、2009年度のグループ全体での費用を2008年度に比べて3,000億円超削減すべく施策を実行中です。

構造改革費用は、2008年度に754億円を計上したのに対し、2009年度は約1,100億円の計上を見込んでいます。また、設備投資については、2008年度は当初計画を大幅に下回る3,321億円の計上となりました。2009年度については、エレクトロニクス事業を中心に2008年度比25%減少の2,500億円を見込んでいます。エレクトロニクス事業のうち、半導体事業については、イメージセンサー向けの投資が減少することにより、2008年度比約450億円減少の約350億円の投資額を見込んでいます。

また、2009年4月1日付で、エレクトロニクス事業とゲーム事業のオペレーションの抜本的改革を目的とした機構改革を実施しました。エレクトロニクスとゲームの両事業を戦略的に統合することにより、ネットワークにつながる製品やサービスを創出するための体制強化を図るとともに、ソフトウェア技術と製造・物流・資材調達に関する二つの横断的な機能を設置し、ネットワーク対応の製品とサービスを、共通のユーザーインターフェースでシームレスに連携し、コスト効率良く迅速にお客様にお届けすることをめざします。

さらに、業績の大幅な悪化に対処するため、当社において、人事関連についての施策を次のとおり実行します。

報酬

- ・ 2008年度役員賞与の大幅減額、役員定額報酬も2009年4月以降減額
- ・ 特に、2009年3月31日現在の代表執行役3名については、2008年度役員賞与を全額返上
- ・ 管理職についても、2009年4月以降賞与を大幅減額、および月次報酬を減額

早期退職支援制度の実施

- ・ 人員の最適化を図るため、社員の社外転進を支援する制度として早期退職支援制度を実施

上記の費用削減のための施策を含め、ソニーの経営陣が認識している各事業の課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

エレクトロニクス

費用削減の具体的な施策は次のとおりです。

- ・ 製造事業所の再編
製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、相手先ブランド製品の製造業者もしくは

設計製造業者への委託（OEM/ODM）の活用を進めることによって、製造事業所国内4拠点、海外4拠点の計8拠点を削減することを決定しました。これら8拠点を2009年12月末までに統廃合することにより、拠点数は49になる予定です。

・人材の再配置・人員の削減

製造事業所の再編、開発・設計体制の見直し、営業や間接部門の効率化などによって、本社を含む全社的な業務の合理化を推進し、職務転換/転職支援プログラム等を通じた人材の再配置・最適化を図っています。これらの施策により、2009年度末までに、エレクトロニクス事業の全世界の従業員数を、2008年9月末時点の約16万人から約8,000人削減することを見込んでいます。同時に、派遣社員等の外部リソース人員についても、削減を図っています。

また、液晶テレビ事業および半導体事業における施策は次のとおりです。

・液晶テレビ事業

[生産体制]

- ・海外事業所について、スロバキア・ニトラ工場において液晶テレビ増産投資を延期、スペイン・バルセロナ工場において生産規模を縮小、米国・ピッツバーグ工場において2009年2月に生産終了、メキシコ・メヒカリ工場において2009年9月末までに生産終了予定
- ・国内について、ソニーイーエムシーエス㈱一宮テクノロジーセンターで実施していたテレビの設計・生産を、2009年6月をめどに終了し、同社稲沢テクノロジーセンターに集約
- ・新興国市場の成長による普及価格モデルの比率増加を見据え、中長期的にOEM/ODM展開を促進するとともに、投資とリターンのバランスを考え、投資効率を高めていく「アセット・ライト」化を推進

[設計体制]

- ・ハードウェアの基本設計およびソフトウェアをグローバルに共通化し、全世界に分散した設計開発リソースを集約
- ・ソフトウェア開発の一部領域をインドなど海外の外部リソースへ委託
- ・全世界のテレビ設計および関連する間接部門の人員を2009年度末までに全世界で2008年9月末比約3割削減

また、テレビ事業の収益改善にとって重要な課題であるパネルの調達戦略に関しては、ソニーは、Samsung Electronics Co., Ltd（以下「サムスン電子」）との韓国拠点の合弁会社であるS-LCD Corporation（以下「S-LCD」）における第7世代および第8世代製造ラインより、アモルファスTFT液晶パネルの供給を受けています。それぞれの生産能力はマザーガラスベースで月産130,000枚（第7世代）、月産70,000枚（第8世代第1製造ライン）となっています。さらに、S-LCDは2009年6月に第8世代液晶パネルの第2製造ラインの稼働を開始しました。なお、この第2製造ラインにおいて、2009年12月末までにマザーガラスベースで月産70,000枚の生産能力を確立する予定です。

また、S-LCDに加え、中長期的にコスト競争力のあるパネルを安定的に調達するため、ソニーは、シャープ㈱（以下「シャープ」）とのあいだで、第10世代製造ラインによるアモルファスTFT液晶パネルおよびモジュールの製造を行う合弁会社を設立することについて、2008年2月に意向確認覚書を締結しました。2009年1月29日、ソニーとシャープは、世界経済の変化をうけ、合弁会社設立時期を、当初予定の2009年4月から1年程度延期し、2010年3月までとすることで相互に意向を確認し、2008年2月の覚書の内容を修正いたしました。ソニーとシャープは、今後、両社のリソースと技術の最適な活用方法を継続協議しながら、合弁会社設立のための法的拘束力を有する契約を2009年6月30日までに締結合意することをめざし、誠意を持って交渉を継続しています。

・半導体事業

半導体について、ソニーは、2007年度に事業全般の投資方針の見直しを行い、成長領域である電荷結合素子（CCD）および相補型金属酸化膜半導体（CMOS）イメージセンサー事業に引き続き注力する一方、ゲーム向けシステムLSIについては、「アセット・ライト」戦略にもとづき、製造設備および資産の整理・縮小を行いました。この例として、ソニーは、「プレイステーション3」（以下「PS3fi」）向けのプロセッサ Cell Broadband Engine™や画像処理用LSI「RSX」等の高性能半導体に関して、ソニーセミコンダクタ九州㈱長崎テクノロジーセンター内に有する製造設備を2008年3月に㈱東芝（以下「東芝」）へ売却しました。その後、東芝、当社および㈱ソニー・コンピュータエンタテインメントによって設立され、2008年4月1日付けで営業を開始した合弁事業である長崎セミコンダクターマニュファクチャリング㈱が、東芝より製造設備の貸与を受けてこれらの半導体の生産を開始しました。また、ソニーと東芝は、製造合弁会社であった㈱大分ティーエスセミコンダクタ（以下「OTSS」、東芝大分工場敷地内）に関し、2008年3月末の合弁契約期間満了をもって合

弁関係を終了しました。これにともないソニーは、2008年4月1日付けでソニーがOTSSにおいて有する製造設備を東芝に売却しました。

今後、前述のゲーム向けシステムLSI領域において実施した「アセット・ライト」戦略を、イメージセンサーにも展開し、その一環として、携帯電話向けCMOSイメージセンサーの増産計画の一部を外部へ生産委託することにより投資を削減します。

ゲーム

今後もゲームタイトルのラインアップの充実を図ることにより、PS3およびPSPfi「プレイステーション・ポータブル」（以下「PSPfi」）の普及拡大を推進します。コンテンツの提供にあたっては、従来のパッケージに加え、ネットワークも積極的に活用することにより、ビジネスのさらなる拡大を図ります。また、PS3ハードウェアについては、主要半導体の微細化や部品点数の削減などを通じた製造コストダウンにより、引き続き、損益の改善に取り組みます。同時に、ゲーム以外のコンテンツ・サービスも積極的に展開し、新しいインタラクティブ・エンタテインメントのサービス提供を充実させ、ゲームビジネス全体の収益性の向上を目指します。

映画

映画事業においては、ソニーは、熾烈な競争や広告宣伝費などの費用の増加、DVD市場の成熟化、狭まりつつある第三者からの融資へのアクセス、増加傾向にある違法デジタルコピーの問題に直面しています。ソニーは、これらの課題に対処するため、あらゆるメディアおよびデジタルダウンロードなどの新たなプラットフォームを通じた配給にむけて、広く全世界でアピールできる幅広いジャンルの映画やテレビ番組を製作あるいは買い付けしていきます。

音楽

音楽業界は数年来、困難な市場環境に直面してきています。音楽デジタル配信の売上は急成長しているものの、現時点ではまだパッケージメディア売上の継続的な縮小を補完するにいたっておらず、この傾向は今後も中期的に継続することが見込まれます。デジタル配信市場での新たな取り組みや革新的な製品の導入により、成長しつつあるデジタル配信事業は大きな可能性を含んでいます。このような市場環境に対して、ソニーの音楽事業は既存タレントへの投資および新人の発掘、またライブコンサートや、アーティストマネジメント、スポンサーシップなどの新規成長事業の開拓も継続して行っています。

金融

金融事業においては、日本における少子高齢化にともなう人口減少によるマクロ経済環境の変化に加え、付加保険料の自由化、郵政民営化や保険商品の銀行窓販の全面解禁、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の弾力化などの規制緩和といった事業環境の変化に直面しています。生命保険・損害保険・銀行といった業界に後発参入したソニーの金融各社では、こうした環境変化に対応しながら、各業界における特色ある個々のビジネスモデルを活かして、顧客満足度をさらに高めていくとともに、事業のさらなる拡大を図っていきます。

なお、国内外における株式の募集・売出しにより、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)（以下「SFH」）は、2007年10月11日に東京証券取引所市場第一部へ上場しました。これは、ソニー全体での経営資源の効率的な再配分と、金融事業のさらなる拡大にともなう必要資金の自己調達と自立成長を目的としたものです。株式公開後もSFHは、当社が株式の60%を保有する連結子会社です。

ソニー生命保険(株)（以下「ソニー生命」）では投資リスクの管理と中長期的な安定収益確保の観点から長期債中心のポートフォリオを構築しており、今後も長期債への投資を段階的に増やしていきます。また、増加する株価下落リスクの影響を緩和するため、株式・新株予約権付社債といったエクイティ性資産の保有残高の縮小を進めました。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当該事項は、本書類提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものであります。

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にとまない、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を予定しています。2009年度第1四半期より、新しいセグメント区分にもとづいて業績を開示する予定です。「事業等のリスク」における以下の記述は、2008年度現在のセグメント区分にもとづいています。

- (1) ソニーはエレクトロニクス分野およびゲーム分野を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。
ソニーは、エレクトロニクス分野におけるコンシューマー製品に関して、新規参入を含む競合他社から販売される製品と、価格や機能などのいくつかの要因で競い合っています。変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、また、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはエレクトロニクス分野やゲーム分野においてより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し、競争力ある価格の魅力的な製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、エレクトロニクス分野のさまざまなコンシューマー製品において、一層激化する価格競争および製品サイクルの短期化に直面しています。ソニーの業績は、エレクトロニクス分野やゲーム分野において、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーの製品に関して頻繁に生じている価格下落について効果的に予測し、対応できない場合、または製品の平均販売単価の下落のスピードが製造原価削減を上回った場合、原価率が上昇し、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、頻度の高い製品やサービスの導入および切り替えを適正に管理しなければなりません。
ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているPC、民生用エレクトロニクス、携帯電話業界において、新製品やサービス、技術を導入し、既存の製品やサービスを強化し、より高性能な新製品やサービスに対する消費者の需要を効果的に喚起し続けなければなりません。新製品やサービスの導入の成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了すること、市場における認知度、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品のためのアプリケーションソフトウェアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効率的に管理できること、予測される需要にあった適正な数量およびコストの製品を確保できること、導入初期における新製品やサービスの品質もしくはその他の不良に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。新製品・サービスおよびアップグレードされた製品やサービスは、既存の製品やサービスの売上および利益率に影響を与える可能性があります。したがって、ソニーは、新製品の導入および切り替えが業績や財政状態に最終的にどのような影響を与えるか、事前に推定することはできません。
- (3) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。
ソニーは、業種の異なるいくつかのビジネス分野に従事しており、さらにエレクトロニクス分野において数多くの製品部門を有するため、世界的な大企業から、数少ないビジネス領域に特化する高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業など広範囲な他企業と競争しています。この結果、いくつかのビジネス領域では競合他社と同程度の資金投入や投資を行うことができない可能性もあり、当該ビジネスにおいて、競合他社がソニーより高度な財務・技術・マーケティング資源を有する可能性があります。加えて、ソニーの金融分野における各社は、財務、マーケティングなどの経営資源において優位性を有し確立された地位にある競合他社と有効に競争できない可能性があります。このように、既存企業や新規参入企業に対して効率的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (4) ソニーの売上および収益性は、ソニーの主要市場の経済や雇用などの動向に敏感です。
ソニーの売上および収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。最近これらほとんどの市場において引き起こされた深刻な景気後退が、ソニーの業績および財政状態に重大な悪影響を与えており、また、この悪影響が今後も継続する可能性があります。2008年度のソニーの売上高および営業収入において、日本、米国、欧州における売上構成比はそれぞれ24.2%、23.6%、25.7%でした。
このようにソニーの業績に重大な影響を与える動向としては、例えば、ソニーの最終消費者もしくは法人顧客からの需要の減少が含まれます。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買意欲が低下した結果、消費が低迷し、ソニーの短期から中期にかけての売上および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。法人顧客の経営悪化の要因には、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、最終消費者の需要減などがあげられます。また、経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす要因に含まれます。加えて、経済状況のさらなる悪化や失業率の上昇は、ソニーの事業に対し、前述の要因に関するさらなる悪影響を与える可能性があります。
ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーは競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなり、ソニーの売上および原価率に影響

が及ぶ可能性があります。

世界的な経済動向が、構造改革費用の増し、年金およびその他の退職給付債務にかかる費用の増加および追加的な資金拠出、追加的な資産の減損費用の計上などを通じて、ソニーに影響を与える可能性もあります。いずれの要因もソニーの業績、財政状態およびキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- (5) 国際金融・資本市場における前例のない混乱や格付けの低下は、ソニーの資金調達や調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。

国際金融・資本市場は前例のない不安定な混乱状況に陥っており、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、国際的な大手発行体にとってさえも、資金調達に影響が生じています。日本を含む主要国の中央政府や中央銀行は金融市場および金融機関を安定化させ、流動性を回復させる各種施策を、最近導入しました。これらの施策により、金融・資本市場の状況はある程度改善しましたが、これらの施策がそれぞれ、もしくは全体として、市場全体を支える効果を持ちつづけ、また、資金および流動性に関わる諸問題を解決する保証はありません。

従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、コマーシャルペーパー、中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。世界的な景気後退の影響を受けた結果、ソニーはキャッシュ・フロー上の必要性を満たすため、将来コマーシャルペーパーや債券市場により依存せざるを得なくなる可能性があります。最近の市場が不安定な混乱状況にあった期間でも、ソニーはコマーシャルペーパーや中長期債市場で引き続き資金を調達することは可能でしたが、将来にわたってこのように資金調達が可能な状況が継続するという保証はありません。また、資金調達が可能であったとしても、市場要因から調達コストが大幅に上昇しないという保証もありません。現在の市場の不安定な混乱状況が継続するか、もしくは悪化した場合、ソニーはコマーシャルペーパーや中長期債の満期償還やその他の必要な流動性を賄うため、主に国際的な銀行と契約している資金コミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性があります。このような極端な市況下では、代替的な資金調達手段が利用可能となる、もしくは十分な資金を調達できる保証はありません。さらに、ひとつもしくは複数のソニーの主要な融資機関が経営危機に陥った場合、また日本および国際的な金融・資本市場の混乱から、こうした融資機関がソニーへの融資を停止した場合、ソニーのこのような資金源からの調達に悪影響を与える恐れがあり、ひいてはソニーの業績、財政状態および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

同様に、ソニーの信用格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのコマーシャルペーパーや中長期債市場からの調達に悪影響を与える恐れがあり、ひいてはソニーの業績、財政状態もしくは流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (6) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、特にエレクトロニクス分野およびゲーム分野において、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴を持つ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的容易になったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、高水準の研究開発投資を継続的に行っています。しかしながら、このような研究開発が想定した成果をもたらさず、その結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品をタイムリーに商品化できない場合、ソニーの評判および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (7) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、エレクトロニクス分野において、製造設備に対する投資を継続的に行っています。また、製造に関する合併会社に対しても出資を行っています。この例として、ソニーおよびサムスン電子が、韓国における両社の合併会社であるS-LCDにおいて第7世代に続き、第8世代製造ラインによるアモルファスTFT液晶パネル製造のために行った出資があげられます。ソニーおよびサムスン電子によるS-LCDに対する第7世代および第8世代製造ラインのための累計総投資額は約4,000億円で、うちソニーの投資額は約50%です。ソニーはこうした設備投資もしくは出資の一部または全部について、回収することができない、または回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。この場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 戦略事業におけるソニーの第三者との合併・協業・提携は、成功しない可能性があります。

ソニーは、過去数年間、従来社内部門や完全子会社で営んでいた事業を補完もしくは置き換えるため、第三者との合併、協業や戦略的提携を確立してきました。

ソニーは、現在、Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）およびS-LCDなどに投資を行っています。既存の提携・合併・戦略的出資において、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、提携・合併・戦略的出資の期間中、ソニーの業績に一時的、または短期もしくは中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。なお、2008年2月に、ソニーは、シャープとのあいだで、第10世代のアモルファスTFT液晶パネルおよびモジュールの製造を行う合併会社の設立について、両社の意向を確認する「意向確

認覚書」を交わしました。その後、合併会社設立のための法的拘束力を有する契約を2009年6月30日までに締結合意することをめざし、誠意を持って交渉を継続しています。

特に、合併・提携関係において生じる法的・文化的な差異や、合併・提携相手との関係の変化、合併・提携相手の財務状況の変化などにより、増加する合併事業や戦略的提携を円滑に運営できなくなるリスクも存在します。これらの合併および戦略的提携について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合併事業や戦略的提携への支配権を十分に確保できないリスクや、ソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクもあります。また、ソニーブランドを使用する合併会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。

- (9) ソニーの構造改革は多大な費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、2008年度において投資計画の見直し、製造事業所の統廃合、人材の再配置および人員の削減などの経営体質強化施策を実施し、754億円の構造改革費用を計上しました。2009年度には、前述の施策をさらに推進し、1,100億円の構造改革費用を計上する見込みです。これらの構造改革費用は、売上原価、販売費および一般管理費、または資産の除売却損および減損（純額）に計上され、ソニーの営業損益および純損益を悪化させます。

また、内的または外的な要因により、構造改革による効率性の向上およびコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げうる内的な要因には、例えば、すでに計画されているものとは別の新たな構造改革を行うという決定や、研究開発やその他の支出を積み増すという決定など、費用の総額を増加させようという決定があります。一方、外的な要因には、例えば、ソニーが構造改革を計画どおりに実行するのを妨げる、地域ごとの労働規制や労働組合とのあいだの協約、日本における労働慣行による追加的な負担が含まれます。このような要因から、構造改革が、効率の改善、市場変化への適応能力の強化、より高収益な事業への経営資源の再配分につながらない可能性があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーは、資金的制約により、研究開発計画の実施と目指すべき成長分野への投資が行えない可能性があります。加えて、構造改革費用にかかる支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

- (10) 外貨建ての売上や資産の割合が高いソニーの業績は、外国為替相場変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を、それぞれの通貨の月別平均為替レートを使って円換算し、連結損益計算書を作成しています。また、ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産および負債を、それぞれの市場の期末為替レートを使って円換算し、連結貸借対照表を作成しています。ソニーの業績や資産および負債のかなりの部分が外貨建てとなっており、例えば損益計算書の場合、2008年度の日本の売上高および営業収入の構成比は全体の24.2%にとどまります。したがって、特にエレクトロニクス、ゲーム、映画分野および音楽事業など国際的に展開している事業においては、それぞれの業績、資産および負債を円に換算してソニーに連結する際に、円の各通貨に対する為替レートの変動の影響を大きく受ける可能性があります。将来において、特に米ドル、ユーロもしくはその他の外国通貨に対し大幅に円高となった場合、外国為替相場の変動がソニーの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (11) 売上と費用が異なる通貨で発生することにより、ソニーの業績は為替変動の影響を受ける可能性があります。

多くのソニーの製品は、開発・製造された国とは異なる国において販売されるため、ソニーの営業損益は為替レートの変動の影響を受けます。エレクトロニクス分野においては、研究開発・本社活動・生産活動の多くが日本に集中していることから、総コストに対する円建てコストの比率が総売上に対する円建て売上の比率を上回るため、特に円高の影響を受けやすい構造になっています。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。

また、ソニーは、輸出入取引により生じると見積もられる短期の外貨建債権債務等の純額のほとんどを事前にヘッジしていますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの短期の変動リスクを完全に取り除くことはできません。

- (12) ソニーは市況変動が大きい部品やコンポーネントの調達および需要変動の大きい製品、部品やコンポーネントの在庫管理を効率的に行う必要があります。

エレクトロニクス分野やゲーム分野において、ソニーは半導体や液晶パネル等、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格面での市況変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足が需要超過局面で生じた場合、部品やコンポーネントの価格が高騰し、ソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、これらの部品やコンポーネントの価格は、石油化学製品、コバルトや銅などの原材料の価格に応じて変動し、製品原価に影響を与えることがあります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて部品やコンポーネントを発注し、生産量および在庫計画を事前に決定していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不充

分な経営管理が在庫不足もしくは過剰在庫を招き、その結果、生産計画が混乱し、売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿上の金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、過去にソニーは、一部の半導体や液晶パネルの不足によりPCやオーディオ・ビジュアル製品に対する消費者需要を満たせなかったことがあり、また、一部の半導体や液晶パネルで過剰在庫を抱えたためそれらの部品やコンポーネントの価格低下の際に在庫の評価減を計上した経験もあります。過去にこのような売上機会の損失や在庫調整がソニーの業績に重大な悪影響を及ぼしたことがあり、今後もソニーが在庫管理に失敗した場合、同様の影響を及ぼす可能性があります。

(13) ソニーは、さまざまな国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーの事業活動の多くは日本国外で行われていますが、国際的な事業遂行には課題もあります。例えば、エレクトロニクス分野およびゲーム分野において、中国を含むアジアにおける製品・部品の生産や調達が増加しているため、現地で自然災害が起きたり、SARS（重症急性呼吸器症候群）や新型インフルエンザのような感染症等の疫病が広がったりした場合、製品・部品の生産や出荷が妨げられる可能性があります。また、中国やその他のアジアの国々でエレクトロニクス製品を生産することにより、欧州や米国に製品を供給するのに必要な時間は長くなり、変化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、文化的・宗教的な摩擦や期待される行動規範からの逸脱、ならびに為替管理・輸出入管理・資産国有化・海外投資収益の本国送還規制などに関する予期できない法律・規制の変更、および十分なインフラの欠如などがあります。ソニーが事業を展開する地域において、今後不安定な国際的政治・軍事情勢、あるいは自然災害が生じた場合、ソニーの事業活動が阻害されたり、当該地域の消費者の購買意欲を低下させたりすることにより、ソニーの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらにソニーの事業活動にとって新興市場は、より一層重要になってきているため、ソニーが前述のリスクの影響を受けやすくなった結果、業績および財政状態に悪影響を被る可能性があります。

(14) 新しいゲームプラットフォームの開発・導入時にかかる多額の投資を完全に回収できない可能性があります。

ゲーム分野では、特に新しいプラットフォームの開発・導入時において、ライフサイクルの長い競争力ある製品を開発し提供するために、多額の研究開発投資を必要とします。また過去においてエレクトロニクス分野でも、PS3向けに供給する半導体を含む主要な部品を開発、製造するために多額の設備投資および研究開発投資を計上しました。さらに、ゲーム分野ではこれらの製品を競争力ある価格で、魅力的なゲームソフトやオンラインサービスとともに、消費者に提供し、プラットフォームを順調に普及させることが特に重要です。プラットフォームが順調に普及しない場合、これらの投資の一部または全部の投資を回収することができず、ソニーの収益性に重大な悪影響を及ぼすリスクがあります。また、プラットフォームが最終的に普及し、ソニーが投資を十分に回収できる場合であっても、投資回収に予想を超える長期を要し、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

ゲーム分野において業績を悪化させた例としては、PS3ハードウェアにおいて製造コストを下回る戦略的な価格設定を行ったことなどにより、分野全体で過去に大幅な営業損失を計上したことがあげられます。

- (15) ゲーム分野やエレクトロニクス分野においては特に年末商戦の影響を受けます。

ゲーム分野は提供するハードウェア(「プレイステーション 2」(以下「PS 2 fi」)、PSPおよびPS 3など)の種類が比較的少ない上に、総需要に占める年末商戦の比率が高いため、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ソフトタイトルの発売遅延、ハードウェアの供給不足などが生じた場合、ゲーム分野およびエレクトロニクス分野の業績にマイナスの影響を与える可能性があります。エレクトロニクス分野も年末商戦需要に依存しており、ゲーム分野ほどではないものの、この時期の売上減少や製品需要に間に合わないという供給不足の影響を受けやすくなっています。

- (16) ゲーム分野の売上および収益性はプラットフォームの普及の成否に依存しており、この普及は第三者により制作されるものを含むソフトウェアラインアップの充実度や、最近ではオンラインサービス拡大の影響を受けています。

ゲーム分野では、プラットフォームの普及の成否が売上および収益性に重要な影響を及ぼします。この普及は第三者により制作されたものを含む十分なソフトウェアラインアップやオンラインサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。ソフトウェアラインアップやオンラインサービスの充実度は、他の多くのコンテンツビジネスに見られるようにソフトウェアそのものの売上および収益性に影響を与えるのみならず、プラットフォーム全体の普及に影響を及ぼすため、ハードウェアの売上および収益性にも影響を及ぼします。

- (17) ソニーの音楽事業、映画分野、およびゲーム分野のコンテンツ事業は、新しい技術の開発やブロードバンド・インターネット接続の普及にともなって広がりつつある違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。

デジタル技術の進歩と低価格化、ブロードバンド・インターネット接続の普及と高速化およびデジタルフォーマットでのコンテンツの普及により、違法デジタルコピーおよび偽造からソニーの音楽事業、映画分野、およびゲーム分野のコンテンツの著作権を保護する能力がリスクにさらされています。特に、ソフトウェアおよび技術の進歩により、コンテンツの著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由で音楽や映像のデジタルファイルの複製、転送やダウンロードができるようになり、高品質な音楽・映像ファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単に行えるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが脅かされています。こうした技術の進歩の中には、ハードディスクのビデオ/オーディオレコーダー、CD/DVD/ブルーレイディスク™レコーダーといったデジタル機器、ファイル圧縮アルゴリズムやユーザー間デジタル配信サービスが含まれます。こうした不正な作成、送信、再配信は、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、音楽事業、映画分野、およびゲーム分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、著作権の適切な保護、音楽、映画、テレビ番組、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、想定している効果を達成できない可能性もあります。

- (18) 映画分野の業績は、製作およびマーケティング費用、消費者に受け入れられるかどうか、作品の公開または配信時期および競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。

映画分野における映画作品の公開およびテレビ番組の制作に関する業績は、主として、製作およびマーケティング費用や、消費者に受け入れられるかどうかといった、予測することが難しい要因に加え、新しい映画の公開時期やテレビ番組の配信時期などによって大きく変動する可能性があります。また、映画分野における映画作品とテレビ番組の商業的成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品が消費者に受け入れられるかどうか、ならびに、それらに代わる娯楽およびレジャー活動を楽しむことができる状況にあるかどうかによって依存しています。こうした娯楽やレジャー活動の中には、ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイトなど技術革新により可能になった、さまざまな新しい選択肢が含まれます。ある期間内において公開される映画作品数は限られているため、通常他の作品より高額な製作費およびマーケティング費用をかけて製作される大型期待作品の成績が想定を下回った場合、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

- (19) 広告市場の変化、あるいは放送契約更新の失敗もしくは更新時における条件悪化により、映画分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。

世界的なテレビ番組網を含む、映画分野のテレビ番組事業の売上の大部分は、広告収入が占めています。世界的な景気後退にともなう広告市場の低迷が映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。また、映画分野の売上には、米国内外のテレビ放送ネットワークから得られる映画作品やテレビ番組を含む映像ソフトの放映権収入が含まれますが、テレビ放送ネットワークの広告収入や視聴料収入が低迷した場合、映画分野の放映権収入に悪影響を与える可能性があります。さらに、世界的なテレビ番組網での放映は、第三者のケーブル、衛星やその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者との放送契約更新の失敗もしくは更新時における条件悪化は、映画分野における世界的なテレビ番組網からの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

(20) 映画分野の業績はストライキによる影響を受ける可能性があります。

映画分野は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・製作に欠かせない専門的スキルを有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、またはそれらが成立しないことによってもたらされる単一、もしくは複数の労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さによっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。単一の、あるいは複数の労働協約が合意にいたらない場合、映画分野における費用が上昇し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(21) ソニーの音楽事業および映画分野におけるエンタテインメント・コンテンツの製作および購入費用の継続的な高騰やその他の事業環境の変化は、両事業の売上や業績に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの音楽事業の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティストの発掘および育成に大きく依存しており、ソニーの音楽事業で有能な新規アーティストを発掘・育成できない場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための各社間の競争も激化しており、結果としてタレント関連費用やマーケティングおよびプロモーション費用の増加につながっています。映画分野では、トップ・タレントに対する高い需要が映画製作費用や第三者が制作したプログラムの購入費用の高騰につながり、業績に影響を与える可能性があります。

このようなコンテンツの製作および購入費用の上昇に加えて、ソニーの音楽事業や映画分野はそれぞれの事業環境の激変を経験してきており、今後もその変化は継続する可能性があります。その結果、音楽事業および映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。たとえば、主として違法デジタルコピーや違法ダウンロードの結果、音楽業界における卸売や小売業者の経営破綻や、消費者の裁量にゆだねられた支出を奪い合う継続的な競争により、音楽のパッケージメディア、特にCDの売上が減少しています。インターネットを通じた音楽コンテンツの正規ダウンロードや携帯電話への配信など、音楽コンテンツの新しい販売形態が現れつつあるものの、これらのデジタル配信収入は、音楽パッケージメディア売上の減少を十分に補完するにはいたっていません。このような状況は、ソニーの音楽事業の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。主要小売業者の財政状態の悪化、DVD市場の成熟化、消費者の裁量にゆだねられた支出やレジャー時間を奪い合う競争の激化、違法デジタルコピーや小売業者の陳列スペースをめぐる競争の激化などの業界全体の動向も、米国内外における業界全体のDVD売上の減少につながってきており、今後も引き続きつながる可能性があります。その結果、映画分野の業績が影響を受ける可能性があります。

(22) ソニーの音楽事業は、欧州裁判所による司法手続きの影響を受けます。

ソニーは欧州委員会などによる独占禁止に関する承認にもとづき、2004年8月に、日本以外における音楽制作事業をBertelsmann AG（以下「ベルテルスマン」）の音楽制作事業と統合し、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT（以下「ソニー-BMG」）を設立しました。これに対して、2004年12月3日に、独立系の音楽制作会社2,500社で構成される国際団体「Impala」が、欧州委員会による統合承認の無効を求めてEU第一審裁判所に提訴しました。2006年7月13日、EU第一審裁判所は、欧州委員会の統合承認を無効とし、同委員会に対して事業統合を再調査するよう求めました。2006年10月、Sony Corporation of America（以下「SCA」）とベルテルスマンはEU第一審裁判所の判決に関し欧州共同体司法裁判所に控訴しました。2007年10月3日、欧州委員会は再調査の結果、統合には市場での競争阻害性はないとした2004年の判断を再確認しました。欧州委員会の再確認に対しては、Impalaが2008年6月16日にEU第一審裁判所に当該不服申し立てを行った旨発表し、SCAは当該不服申し立てに訴訟参加するための手続きを行いました。また、2008年7月10日、欧州共同体司法裁判所は、SCAとベルテルスマンによりなされた2006年の控訴に対し、欧州委員会の当初承認を無効としたEU第一審裁判所の判決を破棄し、審理するために同裁判所に差し戻すことを命じる判決を出しました。なお、2008年9月26日、EU第一審裁判所は、Impalaにより2008年になされた欧州委員会の再確認に対する不服申し立てに関する訴訟手続きにつき、欧州委員会の当初承認に関するEU第一審裁判所の判決が出されるまで停止することを決定しています。また、ソニー-BMGは、2008年10月1日にソニーの完全子会社となり、2009年1月1日付で社名をSony Music Entertainment（以下「SME」）と変更しています。2009年2月10日、Impalaは、ソニーによるソニー-BMGの完全子会社化に関する欧州委員会の承認手続きは完了しており上訴できず、Impalaの当初の提訴の目的を喪失させることになる旨をEU第一審裁判所に対して通知しており、Impalaの当該見解を欧州委員会も支持しています。しかしながら、EU第一審裁判所は当該見解に拘束されず、かつ、現在も欧州委員会の当初承認に関し、どのように訴訟手続きを進めるかにつき審理中です。もし、EU第一審裁判所が（さらに控訴した場合は、これに加え欧州共同体裁判所が）欧州委員会の2004年の当初承認および欧州委員会の2007年の再確認を無効とし、そして、かかる無効判断にもとづくさらなる調査により、欧州委員会が2004年および2007年に行った判断を覆した場合には、すでに統合されている会社の全部または一部が解体を迫られる可能性もあります。その場合、ソニーは多額の費用を計上するのみならず、音楽制作事業に関して事業の目的を達成し得ない可能性があります。

- (23) ソニーはハードウェア、ソフトウェアおよびコンテンツの融合戦略の遂行に成功しない可能性があります。
ソニーは、市場における差異化を図るために、ブロードバンドネットワークを用いてハードウェア、ソフトウェアおよびコンテンツの融合を促進させることが不可欠であると確信しています。また、ソニーは最終的には、この戦略が継続的な収入をもたらすことになるかと信じています。しかしながらこの戦略は、特定のネットワーク技術の発展（ソニー内外を問わず）、ソニーのさまざまなビジネスユニットの連携、ビジネスユニット間および業界内の技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力および収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (24) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり活動が制限されたりする可能性があります。
ソニーは、エンタテインメント領域に関するネットワーク・サービス、金融サービス、エレクトロニクス製品の販売・マーケティングなど、オンライン上の事業活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバシー、消費者保護、データの保存および保護、コンテンツ関連規制、名誉毀損、年齢確認その他の児童保護、「cookie」（インターネット上のウェブサイトを通じて特定のユーザーを識別し、利用履歴データを保存・管理するためのソフトウェア）などのソフトウェアの最終ユーザーのPCまたは他の情報端末へのインストール、価格設定、広告（成人および児童向け）、課税、著作権や商標権、販売、および課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制（オンライン上の事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたもののオンライン上の事業活動にも適用される法規制）の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の法的責任、ソニーの評判への損害などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行われるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、ソニーが依拠しているオンライン上の事業活動を保護する法令に変更が生じた場合、またはこのような保護を厳格に適用する解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規制遵守のための費用の増加もしくは特定のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。
- (25) 金融分野は、法規制が厳格な業界で事業を遂行しており、新しい法令や監督官庁の施策等が、事業遂行の自由度を妨げ、業績に悪影響を与える可能性があります。
ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。将来の法律・規制・政策等の改正・変更や、それによる影響は予測不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業の制約にもつながる可能性があります。例えば、保険金支払い漏れに関し、日本の金融庁による監督等の法規制は強化されています。また、数多くの法規制を遵守することは難しいという点に、ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反等が発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの業績に悪影響を与える可能性もあります。
- (26) 金融分野の業績は、株価の下落により、重大な悪影響を受ける可能性があります。
金融分野において、ソニー生命は新株予約権付社債および株式を保有しています。新株予約権付社債は、米国会計基準において、会計期間終了時における損益への時価計上が求められます。米国住宅ローン問題の影響に端を発した昨今の世界的な株式相場の暴落にみられるような株価の下落により、ソニー生命の保有する新株予約権付社債の評価損や株式の減損が計上される可能性があります。また、有価証券の売却益もしくは未実現利益が減少することにより、ソニーの業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、米国会計基準では、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金の評価に用いる保険数理上の前提と、繰延保険契約費の償却費見直しも求められています。このため、ソニー生命の特別勘定資産運用利回りの悪化時には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。

(27) 金融分野の財政状態および業績は、金利の変動により重大な影響を受ける可能性があります。

ソニーの金融分野においては、生命保険事業および損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務等、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債管理（以下「ALM」）を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーがALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の財政状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命においては、通常、契約者に対する債務の期間が、運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利の状況においては、残存する保険契約の保険料は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(28) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価および金利変動リスク以外のさまざまなリスクにさらされています。

安定した投資収益を確保するため、ソニーの金融分野では公社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産等、さまざまな投資資産を保有しています。金利および株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスクおよび不動産投資リスク等、さまざまなリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）では、2008年度において住宅ローンが貸出金の98.2%または総資産の33.2%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産価格の価値が減少した場合、ソニー銀行の貸出金ポートフォリオの信用力に悪影響を及ぼし、信用関連コストが生じる可能性があります。

(29) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積もりと乖離することにより、将来の責任準備金の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険および損害保険事業においては、資格を有する保険計理人が作成した将来の支払い義務に関する見積もりにもとづき、将来の保険金・給付金支払いに備えた責任準備金を積み立てています。この責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期、支払うべき保険金・給付金の支払い額、保険料収入を原資に購入する資産の運用益など、多くの前提と見積もりにもとづいて計算されています。これらの前提と見積もりは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の金額や支払い時期、または保険契約債務に対応した資産が、保険金・給付金の支払いより前に想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期、支払うべき保険金・給付金の額は、以下のように保険事業としてコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響を受けます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積もりの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、およびそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法および医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提や見積もりと異なる場合、責任準備金の積み立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積み立て水準に関するガイドラインや基準に変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積もりまたは保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の引当額の増加は、金融分野における財政状態および業績に重大な悪影響を与える可能性があります。さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症等の疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合、金融分野の財政状態および業績は、重大な悪影響を受ける可能性があります。

(30) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。

ソニーの本社、主要データセンターのいくつか、そして半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較的高い日本国内にあります。また、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の製作・制作、物流、販売、およびサービスなど、世界中にあるソニーのオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、大規模停電などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止や生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーの営業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに重要になっている中、前述の大惨事のほか、ソフトウェアまたはハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの予測できない出来事から生じるネットワークや情報システム停止のリスクが高まっています。ソニーは、このようなリスクに対する対策を進めていますが、大惨事の結果、主要な事業オペレーションの停止や生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク情報システムの修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じ、ソニーの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(31) 顧客の個人情報の紛失、漏洩または不正流出やその他の情報セキュリティ侵害があった場合、ソニーの評判や事業に悪影響を与え、損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーは、特に金融分野において、日常業務において第三者サービスプロバイダ等を利用することにより、オンラインサービスを活用し、データ処理の集中化を図っています。したがって、機密情報を維持・転送するにあたり、万全な安全対策を取ることは、業務上不可欠です。しかしながら、顧客の個人情報に関して、紛失、漏洩、顧客の承諾を得ない流出の可能性が無いという保証はありません。加えて、ソニーの情報技術や情報システム、あるいはサービスプロバイダや戦略ビジネスパートナーの情報技術やシステムがセキュリティ侵害を受けないという保証もありません。万が一、ソニーが顧客の個人情報を紛失した場合や、悪意をもった第三者が、ソニーあるいはビジネスパートナーやサービスプロバイダのネットワークに侵入し、顧客の個人情報を不正に利用または取得できてしまった場合や、ソニー役職員の故意または不注意による顧客の個人情報の紛失、漏洩または不正利用などが起きた場合は、ソニーの評判が損なわれるとともに、顧客から訴訟を提起されたり損害賠償請求を受けたりする可能性があります。

顧客の個人情報の紛失、漏洩、不正利用、その他の情報セキュリティの侵害は、ソニーの評判に重大な影響を与え、事業および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(32) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を傷つけるリスクにさらされています。

急速な技術の進化やデジタル機器の需要増にともない、ソフトウェアや半導体を含む電子デバイスなどのソニー製品は一層高機能かつ複雑になっています。同時に製品品質や製造物責任問題もより重大なリスクとなる可能性があります。ソニーが行う、急速な技術の進化やデジタル機器の需要増への対応や製品品質管理への取り組みは成功しない可能性があり、その場合には、製品回収、アフターサービス、および訴訟などの費用が発生する可能性があります。ソニーのブランドイメージや高品質な製品のメーカーという評価が低下することもあり得ます。このような問題は、ソニーが直接顧客に販売する最終製品のみならず、上記半導体を含むソニー製電子デバイスが搭載された他社製品においても生じる可能性があります。この例として、2006年度にソニーは、Dell Inc.、Apple Inc.およびLenovo, Inc.によるソニー製リチウムイオン電池セルを使用したノートブックコンピュータ（以下「ノートPC」）用電池パックの自主回収、ならびにソニーおよびその他のPCメーカー製ノートPCの一部に採用されている、ソニー製リチウムイオン電池セルを使用したノートPC用電池パックの全世界における自主交換プログラムに関わる512億円の引当を計上しました。なお、回収および交換実績を当初の見通しと比較した結果、2007年度および2008年度において、上記引当の一部である157億円および23億円の戻し入れをそれぞれ計上しました。

(33) ソニーは退職給付債務により財務的負担を被る可能性があります。

ソニーは、未積立年金債務（予測給付債務から年金資産公正価値を控除した金額）を認識し、年金数理純損益を米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）基準書第87号「事業主の年金会計(Employers' Accounting for Pensions)」、基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other

Postretirement Plans）」、およびこれらの基準にかかる改正にもとづいた方法により、従業員の平均残存勤務年数にわたり定期的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、FASB基準書第87号にもとづき、売上原価または販売費および一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの連結貸借対照表上で認識される、年金制度における年金資産および負債のほとんどは日本の年金制度に関連する部分です。この年金制度は日本の確定給付企業年金法の規制を受けており、これによりソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。2008年の秋以降のグローバル金融危機を背景とした景気減速から企業収益が大幅に悪化し、日本の年金制度資産のうちの30%程度を占めるエクティ性資産の時価が著しく下落しました。それらの市場変動を受けて、年金資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過しており、法令もしくは特別な政令等により猶予された期間内に年金資産の公正価値が回復しない場合、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令によって定められる掛金の更新にともなって年金制度資産の長期収益率などの前提を見直した際、掛金の水準が引上げられ、将来にわたってキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす要因となる可能性があります。

(34) ソニーは繰延税金資産を最大限に利用することができず、税率の変化あるいは追加的な税金負債がソニーの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本およびさまざまな税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の決定が不確実な状況が多くあり、これらが長期間に及ぶ場合もあります。ソニーの税金引当や税金資産、税金負債の帳簿価額の計算は高度の判断と見積を必要とします。

ソニーは、主要な部分が繰越欠損金からなる繰延税金資産が、慎重かつ実行可能な税務戦略を加味した十分な将来の課税所得により、50%超の可能性をもって回収可能であると現在考えています。しかしながら、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を将来に生み

出せない場合、あるいは繰越欠損金の使用を法的に制限される場合に、一部の繰延税金資産は未使用のまま消滅、または回収できない可能性があります。ソニーの繰延税金資産が、50%以上の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合に、ソニーは評価性引当金を認識しなければなりません。この場合には、税金費用が著しく増加する、または将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。したがって、評価性引当金が計上された期間あるいは繰延税金資産が未使用のまま消滅した期間に、ソニーの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産および評価性引当金の評価において、連結子会社間の移転価格に関して、50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本およびさまざまな税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結子会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こりうる悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにともなう評価性引当金の計上、ソニーの将来の業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、または租税法規の改正やそれらの解釈の変更等により不利な影響を受ける可能性があります。

(35) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産および長期性資産を保有しており、高度の判断を必要とする将来業績予想の下方修正や見積もり・前提の変更により減損を計上する可能性があります。ソニーは、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産について、年一回第4四半期に報告単位毎に減損の判定を行い、また、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的なマーケットや産業固有の変動などの要因や兆候による減損判定の必要性を継続的に評価しています。保有しかつ使用する長期性資産および処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産または資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に検討されます。保有しかつ使用する長期性資産については、長期性資産または資産グループの簿価と割引前将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討され、帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価額を超える部分について、減損を認識します。

営業権、無形固定資産およびその他の長期性資産の減損の判定もしくは金額の算定において、公正価額は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、または比較可能な市場価額により算定されており、この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、適切な類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積もり・前提を使用します。将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値に影響を与える見積もり・前提の変更による報告単位、無形固定資産または長期性資産もしくは資産グループの公正価額の減少は、減損による非現金支出費用の計上を招き、ソニーの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(36) 現在もしくは将来における訴訟および規制当局による法的手続きが不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、事業の遂行に関して、訴訟および規制当局による法的手続きに服するリスクにさらされています。訴訟および規制当局による法的手続きは、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合がありますが、多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟および規制当局による法的手続きへの対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの事業活動や業績、財政状態、キャッシュ・フローおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(37) ソニーは第三者の知的所有権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的所有権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部分が一時的または恒久的に市場での販売を差し止められることとなった場合は、ソニーの事業活動や業績、財政状態および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(38) ソニーは第三者のいくつかの知的所有権に依存しており、必要なライセンスを取得し続けることができない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的所有権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要なかつビジネスに有効なさまざまな知的所有権のライセンスを取得または更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、または受け入れ可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の再設計や、販売の断念を余儀なくされる可能性があります。

(39) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、評判を傷つけるリスク、およびその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは、部品（テレビ向けの液晶パネルなど）や技術（PC向けのオペレーティング・システムなど）の外部調達が増加しています。外部の供給業者に依存する結果、欠陥のある技術や部品または質が不十分な技術や部品がソニー製品に使用されてしまうことを阻止できない可能性が高まっています。このような問題のある技術や部品を使用した製品は、ソニーの業績や製品の品質についての評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソニーはエレクトロニクスおよびゲーム分野において、相手先ブランド製品の製造業者もしくは設計製造業者への委託が増加しています。加えて、資材調達・物流・販売・その他のサービスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。外部のビジネスパートナーへの依存により、ソニーは、当該パートナーが法規制を十分に遵守しなかったり、第三者の知的所有権を侵害したり、事故もしくは自然災害などにさらされたり、事業環境の悪化により経営破綻したりすることの影響を受ける可能性もあります。

(40) ソニーは、環境や労働安全衛生に関する法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、大気汚染、水質汚染、有害物質の使用の管理、廃止、削減や一部製品の待機電力レベルの低減、廃棄物管理、製品や電池、梱包材料のリサイクル、土壌浄化、従業員や消費者の安全衛生に関する法規制を含む、広範囲な環境や労働安全衛生上の法規制の対象となっています。これらの法規制およびその運用がより強化されたり、または将来的に新たな法規制が導入される可能性があり、ソニーにとって、法規制遵守にかかる追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。さらに、環境や安全衛生上の法規制を遵守できない場合、罰金、刑罰、法的制裁、その他のコストや原状回復義務の対象になる場合があります。さらに、法規制を遵守できないことに対する処分が、ソニーの評判を損ない、また業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーは、事業活動に影響を与える可能性がある環境や安全衛生上の新しい法規制について、監視し、評価しています。たとえば、EUが施行した有害物質の使用規制の指令（以下「RoHS」）、および電気・電子機器の廃棄に関する指令（以下「WEEE」）の2つの指令については社内的にリスクを管理する仕組みを構築しました。同様の法規制が中国を含む世界の他の地域でも制定されつつありますが、ソニーが欧州域外で将来施行される同様のプログラムを遵守するにあたっては、多額の費用が発生する可能性があります。なお2007年にEUにて施行された化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則（以下「REACH」）についても、社内にてリスク管理の仕組みを構築中です。ソニーは、REACHが直接、間接に費用の上昇や事業活動に対する制限をもたらす、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性を含めて、これらの法規制がもたらしうる影響について、引き続き評価を続ける予定です。

また、ソニーは、気候変動問題は、適切な対応や環境活動等が行われなかった場合において、経営に対する潜在的なリスクを有すると考えています。気候変動問題は、温室効果ガス排出量に関する開示、温室効果ガス排出削減、炭素税や電気製品の省エネなどに関する新しい法規制や政策による追加的な費用増に結びつく可能性があることを認識しています。既に日本においては物流におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量の合理化に努める義務を一定の荷主に負わせる法規制が導入されており、他国でも近い将来において類似した法規制が導入される可能性があります。また、消費者の関心が高まっている気候変動問題に対して、適切な対応を取ることができなかった場合、ソニーの評判が傷つけられ、消費者が製品の購入にあたって、ソニー製品ではなく、他社製品を選択するリスクがあります。

5【経営上の重要な契約等】

PS 2 およびPS 3 ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のMPEG LA LLC、Dolby Laboratories Licensing CorporationおよびNissim Corp.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS 3 ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスク™プレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記記載の特許に加え、米国のMPEG LA LLCおよびAT&Tとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、ブルーレイディスク™規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。また、ソニーのデジタルテレビ製品は、Thomson Licensing Inc.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、デジタルテレビ規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。

6【研究開発活動】

ソニーは、コンシューマーエレクトロニクスとエンタテインメントを提供するグローバルなリーディングカンパニーになることを目指し、コアビジネスの更なる強化やネットワーク関連施策の推進等を新たな3カ年の目標として設定、2008年6月、中期経営方針説明会にて発表しました。特にエレクトロニクス事業を中心とするコアビジネスにおいては、量的な拡大のみならず質的な向上ともなう豊かな成長を目指します。

エレクトロニクス分野における研究開発の重点領域として、ソニーは以下の4つを再定義しています。

- ・ソフトウェア技術（アプリケーション開発、信号処理、ユーザーインターフェース、画像処理技術）
- ・次世代デバイス（有機ELディスプレイ、レーザー、薄膜、伝送技術）
- ・知的情報処理（認識技術、情報セキュリティ、ワイヤレス）
- ・先端材料（医療エレクトロニクス、環境技術、次世代バッテリー）

またソニーは、社内外の先進技術を活用するオープン・イノベーションを推進し、事業化を加速します。ソニー独自の技術力と外部の専門性を融合することにより、R&Dの効率向上を図り、ネットワーク時代において急速に変化するカスタマーニーズと嗜好に迅速に対応していく事を目指します。

この中期経営方針にもとづき、研究開発の強化と効率向上の両面から、2008年5月、ソニーはコーポレートR&D研究所体制の再編を行い、これまでのA³（エイ・キューブド）研究所の機能を技術開発本部に移管しました。また、研究所内でいくつかの再編・再配置を行い、これにもないマテリアル研究所を先端マテリアル研究所に、情報技術研究所をシステム技術研究所に、コアテクノロジー開発本部をコアデバイス開発本部にそれぞれ名称変更を行いました。

ソニー本社が直轄する研究開発の各組織と主なミッションは、2008年度末時点で、それぞれ以下のとおりになっています。

- ・技術開発本部：商品共通要素技術の開発および新規商品事業の創出
- ・ディスプレイデバイス開発本部：次世代ディスプレイ技術の開発
- ・コアデバイス開発本部：次世代デバイス技術の開発
- ・先端マテリアル研究所：新規事業創造に向けた先端材料およびデバイス技術の研究開発
- ・システム技術研究所：商品の差異化を目指した情報技術の研究開発
- ・ソニーコンピュータサイエンス研究所：システム生物学やシステム脳科学等の新学問領域の創造

2008年度の連結研究開発費は、前年同期に比べ233億円（4.5%）減少の4,973億円となりましたが、金融分野を除く売上高に対する比率は前年同期の6.3%から6.9%になりました。研究開発費の主な内訳をみると、エレクトロニクス分野が149億円（3.4%）減少の4,239億円、ゲーム分野が45億円（5.9%）減少の726億円でした。エレクトロニクス分野の研究開発費のうち約68%は、新製品の試作研究費、残り約32%は次世代ディスプレイ、半導体、新規材料、ソフトウェアなど中長期を見据えた新技術の開発研究費でした。

世界規模で競争が激化する最先端の技術開発においては、開発投資のリスクを分散しながら開発のスピードを加速するために他社との協業は欠かせません。ソニーは、2008年度中に次のような協業のための新たな契約の締結等を行いました。

・サムスン電子とソニーは、2008年4月、両社合併で設立されたS-LCDにおいて、第8世代と呼ばれるガラス基板サイズ（約2,200mm×2,500mm）のアモルファスTFT液晶生産の新たな生産ライン（以下、8-2ライン）を敷設する旨の契約を締結しました。投資額は、約19億米ドル（1.8兆ウォン、約2,000億円）を予定しています。

8-2ラインは2009年第2四半期（4月～6月）中の生産開始を目指し、稼働開始当初の生産規模はガラス基板投入ベースで月産60,000枚を予定しています。現在稼働中の第7世代および第8世代ラインに加え、新設の8-2ラインが追加されることで、S-LCDは、サムスン電子およびソニーへ向けた大型サイズの液晶パネルのより安定した供給体制の構

築を目指します。

・シャープとソニーは、世界初となる第10世代のガラス基板サイズ（約2,900mm×3,100mm）を採用する大型液晶パネルおよび液晶モジュールの製造・販売を行う合弁会社設立に関する意向確認覚書（以下、覚書）を2008年2月26日に交わし、法的拘束力を有する合弁契約の締結に向けた交渉を継続してきました。両社は、その後の世界経済の変調をうけ、合弁会社設立予定時期を当初より1年程度延期し、2010年3月までとすることで相互に意向を確認し、2009年1月、覚書の内容を修正しました。

シャープとソニーは、今後、両社のリソースと技術の最適な活用方法を継続協議しながら、合弁会社設立のための法的拘束力を有する契約を2009年6月30日までに締結合意することを目指し、誠意を持って交渉を継続していきます。

なお、2008年度の主な研究開発活動および成果には、以下のものがあげられます。

・出光興産（以下、出光）とソニーは、NTSC標準を超える深い青色色度をもつ有機EL素子において世界最高レベルの発光効率を達成し、2008年5月、この成果をディスプレイ関連の学会SIDにて発表しました。

蛍光型発光材料を用いた素子の内部発光効率は、従来25%が限界と言われていました。これに対して、今回、出光が開発した蛍光型青色発光材料およびキャリア注入輸送材料とソニーが開発したデバイス構造の融合により、素子の内部発光効率を28.5%まで高めることに成功しました。この技術は、RGB3原色の中で現在最も消費電力が大きい青色素子の駆動電流を大きく低減する技術であり、有機ELディスプレイの一層の低消費電力化が期待できる成果です。両社は今後も共同開発を積極的に進め、有機ELディスプレイのさらなる高性能化を目指します。

・デジタル署名など民生製品において重要性が高まりつつある暗号化技術の要素技術として、「AURORA（オーロラ）」と呼ばれる、安全性およびソフトウェアとハードウェアの実装性能が高い次世代ハッシュ関数アルゴリズムを、2008年12月、ソニーは国立大学法人名古屋大学 岩田哲准教授と共同で開発したことを発表しました。

既存の主要なハッシュ関数アルゴリズムに対しては、近年、解析技術が目覚ましく発展し暗号の安全性が脅かされつつあります。これに対して「AURORA」は、ソニーが開発した安全で効率性の高い共通鍵ブロック暗号「CLEFIA™」で培ったブロック暗号設計技術を応用し、攻撃への耐性を高めています。「AURORA」は、米国標準技術研究所（NIST）が実施している、次世代の標準となるハッシュ関数アルゴリズムを決めるコンテストにおいて、正式な候補の一つとして認定されています。

・独自開発の「裏面照射型構造」を採用することにより感度を従来の約2倍に高めたCMOSセンサー「“Exmor R”（エクスマアール）」や従来の約10倍に手ブレ補正の領域を拡大した新開発「光学式手ブレ補正機能」、独自の高性能「Gレンズ」などを搭載することで、ハイビジョン映像の画質をさらに向上させたデジタルハイビジョン“ハンディカム”2機種をソニーは2009年2月から発売を開始しました。

世界初となる「裏面照射型構造」の1/2.88型CMOSセンサーは、配線層が形成される基板の反対側にフォトダイオードを配置し、入射光を効率よく利用することで、暗所でもノイズの少ない高画質なハイビジョン撮影を実現しています。

・省エネ性能において業界ナンバーワンとなる32V型デジタル液晶テレビ ブラビア「KDL-32JE1」をソニーは2008年7月から発売を開始し、業界をリードしてきました。この「KDL-32JE1」では、バックライトの発光効率および光学フィルムの光透過率を高めることで、省エネ基準達成率（232%）、年間消費電力量（86kWh/年）および消費電力（89W）のいずれにおいても業界最高の省エネ性能を実現しています。

また、世界で初めて外径約4mmのHCFLをバックライトに採用し、業界最高の低消費電力（従来比約40%減）を実現した大型のV5シリーズおよびJE1シリーズの省エネ性能をさらに向上させた中小型のJ5シリーズ計6機種をソニーは2009年2月から順次発売を開始しました。V5シリーズでは、節電をサポートする「人感センサー」やスイッチ一つで電力を抑える「主電源スイッチ」など独自の省エネ機能を新たに搭載しています。

加えて、2008年以降に発売した ブラビア から、自社循環材としてテレビ用難燃性プラスチック素材の使用をソニーは積極的に展開しています。

ソニーは今後も視聴時の省エネと製品製造時の省資源の両面から、テレビに起因する環境負荷の一層の低減を目指します。

・秒間10枚の高速連写と連続撮影しながらの自動パノラマ合成を世界で初めて実現したデジタルスチルカメラ“サイバーショット”『DSC-HX1』（有効910万画素CMOSセンサー、光学20倍ズームレンズ搭載）をソニーは開発し、2009年3月、発表しました。

秒間10枚の高速連写性能は、高速読み出しが可能なCMOSセンサー「“Exmor”（エクスマア）」と画像エンジン「BIONZ」、そして新開発のシャッターユニットによって実現しています。これにより、決定的な瞬間を逃さずに、誰でも簡単に高画質な写真を撮影することが可能です。また、連写で記録している各画像から自動でパノラマ写真を合成する「スイングパノラマ」機能により、カメラ本体内で最大224度までのパノラマ画像を約1秒で自動的に作成することができます。

ソニーは今後も業界をリードする技術を開発し、さらなる高画質撮影の楽しみを広げる商品を開発していきます。

7【財政状態および経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、および報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積もり・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測および状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積もりを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積もりと異なる場合があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積もりを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債証券および持分証券を含みます。投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価額まで評価減されます。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価額の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価額が取得原価を下回っている期間およびその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画および将来見積キャッシュ・フロー、公正価額に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスク、公正価額の回復が見込まれるのに十分な期間ソニーが当該証券を保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価額が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価額が長期間（通常6ヶ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価額の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その投資価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価額の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間または下落率を上回る、公正価額の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価額の下落が20%未満または長期間下落していない場合でも、公正価額の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

投資の公正価額の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画および将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提および見積もりが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している有価証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界株市況の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価額の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

棚卸資産の評価

ソニーは低価法により棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成および処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化して更なる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

長期性資産の減損

ソニーは、保有しかつ使用する長期性資産および処分予定の長期性資産または資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有しかつ使用する長期性資産および処分予定の長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産または資産グループの簿価を比較することにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと（例：液晶リアプロジェクションテレビ）またある場合には、エンティティごとの将来キャッシュ・フローの見積もりにもとづいて行われます。資産または資産グループの簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価額を超える部分について、減損を認識します。公正価額は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、または比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永續成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積もり・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フローおよび公正価額の見積もりは合理的であると考えています。しかしながら、ビジネスの前提条件の予測不能な変化によって見積もりが変更となることにより、将来キャッシュ・

フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

2007年度において、ソニーは長期性資産の減損を合計19,413百万円計上しました。この中には、エレクトロニクス分野の構造改革活動に関連して、全世界において継続して使用する予定の液晶リアプロジェクションテレビの製造設備の減損として6,457百万円が含まれています。これらの資産の公正価値は、入手可能な最良の情報にもとづく割引将来見積キャッシュ・フローにより決定されました。

2008年度後半の経済環境の悪化とそのエレクトロニクスとゲームセグメントに対する継続的な経済的影響は、長期性資産および資産グループの簿価について、それが回収できなくなる状況と考えられました。したがって、ソニーは特にエレクトロニクスとゲームセグメントの有形固定資産について重点的に長期性資産もしくは資産グループの簿価と割引前将来キャッシュ・フローを比較することにより減損のテストを行いました。このテストの結果としての減損計上は以下に記載する金額に含まれております。

2008年度においてソニーは減損を合計17,370百万円計上しました。この中に個々として重要な項目はありません。これらの費用の一部は、とくにエレクトロニクスセグメントにおける現在着手されている構造改革活動と関連しています。回収可能性テストのための割引前見積将来キャッシュ・フローおよび公正価値を決定するための割引キャッシュ・フローはソニーの修正された経営計画と悪化する経済環境、特に経営状態回復のタイミングと程度を反映しており、多くの判断を必要としております。ソニーはそれぞれの長期性資産もしくは資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが10%減ることを仮定して回収可能性テストを行いました。2008年度末において割引前将来キャッシュ・フローが10%減ることを仮定してもソニーの経営もしくは経済状況の結果に重大な影響をもたらす結果とはなりませんでした。

営業権およびその他の無形固定資産

営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期に、また、減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。減損の可能性を示す事象とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的なマーケットや産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

営業権の減損は、二段階の手続きにより決定されます。営業権の減損判定の第一ステップは、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額とを比較することにより、減損の可能性を判定するために行われます。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します（例えば、その他分野に含まれる㈱ソニー・ミュージックエンターテインメント（以下「SMEJ」）、エレクトロニクス分野に含まれる米国を拠点とするディスク製造ビジネス等）。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないと見なされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。営業権の公正価値は企業結合において認識される営業権の金額と同様の方法により決定されます。すなわち、その報告単位があたかも企業結合により取得され、その公正価値が報告単位を取得するために支払われた買収価格であるかのように、公正価値を報告単位のすべての資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）に配分します。その他の無形固定資産の減損判定は、その無形固定資産の公正価値と帳簿価額との比較により行います。無形固定資産の帳簿価額が公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。

営業権の減損判定の第一ステップにおける報告単位の公正価値や、第二ステップにおける報告単位の個々の資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）の公正価値の決定は、その性質上、判断をとまなうものであり、多くの場合、重要な見積もり・前提を使用します。同様に、その他の無形固定資産の公正価値の決定においても、見積もり・前提が使用されます。これらの見積もり・前提は減損が認識されるか否かの判定および認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。公正価値の見積もりは主に割引キャッシュ・フロー法により行います。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが考慮されるべきかどうかの決定など重要な見積もり・前提を使用します。

2008年度後半のソニーのエレクトロニクスとゲーム分野における事業環境の悪化と財務面への影響が生じた時期は、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産の年一回の減損判定の実施の時期と一致して行いました。ほぼすべての報告単位において、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されました。後述するものを除き、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産を持つ報告単位の公正価値が帳簿価額を超過したため、減損が生じていないと考え、減損判定の第二ステップは必要とされませんでした。その結果、後述の減損を除き、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産の重要な減損の計上はありませんでした。

た。ソニーの修正事業計画や事業環境の悪化を反映した将来見積キャッシュ・フローは、特に将来の事業回復の時期や程度に関して重要な判断を必要としました。営業権の減損を判定する際に、営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮しました。ソニーは、純資産価値を下回った最近のソニーの時価総額の低下については、報告単位の価値の長期的な低下を示すものではないと考えています。

2008年度にその他の分野に含まれる報告単位において、7,961百万円の減損を計上しました。このうち7,655百万円については、ソニーがGracenote, Inc.（以下「グレースノート」）を2008年度第1四半期に取得した際に計上した営業権に関するものです。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術およびサービスを提供しています。グレースノートの減損処理は、モバイルおよび自動車市場を含むグレースノートがサービスを提供する主要な市場における成長率の低下をもたらす経済の低迷の影響を反映したものです。また、グレースノートの評価額は、経済の悪化によるリスクを反映した高い割引率を将来キャッシュ・フローの現在価値の計算において使用したことにより低下しました。

2009年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
エレクトロニクス	83,003
ゲーム	123,432
映画	107,478
金融	3,020
その他	127,025
合計	443,958

マネジメントは、営業権の減損判定に使用した将来キャッシュ・フローおよび公正価値の見積もりは合理的であると考えていますが、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積もりの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、将来においてソニーが営業権およびその他の無形固定資産の減損を認識することになる可能性があります。報告単位の公正価値を決定する際の将来キャッシュ・フローに使用する最も重要な前提は、割引率と、割引キャッシュ・フロー法に使用するターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率の二つです。2008年度の営業権の減損判定のための割引キャッシュ・フロー法に使用された割引率は、それぞれの報告単位に対する特定リスク要因と同様に、市場および産業データを考慮しました。ターミナル・バリューを決定するために使用されるそれぞれの報告単位の永続成長率は、通常、最初の3ヶ年予測期間の後、過去の経験、市場および産業データにもとづいて設定しています。この営業権の減損判定における公正価値の計算の感応度分析をするため、ソニーはそれぞれの報告単位の公正価値が10%下落したと仮定して計算を行いました。2009年3月31日現在、それぞれの報告単位の公正価値が10%下落したと仮定した場合、映画分野の報告単位のうち一つが営業権の減損判定の第一ステップに合格しませんでした。この報告単位は2009年3月31日現在、93,729百万円の営業権を計上しています。もし第二ステップの減損判定が適用されたと仮定すると、減損の計上が必要だった可能性があります。これを除いて、公正価値が10%下落したと仮定した場合において、他の報告単位で第二ステップの判定が行われるには至りませんでした。

退職年金費用

従業員の退職年金費用および債務は、直近の統計数値にもとづく割引率、退職率、死亡率、および年金資産の期待長期収益率などを含む前提条件にもとづいて算出されています。特に割引率と期待長期収益率は、退職年金費用および債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。これら前提条件は、少なくとも年に一度、または、これらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象が発生したり、あるいは状況が変化した場合に評価されます。

米国会計基準では、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用および債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更がソニーの退職年金債務および将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は日本の年金制度です。海外における個々の年金制度およびその合計額は、年金資産および年金給付債務の総額にとって重要なものではありません。

ソニーは2009年3月31日現在の日本の年金制度の年金給付債務の計算に際して、2.2%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能であり、かつ、年金給付債務の支払期間において利用可能であると期待される高格付けの確定利付投資の収益率情報を参考にし、給付の見込額と時期を考慮して決定されます。収益率情報は、公表されている市場情報および複数の格付け機関から提供される数値を使用しています。2.2%の割引率は2007年度に使用された2.3%から0.1ポイントの引下げとなり、直近の日本における市場金利状況を反映しています。0.1ポイントの割引率の引下げにより、2009年度の日本の年金制度の退職年金費用は約8億円の増加となります。

年金資産の期待長期収益率を決定するため、ソニーは、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの、過去および将来の期待される長期の収益率を考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散およびその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、適切かつ合理的な流動性および投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針が直近のマーケットのパフォーマンスと過去の収益の実績も適切に考慮して定められるのに対し、ソニーが使用する期待年金資産収益率は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を考慮して設定されています。日本の年金制度における、2008年3月31日および2009年3月31日現在の年金資産の期待長期収益率はそれぞれ4.0%および3.9%としていたのに対して、2007年度および2008年度の実際の収益率はそれぞれ-8.5%および-16.2%でした。年金資産の期待長期収益率と異なる実際の結果は、米国会計基準にしたがって、その差異が累積され、将来の平均残存勤務年数にわたって償却されることにより、毎年の退職年金費用の変動が軽減されています。2008年3月31日および2009年3月31日現在におけるソニーの年金資産の損失を含む年金数理純損失はそれぞれ2,421億円および3,380億円でした。2008年度において、年金資産の実際の収益率と期待長期収益率との差異により、年金数理純損失は増加しました。年金数理純損失は、過去の低調な資産運用利回りを反映しており、これらが認識される時点で退職年金費用が増加することになります。

以下の表は、他の前提条件を2009年3月31日より一定とした場合の、2009年度における日本の年金制度の割引率と年金資産の期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更

	PBO	退職年金費用 (税効果前)	自己資本 (税効果後)
割引率			
0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+272億円	-/+20億円	+/-12億円
年金資産の期待長期収益率			
0.25ポイント増/0.25ポイント減	-	-/+11億円	+/-7億円

繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的および否定的情報を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期および累積損失の性質、頻度および重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、未使用の繰越欠損金の期限切れがないという実績、繰越欠損金の期限切れを防ぐために必要に応じて実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント（以下「SCEI」）、Sony Computer Entertainment America Inc.（以下「SCEA」）および Sony Computer Entertainment Europe Limited（以下「SCEE」）は、近年に損失を計上した結果、2009年3月31日においてそれぞれ3年累積で税引前損失を計上しています。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり重要な否定的情報とみなされます。しかし、ソニーは、主に税務戦略によりこの否定的情報を上回る十分な肯定的情報が存在すると判断しました。税務戦略には、過去から高い収益性をもつ事業と損失を計上している事業との取引のほか、税務上の簿価を超える資産評価額を実現することができる特定資産の売却が含まれます。ソニーは、劇的な世界経済情勢の変化、円高、構造改革への取り組みの結果、いくつかの高い収益性が見込まれる事業が2008年度において損失を計上し、また2009年度においても損失を計上する見込みではあるものの、過去から収益性の高い法人の将来収益予測とあわせて考慮した税務戦略が、特に米国および日本において将来に十分な課税所得を生み、2009年3月31日における繰延税金資産全額を回収できると考えています。したがって、2009年3月31日において評価性引当金は計上されていません。

しかしながら、税務戦略から生み出される将来の課税所得の見込みや税務上の欠損金の繰越可能期間における予測収益が、経済情勢の更なる悪化や構造改革の目標未達により現在の見込みよりも著しく低くなった場合、回収可能とみなされる繰延税金資産の金額は、将来著しく減少する可能性があります。

SCEI、SCEA、SCEEに関して回収可能とみなされている繰延税金資産の金額は、連結子会社間の移転価格に関して50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションを考慮しています。これらの移転価格は、相互協議申立て、および二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の米国、英国、日本での申請を受けて、関係する政府間で検討されています。ソニーは、2009年3月31日における様々な法人間の繰延税金資産の配分や金額を含む税務処理に関して、これらの政府間交渉による最終的な結果を見積もることが要求されます。事前確認制度による交渉は、マネジメントによる損益配分の見積評価と異なる結果となる場合があり、その配分がソニーの繰延税金資産の回収可能性に不利な影響をもたらす可能性があります。その結果、追加的な証拠が入手可能となり、不確実な税務ポジションに対する引当とともに評価性引当金の評価を調整する可能性があります。

繰延税金資産の評価に関する見積もりは、現在の税制や2009年3月31日に有効な税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表および税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こりうる税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積もり、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合における将来の結果に関する予測、事業計画およびその他の見込を反映しています。現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があります。さらなる市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における事業の結果に影響を与える可能性があります。このいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、APAsの交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合、繰延税金資産を回収可能額まで減少させるために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。現在の見込において予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上される期間において、ソニーの業績あるいは財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

繰延映画製作費

映画会計においては、米国公認会計士協会の会計基準委員会による意見書（Statement of Position）00-2「映画およびテレビ番組の製作または配給者にかかる会計基準（Accounting by Producers or Distributors of Films）」によって制限される作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積もりは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され、関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるのであるかを決定するため、マネジメントは予想総収益および発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がその生涯においてさまざまな市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される映画館数、DVD、テレビ放映、その他の付随マーケットでの期待収益、将来の売上に関する契約などです。この見積もりは、各作品の直近までの実現収益および将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、DVDおよびテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。その様な下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費が過少になる可能性があります。

保険契約債務

保険契約債務は、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引き当てられています。これらの債務は将来の資産運用利回り、死亡率、罹患率および契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.2%から4.8%の範囲の利率を適用して計算されており、日本の市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積もりに使用される死亡率、罹患率および契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。過去の実績や前提条件の重要な変動により、ソニーは将来の損失を引き当てる必要が生ずる可能性もありますが、通常は、これらの前提条件は契約時に固定されます。

マネジメントは保険数理計算に使用される前提条件は合理的であると考えていますが、前提条件と実際の結果が異なる場合、あるいは前提条件を変更する場合には、ソニーの保険契約債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績の分析

営業概況

ソニーは、2008年度より、財務情報の表示と連結事業についてのマネジメントの見解との一貫性を確保するために、財務情報の表示方法を見直しました。ソニーは、持分法による投資の大半を占めるソニー・エリクソンおよびS-LCDの事業をソニーの事業と密接不可分なものと考え、すべての持分法を適用している会社の投資損益を営業損益の一部として報告する方法がもっとも適切であると判断しました。ソニー・エリクソンおよびS-LCDの持分法による投資損益はエレクトロニクス分野の営業損益に含まれています。この変更にともない、過去のすべての会計期間の連結営業損益、各分野の営業損益および連結税引前損益を2008年度の表示に合わせて組み替え再表示しています。また、2008年9月30日まで、ソニーBMGの投資損益は、その他に含まれていました。2008年10月1日付でベルテルスマンが保有していたソニーBMGにおける全持分の50%の取得を完了したことにともない、ソニーBMGの業績は、10月1日以降ソニーの100%連結子会社として、その他に含まれています。ソニーBMGは、2009年1月1日付で社名をSMEに変更しました。

ソニーの2008年度の売上高および営業収入（以下「売上高」）は、前年度に比べて12.9%減少しました。2008年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ99.5円、142.0円と前年度の平均レートに比べ米ドルは13.8%、ユーロは12.7%の円高となりました。エレクトロニクス分野は、円高による悪影響および世界的な景気後退にともなう事業環境の悪化や価格競争の激化などにより、前年度比17.0%の減収となりました。ゲーム分野は、主として円高の影響に加え、PS2の売上数量が前年度比で減少したことにより、前年度比18.0%の減収となりました。映画分野は、主として為替の悪影響およびDVDソフト売上が減少したことにより、前年度比16.4%の減収となりました。なお、前年度の売上には、Kirch Media GmbH & Co. KGaA（以下「キルヒ・メディア」）に対する破産債権売却による貢献が含まれていました。金融分野は、ソニー生命において保険料収入は増加したものの、日本の株式相場的大幅な下落の影響により、前年度比7.4%の減収となりました。

営業損益は前年度に比べ7,031億円悪化し、2,278億円の損失となりました。エレクトロニクス分野は、円高による悪影響、ソニー・エリクソンに関する持分法による投資損益の悪化、価格競争の激化による原価率の悪化、事業環境の悪化による売上減少などにより、営業損失となりました。ゲーム分野は、PS3のハードウェアのコスト改善およびソフトウェアの売上の増加により、損失が縮小しました。映画分野は、主に、DVDソフトの売上が減少したことおよび前年度にキルヒ・メディアに対する破産債権の売却があったことにより、減益となりました。金融分野は、主に日本の株式相場的大幅な下落にともなうソニー生命の損益の悪化により、損失を計上しました。また、前年度の営業利益には、日本社跡地の一部の売却益607億円（「配賦不能営業損益控除」に計上）、

長崎での半導体製造事業に関する設備等の一部の売却にともなって発生した利益156億円（エレクトロニクス分野に計上）、ドイツ・ベルリン市の都市複合型施設「ソニー・センター・アム・ポツダマーブラッツ」の売却益100億円（「その他」に計上）が含まれています。

構造改革

（構造改革のより詳細な情報については、「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用および資産の減損』参照。）

2008年度の構造改革費用は、前年度の473億円から増加し、754億円となりました。構造改革は、主にエレクトロニクス分野で実施されました。754億円の費用のうち564億円は人員関連の費用です。2009年度は約1,100億円の構造改革費用の計上を見込んでいます。

エレクトロニクス分野の構造改革費用は前年度の456億円に対し2008年度は619億円となりました。主な施策として、2008年度において、人員削減、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、相手先ブランド製品の製造業者もしくは設計製造業者への委託（OEM/ODM）の活用などを進めました。2009年2月には液晶テレビの生産拠点である米国ピッツバーグ工場、2009年4月にテープなど記録メディアの生産拠点である仏・ダックス工場の生産を終了しました。また、上記の2拠点に加え、国内4拠点、海外2拠点を2009年12月末までに統廃合することを決定しました。

上記の構造改革の一部として、ソニーはエレクトロニクス分野において営業費用を一層削減するために人員削減プログラムを実施しました。これらのプログラムの結果、ソニーは2008年度において合計445億円の構造改革費用を計上し、連結損益計算書上、これらの費用は販売費および一般管理費に計上されています。2009年3月31日現在、この構造改革にかかる債務残高は424億円で2009年度中に支払われる予定です。

ソニーは本社および間接機能に加え、製造事業所の統廃合を含むビジネスの合理化による人員削減プログラムを今後も実施する予定です。

連結業績

	2007年度 (億円)	2008年度 (億円)	増減率 (%)
売上高および営業収入	88,714	77,300	12.9
持分法による投資利益(損失)	1,008	251	-
営業利益(損失)	4,753	2,278	-
税引前利益(損失)	5,671	1,750	-
当期純利益(損失)	3,694	989	-

売上高

2008年度の売上高は、前年度に比べ1兆1,414億円(12.9%)減少の7兆7,300億円となりました。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照下さい。

(後述の売上原価、販売費および一般管理費に関する売上高に対する比率分析において、「売上高」については、「売上高および営業収入」のうち、純売上高および営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、「金融ビジネス費用」は連結財務諸表上、売上原価や販売費および一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。)

売上原価、販売費および一般管理費

2008年度の売上原価は、前年度に比べ6,295億円(10.0%)減少して5兆6,605億円となり、売上高に対する比率は前年度の75.6%から78.5%に増加しました。2008年度の原価率は、エレクトロニクス分野では前年度の77.9%から増加して83.5%に、ゲーム分野では前年度の93.9%から減少して87.7%、映画分野では前年度の58.6%から増加して58.8%になりました。

エレクトロニクス分野では、液晶テレビ、PC、コンパクトデジタルカメラなどの製品において原価率が悪化しました。ゲーム分野では、PS3ハードウェアのコスト改善およびソフトウェアの売上の増加により、原価率は改善しました。

2008年度の売上原価に含まれる人件費は、前年度に比べ328億円減少の4,550億円となり、主にエレクトロニクス分野において計上しました。

2008年度の研究開発費(全額売上原価に含まれる)は、前年度に比べ233億円減少の4,973億円となり、売上高に対する比率は、前年度の6.3%に対して2008年度は6.9%になりました。

2008年度の販売費および一般管理費は、前年度に比べ284億円(1.7%)減少して1兆6,860億円になりました。販売費および一般管理費の売上高に対する比率は、前年度の20.6%から増加して23.4%になりました。このうち、エレクトロニクス分野では、前年度の16.2%から増加して18.6%に、ゲーム分野では、前年度の15.8%から増加して17.8%に、映画分野では前年度の35.1%から増加して38.1%になりました。

2008年度の販売費および一般管理費における人件費は、主として、エレクトロニクス分野における構造改革費用の増加により、前年度に比べ325億円増加しました。また、2008年度の広告宣伝費は、円高による影響、およびゲーム分野を中心に広告宣伝費が減少したことにより、全体として前年度に比べ323億円減少しました。

2008年度における資産の除売却損益および減損(純額)は、前年度の378億円の利益に対して383億円の損失を計上しました。この損失の計上は、主に、エレクトロニクス分野における一部の事業の縮小・撤退などによる長期性資産の減損、および、その他における営業権の減損の計上によるものです。なお、前年度は、旧本社跡地の一部の売却益607億円、およびベルリン市に所在する「ソニー・センター・アム・ポツダマーブラッツ」の売却益100億円などにより利益を計上しました。

持分法適用会社の業績

2008年度の持分法による投資損益(純額)は、前年度比1,259億円悪化し、251億円の損失となりました。ソニー・エリクソンにおける持分法による投資損益は、製品ミックスの悪化および価格低下圧力の影響、世界的な景気後退による販売台数の減少、および構造改革費用の計上などにより、前年度795億円の利益に対し、2008年度303億円の損失を計上しました。サムスン電子との合弁会社S-LCDに関する持分法による投資利益は、前年度比5億円減少の69億円となりました。ソニーBMGにおける持分法による投資利益は、前年度の100億円の利益に対し、2008年度は60億円の損失を計上しました。

営業利益(損失)

2008年度の営業損益は、前年度の4,753億円の利益に対し2,278億円の損失となりました。エレクトロニクス分野、ゲーム分野、金融分野において、それぞれ営業損失を計上しました。営業損益の分野別内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照下さい。

その他の収益および費用

2008年度のその他の収益は、前年度に比べ506億円（33.9%）減少の988億円となり、その他の費用は116億円（20.2%）減少の460億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度から390億円減少して528億円の利益となりました。

2008年度の子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益は、前年度に比べて802億円（97.7%）減少して19億円になりました。この減少は、前年度にSFHの東京証券取引所市場第一部上場にともなう国内外における株式の募集および売出しにより、持分変動益810億円を計上したことによります。

2008年度において受取利息および配当金は前年度に比べ120億円（34.9%）減少して223億円となりました。また2008年度の支払利息は前年度に比べ14億円（6.3%）増加の244億円でした。

為替差益（純額）については、前年度に比べ430億円増加し、2008年度は486億円を計上しました。この為替差益は、ソニーが主として、外貨建て売上債権や買入債務、および連結会社間の外貨建て取引から生じるキャッシュ・フローの為替変動リスクを軽減するために、当該債権や債務および取引に先立って締結していた、先物為替予約および通貨オプション契約に関して生じたものです。2008年度においては、第1、第2および第3四半期において、円の為替レートがこれらの予約および契約を行った時点に比べて円高だったことにより為替差益を計上しました。

税引前利益（損失）

2008年度の税引前損益は、前述の営業損益の悪化、および持分変動にともなう利益の減少などにより、前年度の5,671億円の利益に対して、1,750億円の損失となりました。

法人税等

2008年度の法人税等は727億円の税金費用の戻し入れを計上しました。2008年度は税引前損失を計上したこと、および日本における外国子会社配当の95%が益金不算入となる制度の導入にともない、海外子会社および持分法適用会社の未分配利益に対する繰延税金負債のうち555億円を取崩したことなどにより税金費用の戻し入れを計上しましたが、一方で、持分法による投資損失が税引前損失に含まれている影響に加え、当社が外国税額控除にかかる繰延税金資産を取崩したこと、およびいくつかの子会社における繰越欠損金の計上により繰延税金資産に対する評価性引当金が増加したことなどにより、2008年度の実効税率は41.6%となりました。

少数株主利益（損失）

少数株主損失は、前年度に比べて25億円減少し、2008年度は33億円となりました。これは、ソニー生命が損失を計上したことなどによるものです。SFHの2008年度の業績は、ソニー生命において新株予約権付社債の評価損の増加および株式の減損の計上があったことなどにより悪化しました。

当期純利益（損失）

2008年度の当期純損益は、前年度の3,694億円の利益に対して、989億円の損失となりました。

基本的1株当たり当期純損益は前年度の368.33円の利益に対して2008年度は98.59円の損失、希薄化後1株当たり当期純損益は前年度の351.10円の利益に対して2008年度は98.59円の損失になりました。1株当たり当期純利益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 基本的および希薄化後EPSの調整表』を参照ください。

分野別営業概況

以下、各分野の売上高および営業収入は、セグメント間取引を含みます（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『27 セグメント情報』参照）。

ビジネスセグメント情報

売上高および営業収入

	2007年度 (億円)	2008年度 (億円)	増減率(%)
エレクトロニクス	66,138	54,880	17.0
ゲーム	12,842	10,531	18.0
映画	8,579	7,175	16.4
金融	5,811	5,382	7.4
その他	3,822	5,396	41.2
セグメント間取引消去	8,479	6,064	-
連結合計	88,714	77,300	12.9

営業利益（損失）

	2007年度 (億円)	2008年度 (億円)	増減率(%)
エレクトロニクス	4,418	1,681	-
ゲーム	1,245	585	-
映画	585	299	48.9
金融	226	312	-
その他	608	304	50.1
小計	4,592	1,974	-
セグメント間取引消去および 配賦不能営業損益控除	161	303	-
連結合計	4,753	2,278	-

エレクトロニクス分野

2008年度の売上高は、前年度に比べ1兆1,259億円（17.0%）減少の5兆4,880億円となりました。また営業損益は前年度の4,418億円の利益に対し、2008年度は1,681億円の損失を計上しました。外部顧客に対する売上は、前年度比15.2%の減収となりました。外部顧客に対する売上を地域別にみると、日本で14%、米国で20%、欧州で17%、その他地域で11%の減収となりました。

日本においては、ブルーレイディスク™レコーダーなどの売上が増加しましたが、CCDおよびCMOSイメージセンサー、PC、ICカード事業、家庭用ビデオカメラなどの売上が減少しました。米国においては、ブルーレイディスクプレーヤーなどの売上が増加しましたが、コンパクトデジタルカメラ、PC、既に事業から撤退している液晶リアプロジェクションテレビなどの売上が減少しました。欧州においては、デジタル一眼レフカメラなどが増収となりましたが、家庭用ビデオカメラ、PC、コンパクトデジタルカメラ、DVDレコーダー、記録メディアの売上が減少しました。その他地域では、液晶テレビが増収となりましたが、既に事業から撤退しているブラウン管テレビ、家庭用ビデオカメラ、コンパクトデジタルカメラ、家庭用オーディオが減収となりました。

製品部門別の状況

以下の製品部門別売上高および営業収入内訳は外部顧客に対するもので、セグメント間取引を含んでいません（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『27 セグメント情報』参照）。

オーディオ部門の売上高は1,046億円（18.7%）減少の4,540億円となりました。家庭用オーディオ、カーオーディオ、携帯型オーディオ、パーソナルナビゲーションシステムなどの製品で減収となりました。フラッシュメモリー内蔵型ヘッドホンステレオの全世界での出荷台数は約120万台増加の約700万台となりましたが、価格下落および円高の影響により、売上高は減少しました。

ビデオ部門の売上高は2,372億円（18.5%）減少の1兆420億円となりました。ブルーレイディスクプレーヤーおよびレコーダーは、出荷台数が全世界で大幅に増加し、増収となりました。デジタル一眼レフカメラもラインアップの拡大などにより大幅な増収となりました。一方、家庭用ビデオカメラの全世界での出荷台数は約150万

台減少の約620万台、コンパクトデジタルカメラは約150万台減少の約2,200万台、DVDレコーダーは約50万台減少の約120万台となり、それぞれ減収となりました。また、DVDプレーヤーの全世界での出荷台数は約120万台増加の約970万台となりましたが、価格下落および円高の影響により、売上高は減少しました。

テレビ部門の売上高は913億円（6.7%）減少の1兆2,758億円となりました。液晶テレビについては、全世界での出荷台数は約460万台増加の約1,520万台となりましたが、価格下落および円高の影響により、若干の増収にとどまりました。さらに、既に事業から撤退している液晶リアプロジェクションテレビおよびブラウン管テレビの売上が前年度に含まれていたため、テレビ部門全体では減収となりました。

情報・通信部門の売上高は1,607億円（14.6%）減少の9,425億円となりました。PCの全世界での出荷台数は前年に比べ約60万台増加の約580万台となりましたが、価格下落および円高の影響により、減収となりました。放送用・業務用機器の売上は、High Definition関連製品の売上減少などにより減少しました。

半導体部門の売上高は328億円（13.8%）減少の2,051億円となりました。これは、主としてCCDおよびCMOSイメージセンサー、システムLSIの売上が減少したことによるものです。

コンポーネント部門の売上高は1,709億円（20.5%）減少の6,625億円となりました。記録メディア、メモリースティック、光学ピックアップ、モバイル機器向け低温ポリシリコンTFT液晶パネル、光ディスクドライブおよびリチウムイオン電池などの製品で減収となりました。

その他部門の売上高は1,013億円（18.3%）減少の4,511億円となりました。携帯電話の受託生産およびディスク製造ビジネスが減収となりました。

2008年度においては、エレクトロニクス分野の売上原価は、前年度と比べ5,731億円（11.1%）減少の4兆5,815億円となりました。原価率は前年度の77.9%から5.6ポイント悪化して、83.5%となりました。原価率はブルーレイディスクプレーヤーなどでは改善した一方、液晶テレビ、PC、コンパクトデジタルカメラなどにおいては悪化しました。構造改革費用のうち売上原価に計上された金額は、前年度の195億円から131億円減少し、64億円となりました。これは前年度に液晶リアプロジェクションテレビについて多額の評価減および償却が計上されていたことが主な要因です。なお、研究開発費は、前年度の4,387億円に対し、2008年度は4,239億円と、149億円（3.4%）減少しました。

販売費および一般管理費は、前年度に比べ530億円（4.9%）減少の1兆192億円となりました。販売費および一般管理費の売上高に対する比率は、前年度の16.2%から2.4ポイント悪化し、18.6%となりました。エレクトロニクス分野における構造改革費用のうち、販売費および一般管理費に計上された額が、前年度の126億円から373億円増加し、499億円となったことが一つの要因です。構造改革費用は2008年度、2007度ともに主に早期退職プログラムなどの人員削減施策に関わるものです。また、2006年度に引き当てたノートPC用電池パックの自主回収および自主交換プログラムに関わる費用512億円の一部として2008年度は23億円を戻し入れましたが、前年度の戻し入れが157億円であったことも悪化の要因です。なお、前年度はソニー製CCDを搭載しているソニーおよび他社の一部製品における無償修理にかかわる引当の追加計上を行いました。2008年度の計上はありませんでした。資産の除売却損および減損（純額）は、前年度に比べ22億円減少し、2008年度は289億円になりました。

エレクトロニクス分野における営業損益については、円高による悪影響、ソニー・エリクソンに関する持分法による投資損益の悪化、価格競争の激化による原価率の悪化、事業環境の悪化による売上減少、販売費・一般管理費に含まれる構造改革費用の増加などにより、大幅な悪化となりました。製品別では、コンパクトデジタルカメラ、PC、液晶テレビおよび家庭用ビデオカメラなどが大幅な減益または損失の拡大となりました。

地域別の生産状況

2008年度におけるソニーのエレクトロニクス分野の年間全生産高の50%弱は日本で、コンパクトデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラ、液晶テレビ、PC、半導体、コンポーネント（電池、メモリースティックなど）などを生産しました。日本生産のうち約60%は輸出されました。中国生産は全体の年間生産高の15%強で、そのうちの約70%は輸出されました。日本と中国を除いたアジアでは年間生産高の10%強を生産し、そのうちの約50%が米国、欧州、日本、中国向けに出荷されました。残りの約25%が米州と欧州を合わせた年間生産高になり、ほとんどがそれぞれ生産された地域で販売されました。

ゲーム分野

2008年度の売上高は、前年度に比べ2,311億円（18.0%）減少の1兆531億円となりました。また営業損失は661億円縮小し、585億円の損失となりました。

ハードウェアについては、米ドルおよびユーロに対する円高の影響に加え、PS 2の売上数量が前年度比で減少したことなどにより、全体で減収となりました。ソフトウェアについては、PS 3用ソフトウェアの増収があったものの、米ドルおよびユーロに対する円高の影響、PS 2用ソフトウェアの減収により、全体で減収となりました。

ハードウェアおよびソフトウェアに関する全世界の売上台数・本数の動向については以下のとおりです。

ハードウェア売上台数（全地域合計）	
プレイステーション 2	791万台（前年度比 -575万台）
プレイステーション・ポータブル	1,411万台（前年度比 +30万台）
プレイステーション 3	1,006万台（前年度比 +94万台）
ソフトウェア売上本数（全地域合計）*	
プレイステーション 2	8,350万本（前年度比 -7,050万本）
プレイステーション・ポータブル	5,030万本（前年度比 -520万本）
プレイステーション 3	10,370万本（前年度比 +4,580万本）

* 自社制作およびソニーとライセンス契約を締結した他社制作の両方を含みます。

損益面では、2008年度の営業損失は前年度に比べて大幅に縮小しました。PS 2 ビジネスの減収の影響があったものの、ハードウェアのコスト改善およびソフトウェアの売上の増加にともなうPS 3 ビジネスの損益改善により、営業損失は縮小しました。

映画分野

2008年度の売上高は前年度に比べ1,404億円（16.4%）減少の7,175億円となりました。営業利益は前年度に比べて286億円（48.9%）減少の299億円となり、売上高に対する比率は前年度の6.8%から4.2%に減少しました。映画分野の業績は、米国を拠点とする子会社Sony Pictures Entertainment（以下「SPE」）の業績で構成されています。

映画分野の業績を米ドルベースで見ると、2008年度の売上高は前年度に比べ約360.7百万米ドル（約5%）減少、営業利益は約234.0百万米ドル（約43%）減少しました。新作および過年度に公開された映画作品のDVDソフトの減収などにより、映画作品の売上は減少しました。これは、世界的な景気後退などにともなうDVDソフト市場の縮小が加速していることに加え、2008年度においてDVDソフトとして発売された映画作品本数が減少したことによるものです。一方、「ハンコック」、「007/慰めの報酬」、「Paul Blart: Mall Cop」などのヒット作品による劇場興行収入の増加が、映画作品の売上に貢献しました。映画作品のDVDソフト収入は約500百万米ドル減少したものの、劇場興行収入は約266百万米ドルの増収となりました。前年度の売上には、過去における映画作品やテレビ番組のライセンス供与先であるキルヒ・メディアに対する破産債権の売却による貢献がありました。2008年度のテレビ番組収入は、米国外のいくつかの番組配信事業において広告収入が増加したことにより、約101百万米ドル増加しました。

映画分野の営業利益は、前述のとおり、DVDソフトが減収となったことおよび前年度に破産債権の売却があったことなどにより、減益となりました。映画作品の営業利益は、映画作品のDVDソフト売上の減少を反映して、約139百万米ドル減少しました。テレビ番組の営業利益は、前述の広告収入の増加と持分分子会社による欧州のケーブルテレビチャンネルの売却にともなう投資利益の増加を反映して、約70百万米ドルの増加となりました。また、2008年度には、構造改革費用53百万米ドルも減益要因となりました。

2008年度末の未認識の放映権収入は約12億米ドルでした。すでに完成した映画作品やテレビ番組を放送局に提供する契約を放送局とのあいだで締結しているため、SPEは将来収入としてこの金額を計上することができると見込んでいます。放映権収入は放送可能となった年度において、放映権収入として認識されます。

金融分野

（掲載されているソニー生命、ソニー損害保険㈱（以下「ソニー損保」）およびソニー銀行の収入および営業損益は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。）

2008年度の金融ビジネス収入は前年度に比べ429億円（7.4%）減少の5,382億円となりました。営業損益は前

年度の226億円の利益に対し、2008年度は312億円の損失を計上しました。

2008年度のソニー生命の収入は前年度に比べ335億円（7.2%）減少の4,305億円となりました。保有契約高の堅調な推移により保険料収入は増加したものの、2008年度における日本の株式相場の下落幅が前年度の下落幅を上回った結果、一般勘定における新株予約権付社債の評価損および株式の減損が拡大したこと、ならびに特別勘定における運用損失が拡大したことにより、前年度比で減収となりました。ソニー生命の営業損益は前年度の115億円の利益に対して298億円の損失となりました。この損益の悪化は、保険料収入の増加による貢献があったものの、日本の株式相場の大幅な下落にともない、一般勘定において新株予約権付社債の評価損および株式の減損が拡大したこと、ならびに特別勘定において変額保険にかかる責任準備金を追加計上したことなどによるものです。

ソニー損保は、自動車保険の保有契約高の順調な伸びにともなう保険料収入の増加により増収となりました。損益面では、増収の影響に加え、損害率の改善などにより、増益となりました。

ソニー銀行は、外貨建顧客預金に関する為替差損益の悪化や、運用成績の悪化などにより減収となりました。損益面では、減収の影響に加え、営業費用の増加などもあり、大幅に減少しました。

(株)ソニーファイナンスインターナショナルにおいては、景気悪化にともなう設備投資減少によるリース事業の減収により、売上が減少しました。損益面では、減損や早期退職制度等の構造改革費用の計上により、営業損失が拡大しました。

金融分野を分離した経営成績情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野の経営成績情報および金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です(監査対象外)。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)
金融ビジネス収入	581,121	538,206	-	-	553,216	523,307
純売上高および営業収入	-	-	8,324,828	7,212,492	8,318,198	7,206,686
売上高および営業収入	581,121	538,206	8,324,828	7,212,492	8,871,414	7,729,993
金融ビジネス費用および 営業費用	558,488	567,567	7,974,630	7,387,236	8,496,932	7,932,667
持分法による投資利益（損失）	-	1,796	100,817	23,313	100,817	25,109
営業利益（損失）	22,633	31,157	451,015	198,057	475,299	227,783
その他の収益・費用・純額	383	28	100,479	58,254	91,835	52,828
税引前利益（損失）	22,250	31,129	551,494	139,803	567,134	174,955
法人税等その他	11,908	6,922	194,190	61,219	197,699	76,017
当期純利益（損失）	10,342	24,207	357,304	78,584	369,435	98,938

その他

2008年度のその他の売上高は、主として2008年10月1日付で100%連結子会社としてソニーに連結され、2009年1月1日付でSMEに名称変更されたソニーBMG、日本の音楽制作事業であるSMEJ、米国をベースとした音楽出版事業、主に日本でインターネット関連サービス事業を行うソネットエンタテインメント(株)（以下「So-net」）、日本の広告代理店事業で構成されています。なお、その他の売上高および営業利益には、ソニー・エリクソンからの商標権使用料収入も含まれています。

2008年度の売上高は、前年度に比べ1,574億円（41.2%）増加の5,396億円となりました。売上のうち、87%が外部顧客向けのものでした。

この増収は主に、2008年10月1日以降、SMEがソニーの100%子会社として連結されたことによるものです。2008年度末までの6ヵ月間におけるSMEの売上は、1,693億円でした。SMEの売上は、ソニーの連結子会社ではなかった前年同期における売上と仮に比較した場合、米ドルベースで、16%の減収となります。この減収は、為替の悪影響があったこと、および世界的な景気後退によって全世界におけるパッケージメディアの音楽市場の縮小が加速していることによるものです。この6ヵ月間におけるヒット作品には、AC/DCの「悪魔の氷/ブラック・アイス」、ビヨンセの「アイ・アム... サーシャ・フィアース」、P!NKの「ファンハウス」、プリトニー・スピアーズの「サーカス」などがあります。

SMEが連結された影響を除くと、その他の売上は前年度に比べて減少しました。この減収は、So-netにおけるブロードバンド接続サービスの課金収入の増加があったものの、2008年度においてSMEJの売上が減少したこと、および前年度においては著作権侵害にともなう賠償金請求に関する和解金の受領があったことなどによるものです。

SMEJの売上は、パッケージメディアの音楽市場が引き続き縮小していることにもなうアルバム売上の減少などにより、前年度に比べ減少しました。SMEJの2008年度の売上に貢献したアルバムには、YUIの「ILOVED YESTERDAY」、いきものがかりの「My song Your song」、中島美嘉の「VOICE」などがあります。

損益面では、営業利益が前年度に比べ、304億円（50.1%）減少の304億円となりました。この減益は、主として前年度にベルリン市の「ソニー・センター・アム・ポツダマープラッツ」の売却益100億円や前述の著作権侵害にともなう賠償金請求に関する和解金の受領が計上されていたことによるものです。

SMEについては、前年度の業績には、SMEに対する当時のソニーの持分50%に相当する持分法による投資利益100億円が含まれていたのに対し、2008年度は、投資損失60億円および当年度末までの6ヵ月間の営業利益137億円の合計77億円が計上されています。このSMEの137億円の営業利益をソニーの連結子会社ではなかった前年同期の営業利益と仮に比較した場合、30%の減少となります。この減益は、売上の減少、構造改革費用の増加、および為替の悪影響によるものです。

SMEJは、主として、アルバム売上の減少により、前年度と比べ、約10%の減益となりました。

為替変動とリスク・ヘッジ

2008年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートは、それぞれ99.5円、142.0円と、前年度の為替レートに比べてそれぞれ13.8%、12.7%の円高になりました。

映画分野においては、米国を拠点に全世界に子会社をもつSPEの業績を米ドルベースで一旦連結した後、円に換算しています。したがって、SPEの業績については米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。なお、米ドルベースでみた業績は、ソニーの連結財務諸表には含まれておらず、米国会計原則にも則っていません。また、ソニーは、米ドルベースでの業績開示が米国会計原則にもとづく開示に代わるものとは考えていません。しかしながらソニーは、かかる開示が投資家の皆様にソニーのビジネス状況に関する有益な追加情報を提供するものと考えています。

ソニーの連結業績は、主に生産地と販売地の通貨が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っている先物為替予約および通貨オプション契約は、主に連結会社間の外貨建て取引および外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社および当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc（以下「SGTS」）をロンドンに設立しています。為替変動リスクにさらされている当社およびすべての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社および当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。SGTSに為替変動リスクを集中させることにより、結果としてSGTSはソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジすることになります。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる平均3ヶ月前にヘッジを行っていますが、一部、製販サイクルが短い商品のように、ビジネス上の要請がある場合には、実際の輸出入取引が行われる1ヶ月前にヘッジを行っているものもあります。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、ALMコントロールおよび売買などのためにデリバティブを利用しています。

また、特にエレクトロニクス分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価額変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、およびその他のデリバティブの公正価額変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されています。2008年度末における外国為替契約の想定元本および負債に計上された公正価額（純額）の合計は、それぞれ1兆9,510億円、45億円となっています。

所在地別の業績

所在地別の業績は、米国財務会計基準書（以下「基準書」）第131号にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。なお、ソニーは基準書第131号にもとづく開示に加え、日本の金融商品取引法による開示義務を考慮し、出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業損益を補足情報として開示しています（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『27 セグメント別情報』参照）。

出荷事業所の所在地別売上高および営業収入、営業損益は次の通りです。

日本

2008年度の売上高および営業収入は前年度に比べ1兆390億円（15.2%）減少の5兆8,183億円となりました。また、営業損益は3,634億円悪化し、486億円の損失となりました。

米国

2008年度の売上高および営業収入は前年度に比べ4,489億円（15.4%）減少の2兆4,607億円となりました。また、営業損失は713億円増加し、1,116億円となりました。

欧州

2008年度の売上高および営業収入は前年度に比べ3,283億円（14.7%）減少の1兆9,102億円となりました。また、営業損益は1,452億円悪化し、881億円の損失となりました。

その他地域

2008年度の売上高および営業収入は前年度に比べ4,354億円（11.0%）減少の3兆5,370億円となりました。また、営業利益は702億円（58.5%）減少し、499億円となりました。

資産および負債・資本

資産

2008年度末の総資産は、前年度末に比べて5,392億円（4.3%）減少して12兆135億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の2008年度末の総資産は、前年度末に比べて8,140億円（11.3%）減少して6兆3,709億円、金融分野では2,800億円（5.0%）増加して5兆9,057億円になりました。

流動資産

2008年度末の流動資産は前年度末に比べて1兆3,890億円（27.7%）減少して3兆6,206億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の流動資産は、9,953億円（25.9%）減少して2兆8,414億円になりました。

金融分野を除く現金・預金および現金同等物は、前年度末に比べて3,837億円（40.4%）減少して5,650億円になりました。これは主に、当期純損益が悪化したことなどにより営業キャッシュフローが減少したこと、および、エレクトロニクス分野における製造設備の購入やベルテルスマンが保有していたソニーBMGの全持分の50%の取得などによる支出が、半導体の製造設備の売却などにもなう収入を上回ったことによるものです。（後述の「キャッシュ・フロー」参照）

金融分野を除く受取手形および売掛金（貸倒・返品引当金控除後）は、前年度末に比べて2,363億円（21.8%）減少して8,472億円になりました。これは主に、エレクトロニクス分野における売上高が減少したことによりです。

2008年度末の金融分野を除く流動資産のその他は、前年度末に比べて3,754億円（20.8%）減少して1兆4,260億円になりました。これは、エレクトロニクス分野において棚卸資産が減少したことに加え、長崎での半導体製造事業に関する設備等の一部の売却にともない、前年度末に計上していた未収金を2008年度に回収したことによるものです。

棚卸資産は、前年度末に比べて2,085億円（20.4%）減少して8,131億円になりました。これは主として、エレクトロニクス分野において、売上高の減少を受け、生産調整を実施したことによりです。売上原価に対する棚卸資産回転月数（各年度末とその前年度末の平均棚卸資産にもとづく）は前年度末の1.87ヶ月から1.94ヶ月になりました。ソニーはこの棚卸資産の状況につき全体として適正な水準であると認識しています。

金融分野の2008年度末の流動資産は、前年度末に比べ3,740億円（31.0%）減少の8,311億円となりました。これは主として、ソニー銀行で前年度末に預金残高の急増により一時的にコールローン市場で運用していたもの

を、2008年度中に国債等有価証券の運用に振替えたことによります。

投資および貸付金（後述の「投資有価証券」参照）

2008年度末の投資および貸付金は、前年度末に比べて4,628億円（10.7%）増加して4兆7,984億円になりました。

金融分野を除いたソニー連結の2008年度末の投資および貸付金は、前年度末に比べて1,791億円（34.5%）減少して3,394億円になりました。これは、主にソニー・エリクソンの業績悪化により持分法投資が減少したことの影響によります。

2008年度末の金融分野の投資および貸付金は、6,308億円（16.3%）増加の4兆5,107億円となりました。これは主として、ソニー生命の事業拡大にともない増加した資産につき国内債券を中心に投資を行ったことに加え、ソニー銀行でのコールローンから国債等有価証券の運用への振替、住宅ローン貸付が増加したことによります。

有形固定資産（減価償却累計額控除後）

2008年度末の有形固定資産は、前年度末に比べて675億円（5.4%）減少して1兆1,759億円になりました。

2008年度末の金融分野を除いたソニー連結の有形固定資産は、前年度末に比べ598億円（5.0%）減少して1兆1,451億円になりました。

2008年度の設備投資額（有形固定資産の増加額）は、前年度に比べて37億円（1.1%）減少して3,321億円になりました。エレクトロニクス分野では前年度に比べて621億円（2.0%）減少して3,005億円、このうちCCDおよびCMOSイメージセンサーを含む半導体ビジネスへの設備投資は、2008年度において約800億円になりました。ゲーム分野の設備投資は前年度に比べ5億円（8.7%）減少の51億円、映画分野では36億円（36.3%）増加の135億円、音楽事業を含むその他では17億円（58.7%）増加の47億円になりました。

2008年度末における有形固定資産の減少のその他の要因は、主に、エレクトロニクス分野において一部の事業の縮小・撤退などにより134億円の減損を計上したことによります。

2008年度末の金融分野の有形固定資産は、前年度末に比べて77億円（20.1%）減少の308億円となりました。2008年度における金融分野の設備投資額は、前年度に比べて3億円（5.0%）減少の61億円となりました。

その他の資産

2008年度末のその他の資産は、前年度末に比べて4,519億円（27.2%）増加して2兆1,117億円になりました。これは主として、ソニーBMGが10月1日以降ソニーの100%連結子会社となった影響などにより無形固定資産および営業権が増加したこと、ならびに、日本および米国において繰越欠損金が増加したことなどにより繰延税金資産が増加したことによります。

負債

2008年度末の流動負債および固定負債合計は、前年度末に比べて139億円（0.2%）減少して8兆7,969億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の2008年度末の流動負債および固定負債合計は、前年度末に比べて3,637億円（9.2%）減少して3兆6,037億円、金融分野では3,550億円（7.1%）増加して5兆3,394億円になりました。

流動負債

2008年度末の流動負債は、前年度末に比べて2,125億円（5.3%）減少して3兆8,109億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の2008年度末の流動負債は、前年度末に比べて3,839億円（14.2%）減少して2兆3,146億円になりました。

金融分野を除いたソニー連結の短期借入金および1年以内に返済期限が到来する長期借入債務は前年度末に比べて921億円（27.1%）増加して4,315億円になりました。これは、2008年度中に償還期日が到来した新株予約権付社債2,500億円の償還があったものの、当社においてコマーシャルペーパー（以下「CP」）を発行したこと、2009年6月に満期となる800億円のシンジケートローンが1年以内に返済期限が到来する長期借入債務に振替えられたこと、および銀行借入を実施したことなどによります。

金融分野を除いたソニー連結の支払手形および買掛金は、前年度末に比べて3,602億円（39.7%）減少して5,461億円となりました。これは主に、エレクトロニクス分野およびゲーム分野において、売上高の減少に対応して部材の調達が減少したことによります。

2008年度末の金融分野の流動負債は、前年度末に比べ1,897億円（13.9%）増加の1兆5,526億円となりました。これは主として、ソニー銀行における顧客預金の増加によります。

固定負債

2008年度末の固定負債は、前年度末に比べて1,986億円（4.1%）増加して4兆9,860億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の2008年度末の固定負債は、前年度末に比べて202億円（1.6％）増加して1兆2,891億円となりました。また、金融分野を除いたソニー連結の長期借入債務は、前年度末に比べて653億円（10.0％）減少して5,856億円になりました。これは主として、前述のとおり、シンジケートローン800億円が1年以内に返済期限が到来する長期借入債務に振替えられたことによります。

2008年度末の金融分野の固定負債は、前年度末に比べて1,654億円（4.6％）増加の3兆7,868億円となりました。これは主として、ソニー生命における保険契約高の増加によります。

有利子負債

2008年度末の長短借入債務を合わせた有利子負債残高合計は、前年度に比べて271億円（2.5％）増加して1兆1,113億円となりました。2008年度末の金融分野を除いたソニー連結の有利子負債残高合計は、前年度に比べて267億円（2.7％）増加して1兆172億円となりました。

資本

2008年度末の資本は、前年度末に比べ5,004億円（14.4％）減少の2兆9,647億円となりました。利益剰余金は、主に当期純損失989億円の計上により、前年度末に比べ1,424億円（6.9％）減少の1兆9,170億円となりました。資本の減少は、利益剰余金の減少に加え、外貨換算調整額2,477億円および年金債務調整751億円を計上したこと、配当金426億円の支払いを行ったことによります。なお、2008年度末の連結株主資本比率は、前年度末の27.6％から2.9ポイント低下して24.7％になりました。

金融分野を分離した財務情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野の財務情報、金融分野を除くソニー連結の財務情報、およびソニー連結の財務情報です（監査対象外）。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
資産						
流動資産	1,205,119	831,145	3,836,667	2,841,357	5,009,663	3,620,635
現金・預金および現金同等物	137,721	95,794	948,710	564,995	1,086,431	660,789
有価証券	424,709	463,809	3,000	3,013	427,709	466,912
受取手形および売掛金 (貸倒・返品引当金控除後)	14,143	13,380	1,083,489	847,214	1,090,285	853,454
その他	628,546	258,162	1,801,468	1,426,045	2,405,238	1,639,480
繰延映画製作費	-	-	304,243	306,877	304,243	306,877
投資および貸付金	3,879,877	4,510,668	518,536	339,389	4,335,648	4,798,430
金融ビジネスへの投資（取得原価）	-	-	116,843	116,843	-	-
有形固定資産	38,512	30,778	1,204,837	1,145,085	1,243,349	1,175,863
その他の資産	502,151	533,066	1,203,849	1,621,396	1,659,836	2,111,706
繰延保険契約費	396,819	400,412	-	-	396,819	400,412
その他	105,332	132,654	1,203,849	1,621,396	1,263,017	1,711,294
計	5,625,659	5,905,657	7,184,975	6,370,947	12,552,739	12,013,511
負債および資本						
流動負債	1,362,956	1,552,632	2,698,522	2,314,608	4,023,367	3,810,900
短期借入金	44,408	65,636	339,485	431,536	355,103	451,155
支払手形および買掛金	16,376	16,855	906,281	546,125	920,920	560,795
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,144,399	1,326,360	-	-	1,144,399	1,326,360
その他	157,773	143,781	1,452,756	1,336,947	1,602,945	1,472,590
固定負債	3,621,407	3,786,765	1,268,951	1,289,137	4,787,434	4,986,009
長期借入債務	111,771	97,296	650,969	585,636	729,059	660,147
未払退職・年金費用	8,034	10,889	223,203	354,817	231,237	365,706
保険契約債務その他	3,298,506	3,521,060	-	-	3,298,506	3,521,060
その他	203,096	157,520	394,779	348,684	528,632	439,096
少数株主持分	919	1,125	37,509	39,640	276,849	251,949
資本	640,377	565,135	3,179,993	2,727,562	3,465,089	2,964,653
計	5,625,659	5,905,657	7,184,975	6,370,947	12,552,739	12,013,511

投資有価証券

売却可能証券および満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。

項目	2009年3月31日現在（単位：百万円）			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価額
金融ビジネス：				
売却可能証券				
負債証券				
ソニー生命	1,586,908	49,495	1,922	1,634,481
ソニー銀行	826,184	3,698	26,096	803,786
その他	16,450	55	12	16,493
持分証券				
ソニー生命	65,856	4,709	5,314	65,251
ソニー銀行	7,849	-	-	7,849
その他	370	3,148	-	3,518
満期保有目的証券				
負債証券				
ソニー生命	1,398,821	31,331	4,438	1,425,714
ソニー銀行	21,812	501	11	22,302
その他	44,776	528	5	45,299
計	3,969,026	93,465	37,798	4,024,693

項目	2009年3月31日現在(単位:百万円)			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価額
金融ビジネスを除くその他のビジネス:				
売却可能証券	47,139	3,642	3,872	46,909
満期保有目的証券	-	-	-	-
計	47,139	3,642	3,872	46,909
連結合計	4,016,165	97,107	41,670	4,071,602

2009年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券および持分証券の未実現評価損の総額は、それぞれ64億円および53億円でした。このうち12ヶ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは約8.8%です。ソニー生命は、原則として、さまざまな業種の負債証券に投資しており、その多くはスタンダード&プアーズ(以下「S&P」)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」)等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。2009年3月31日現在、ソニー生命が保有する投資適格を満たさない有価証券は、ソニー生命の投資ポートフォリオ全体の約0.2%、また投資適格を満たさない有価証券に関する未実現評価損はソニー生命の未実現評価損全体の4.4%でした。

2009年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は261億円でした。このうち12ヶ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは約64.4%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債および外国債券に投資しており、その多くはスタンダード&プアーズ、ムーディーズ等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。これらの未実現評価損は多数の有価証券から構成されており、個々の有価証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価額の下落金額および下落率とも僅少であり、公正価額の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した有価証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2009年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（64億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	1.8%
1年超5年以内	5.2%
5年超10年以内	1.1%
10年超	91.9%

2009年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（261億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	13.7%
1年超5年以内	59.8%
5年超10年以内	1.6%
10年超	24.9%

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2008年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資残高は621億円です。非上場会社の持分証券は公正価額が容易に算定できないため、取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は直ちに減損を認識し、公正価額まで評価減を行います。有価証券の減損が生じた際には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活発な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。前述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定される、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、または市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断または見積を必要とする類似評価手法を用いて算定されます。

2007年度および2008年度において実現した減損は、総額でそれぞれ371億円および456億円計上されました。このうち、2007年度および2008年度において、それぞれ240億円および412億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発およびマーケティングのために戦略的関係を有する、日本と米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発および販売に成功しなかったこと、または、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないとは判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因および状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えないものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約78%および約21%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、契約債務および偶発債務

2009年3月31日現在におけるソニーの既発債務および主要な契約債務は以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務および主要な契約債務					
短期借入債務（注記12）	303,615	303,615	-	-	-
長期借入債務（注記12）					
キャピタル・リース債務（注記9、12）	43,060	8,920	11,872	5,693	16,575
その他長期借入債務（注記12）	764,627	138,620	308,561	194,890	122,556
オペレーティング・リース取引による 最低賃借料（注記9）	181,982	44,488	61,401	32,271	43,822
有形固定資産及びその他の資産の購入に 関する契約債務（注記26）	52,894	27,194	25,700	-	-
映画作品およびテレビ番組の製作または配 給権購入のための予定支払額（注記26）	139,798	47,982	31,207	23,619	36,990
音楽アーティストならびに音楽ソフトやビ デオの制作・販売会社との長期契約（注 記26）	36,455	14,420	16,422	4,630	983
国際サッカー連盟とのパートナーシッププ ログラム契約（注記26）	19,253	3,241	8,006	8,006	-
生命保険ビジネスにおける保険契約債務そ の他（注記11）*	10,769,646	269,943	593,336	622,494	9,283,873
総未認識税務ベネフィット（注記22）**	276,627	174	-	-	-
合計	12,587,957	858,597	1,056,505	891,603	9,504,799

* 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他の期限別支払額は保険契約者等に対する将来の予測支払額であり、責任準備金、契約者勘定残高、契約者配当、特別勘定債務等が含まれています。これらの支払額は罹患率、死亡率および契約脱退率等の予測にもとづいて算定されています。上記の保険契約債務の金額は割引現在価値ではありません。上記の合計金額の10兆7,696億円は、主として金銭の時間的価値の違いにより、連結貸借対照表の計上額である3兆5,068億円より大きくなっています（注記11）。

** 総未認識税務ベネフィットの合計額は、解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理 - 基準書第109号の解釈指針（Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No. 109）」にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。ソニーは、この負債のうち174百万円は、1年以内に解決すると予想しています。それ以外の残高の2,765億円については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積ることはできません（注記22）。

以下の項目は、上記の表および下記の2009年3月31日現在における契約債務の総額には含まれていません。

- 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2009年度において、給付建年金制度に対して日本国内制度で約340億円、海外制度で約170億円を拠出する予定です（注記16）。
- 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、含まれていません。なお、2009年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は2,471億円です（注記26）。
- 購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な条項が含まれますが、違約金の支払をともなわずに解約できる契約は含まれません。ソニーは特定の部品組立業者とのあいだで契約を締結し、これらの部品組立業者のために部品を含む物品、サービスを調達し、関連する再購入の際に

支払から控除されます。ソニーのサプライチェーン・マネジメントは、在庫リスクを最小化するために、これらの会社とのあいだでフレキシブルで相互に利点のある調達関係を実現しています。業界の通例にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行なっています。これらの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続および最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことから、上記の表には含まれていません。

2009年3月31日におけるパーチェス・コミットメントの総額は3,475億円です（注記26）。このパーチェス・コミットメントには、主に上記の表に開示されているような購入に関する債務があります。

- ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2009年3月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は529億円です。
- 映画分野の一部の子会社は、製作関係者とのあいだで映画の製作およびテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者とのあいだで完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は主に2017年3月31日までの期間に関するものです。2009年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は1,398億円です。
- 音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社とのあいだに長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主に2013年12月31日までの期間に関するものです。2009年3月31日現在、当該契約にもとづく支払予定額は365億円です。
- 2005年4月、当社は国際サッカー連盟（以下「FIFA」）とパートナーシッププログラムの契約を締結しました。この契約のもとで当社は、2007年から2014年までの期間、FIFAワールドカップ（*）等のFIFAが主催する大会においてスポンサー企業として各種権利を行使することが可能となります。2009年3月31日現在、当該契約にもとづく当社の支払予定額は193億円です。
（*）「FIFAワールドカップ」はFIFAの登録商標です。

ソニーはこれらの資金需要のために、保有資金やそれぞれのビジネスの営業活動から得た資金を充当し、可能であればグループ内資金融通を行った上、必要があればCPプログラム、社債発行や銀行のクレジットラインにもとづき資金を調達します。

2009年3月31日現在におけるソニーの偶発債務は以下のとおりです。

項目	金額 (単位：百万円)
偶発債務（注記26）	
第三者投資家の債権者に対する保証	29,469
その他	17,612
偶発債務計	47,081

オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、およびクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

ソニーは複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大500億円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーは当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、基準書第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理（Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities）」にもとづき売却として会計処理されます。ソニーは2007年度および2008年度においてそれぞれ合計1,814億円および1,308億円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大230億円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社は当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。この取引は金融子会社が債権に対する支配を放棄することから、基準書第140号にもとづき売却として会計処理されます。金融子会社は2007年度および2008年度においてそれぞれ合計1,138億円および1,661億円の債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。金融子会社は売却した債権に対するサービスを継続していますが、債権

回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

ソニーは、適宜、各種の取り決めを変動持分事業体（以下「VIE」）とのあいだで結んできました。これらの取り決めのいくつかにおいて、ソニーは重要な変動持分を有しており、第一受益者であるため、それらのVIEを連結しています。これらの取り決めには、不動産のリース、映画製作資金の調達、米国における音楽出版事業および音楽制作事業が含まれています。さらに、ソニーは、ソニーが第一受益者ではないため、連結していないVIEについても、重要な変動持分を有しています。これらのVIEは、下記のとおり映画作品の製作・共同出資契約を含んでいます。

映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヶ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、VIEとのあいだで2つの製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料および諸経費を含む)として、契約期間において570百万米ドルを受取りました。また、2007年1月19日、当該子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとのあいだで製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料および諸経費を含む)として、VIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。2009年3月31日現在、当該子会社の8作品が公開され、約222百万米ドルの資金を当該VIEから受取りました。上記3つの契約において、当該子会社は、その全世界の配給網を通じて、映画作品を販売および配給する義務があります。VIEは、当該子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用および外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。当該子会社はこれら3つのVIEに対していかなる株式投資あるいは保証も行っておらず、当該子会社は期待損失および残余利益の過半を負担していないことから、いかなるVIEの第一受益者ではありません。2009年3月31日現在、当該子会社の貸借対照表には、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、VIEに関連して計上した金額はありません。（注記24）

(3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー：2008年度における営業活動で得た現金・預金および現金同等物（純額）は、前年度から3,505億円（46.3%）減少し4,072億円となりました。金融分野を除くソニー連結では前年度から4,064億円（78.3%）減少して1,127億円、金融分野では575億円（23.7%）増加して3,001億円となりました。2008年度において、金融分野を除くソニー連結では、主としてエレクトロニクス分野における減価償却費を加味した当期純損益ならびに売上減少などにもなう受取手形および売掛金の減少などの影響が、主にエレクトロニクス分野およびゲーム分野における支払手形および買掛金の減少などの影響を上回りました。金融分野では、主にソニー生命での保有契約高の堅調な推移にもなう保険料収入の増加により収入超過となりました。前年度との比較においては、金融分野を除くソニー連結では、減価償却費を加味した当期純損益の減少などにより収入超過額は前年度に比べて減少しました。金融分野では、主に前述のソニー生命における保険料収入の増加などにより、収入超過額は前年度に比べて増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2008年度において投資活動に使用した現金・預金および現金同等物（純額）は、前年度から1,709億円（18.8%）増加し1兆813億円となりました。金融分野を除くソニー連結では前年度から4,725億円（3,166.0%）増加して4,874億円、金融分野では2,713億円（31.1%）減少し6,024億円となりました。

2008年度において、金融分野を除くソニー連結では、エレクトロニクス分野における製造設備の購入や、ベルテルスマンが保有していたソニーBMGの全持分の50%の取得などによる支出が、半導体の製造設備の売却などにもなう収入を上回りました。金融分野では、主としてソニー生命が行った投資および業容が拡大しているソニー銀行が行った投資および貸付が、有価証券の償還・売却および貸付金の回収などを上回りました。

前年度との比較においては、金融分野を除くソニー連結では、2008年度における投資活動によるキャッシュ・フローの支出超過額が、SFHの株式売却、ベルリン市の「ソニー・センター・アム・ポツダマープラッツ」の売却、および旧本社跡地の一部の売却による収入があった前年度の支出超過額を上回りました。金融分野では、主にソニー生命の運用資産における売却の増加が投資の増加を上回ったことなどにより、支出超過額は前年度に比べて減少しました。

2008年度の金融分野を除くソニー連結における、営業活動で得た現金・預金および現金同等物（純額）から投資活動で使用した現金・預金および現金同等物（純額）を差し引いた額は、前年度から8,789億円減少し、3,748億円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：2008年度の財務活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）は、前年度から2,381億円（47.1%）減少し2,675億円となりました。金融分野を除くソニー連結では、前年度の121億円の支払超過から220億円増加し99億円の受取超過となりました。これは主に、2008年度において新株予約権付社債の償還を上回るCPおよび社債の発行や銀行借入を行ったことなどによりです。金融分野では、ソニー生命における契約者勘定の増加およびソニー銀行における顧客預金の増加が、前年度における増加を下

回ったことなどにより、前年度から2,314億円（47.1%）減少し2,603億円の受取超過となりました。

以上の結果、為替相場変動の影響額を加味した2008年度末の現金・預金および現金同等物残高は、前年度末に比べ4,256億円（39.2%）減少して6,608億円となりました。金融分野を除くソニー連結では、前年度末に比べ3,837億円（40.4%）減少して5,650億円となりました。金融分野では、前年度末に比べ419億円（30.4%）減少して958億円となりました。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野を除くソニー連結のキャッシュ・フロー情報、および金融分野のキャッシュ・フロー情報です（監査対象外）。このキャッシュ・フロー情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこのキャッシュ・フロー情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約キャッシュ・フロー計算書

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2007年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)
営業活動から得た現金・預金 および現金同等物（純額）	242,610	300,096	519,112	112,695	757,684	407,153
投資活動に使用した現金・預金 および現金同等物（純額）	873,646	602,368	14,925	487,446	910,442	1,081,342
財務活動から得た・財務活動に 使用した（）現金・預金および 現金同等物（純額）	491,709	260,345	12,100	9,947	505,518	267,458
為替相場変動の現金・預金およ び現金同等物に対する影響額	-	-	66,228	18,911	66,228	18,911
現金・預金および現金同等物純 増加・減少（）額	139,327	41,927	425,859	383,715	286,532	425,642
現金・預金および現金同等物 期首残高	277,048	137,721	522,851	948,710	799,899	1,086,431
現金・預金および現金同等物 期末残高	137,721	95,794	948,710	564,995	1,086,431	660,789

（4）流動性と資金の源泉

以下の基本方針および数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野およびSo-netを除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金および現金同等物（以下「現預金等」）（ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く）およびコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%および半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、事業から得られるフリー・キャッシュ・フローおよび現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等および金融機関とのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができると現時点では考えています。

ソニーの2008年度の営業キャッシュ・フローは、2008年9月以降の急激な収益の低下を主要因に、悪化しました。必要最小限の現預金等の残高を維持するため、2008年度末にかけては主に日本のCPマーケットを活用して資金調達を行いました。昨今の日本のCPマーケットは、2008年秋頃に比べ改善していますが、仮に日本のCPマーケット環境が悪化して必要額の調達が困難になった場合でも、銀行借入（コミットメントライン含む）等の代替調達手段を保有しているため、流動性の維持に問題が発生することはないと考えています。なお、ソニーは保有している現預金等を、また必要な場合はコミットメントラインを活用することにより、1年以内に返済期限

が到来する債務を返済する能力を有していると、現在の事業見通しをもとに判断しています。

ソニーは、主として当社および英国における金融子会社であるSGTSを通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。

当社は、国内の社債登録枠を用い、合計2,575億円（2008年12月：375億円、2009年6月：2,200億円）の国内普通社債を発行しました。なお、この社債発行により得た資金は社債およびCP償還資金に充当し、また今後充当する予定です。また、当社およびSGTSは運転資金需要に対応するため、市場環境によって左右されることはありませんが、日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なCPのプログラム枠を有しています。2008年度末時点で当社とSGTSは、円換算で合計1兆1,876億円分のCPプログラム枠を保有しており、主に日本市場で発行された当年度末のCP発行残高は円換算で1,725億円でした。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行います。ソニーがこれらの調達手段から流動性を確保出来なくなる不測の事態に備え、多様な金融機関とのコミットメントラインも保持しています。ソニーは2008年11月に日本の金融機関と結んでいる既存円貨コミットメントラインの増額（1,500億円を4,750億円に増額、期間3年（2011年11月満期））、および2008年12月に日本の金融機関と新規の複数通貨建コミットメントライン（1,500百万米ドル、期間5年（2013年12月満期））を組成しました。この目的は、2008年9月以降にみられたような金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達を可能とし十分な流動性を確保することです。2008年度末のコミットメントラインの総額は円換算で1兆473億円（全額未使用）でしたが、この総額には、2009年4月1日満期のグローバルな銀行団との複数通貨建コミットメントライン（円換算で4,204億円）が含まれていました。ソニーは2009年4月1日にこのコミットメントライン契約の金額を縮小し、更新しました（円換算で1,837億円）。この結果、2009年4月1日時点のコミットメントラインの総額は円換算で8,106億円となっています。

グループ全体の主要な資金調達に関する契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、借入コストが上昇する条件が含まれているものがありますが、早期弁済を引き起こしたり、未使用のコミットメントラインからの借入ができなくなったりするような条項を含んでいるものはありません。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

格付け

ソニーは、流動性および資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行なうにあたり、ムーディーズおよびS&Pの2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター（以下「R&I」）からも格付けを取得しています。

2009年6月19日時点の債券格付けの状況（長期/短期）は以下の通りです。

	ムーディーズ	S&P	R&I
長期	A3（見通し：ネガティブ）	A-（見通し：ネガティブ）	AA-（方向性：ネガティブ）
短期	P-2	A-2	a-1+

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで運用または調達しています。ソニーは資金の効率化を目指し、各子会社に余剰資金が出た場合はSGTSに預け、また各子会社に資金不足が生じた場合にはSGTSを通じて資金の貸し借りを行うことで、不必要な外部借入を削減し、余剰資金を効率的に運用しています。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各経営陣は、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、金融庁およびその他関係規制当局の定める各種規制（保険業法および銀行法など）を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命、ソニー損保は受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うことで十分な流動性を確保しています。また、ソニー銀行は、円貨・外貨建ての顧客からの預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする個人向け貸出と債券投資を行い、また、円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しています。

格付けについては、SFHはR&Iから発行体格付け AA-を取得しています。ソニー生命は、S&Pから保険財務力格付けA+を、ムーディーズから保険財務格付けAa3を、R&I、(株)日本格付研究所から保険金支払能力格付けAAをそれぞれ取得しています。ソニー銀行はS&Pから長期の円貨建・外貨建発行体格付けA-および短期の円貨建・外貨建発行体格付けA-2を、(株)日本格付研究所から長期優先債格付け AA-をそれぞれ取得しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化および品質向上、ならびに生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、開発研究の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	2008年度 (自2008年4月1日至2009年3月31日) 金額(百万円)
エレクトロニクス	300,482
ゲーム	5,151
映画	13,523
金融	6,063
その他	4,684
小計	329,903
配賦不能	2,165
合計	332,068

(注) 金額は有形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。

当年度の設備投資額(有形固定資産の増加額)は3,321億円となりました。この主な内訳はエレクトロニクス分野で半導体や新製品の生産設備を中心に3,005億円、ゲーム分野で52億円、映画分野で135億円、金融分野で61億円、その他分野で47億円でした。

なお、設備の除却等については重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況は事業の種類別セグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、有形固定資産にはリース取引の契約内容が一定のキャピタル・リースの条件に該当する場合の最低リース料支払総額の現在価値またはリース資産の公正価値が含まれています。

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) 事業の種類別セグメント内訳

2009年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
	土地 (面積千㎡)	建物および 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
エレクトロニクス	70,034 (7,907)	291,906	548,236	910,176	137,400
ゲーム	- (-)	4,475	9,919	14,394	6,500
映画	8,162 (258)	14,036	21,172	43,370	7,000
金融	16,092 (124)	7,887	6,800	30,779	7,200
その他	45,782 (2,903)	26,649	9,189	81,620	10,500
小計	140,070 (11,192)	344,953	595,316	1,080,339	168,600
配賦不能	15,595 (137)	69,988	9,941	95,524	2,700
合計	155,665 (11,329)	414,941	605,257	1,175,863	171,300

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置およびその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 ソニーは、情報関連およびその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設およびその他の資産の一部を賃借しています。これらリース資産については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『9 リース資産』に記載しています。

(2) 提出会社の状況

2009年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物および 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
本社(東京都港区)	エレクトロニクス、その他、配賦不能資産	パーソナルコンピュータ・テレビ機器・電子部品等の製造・研究設備、本社設備	5,069 (54)	52,696	7,975	65,742	4,773
御殿山テクノロジーセンター(東京都品川区)	エレクトロニクス、配賦不能資産	基礎・開発研究設備、本社設備	6,352 (20)	9,064	4,051	19,468	1,231
品川テクノロジーセンター(東京都港区)	エレクトロニクス	オーディオ機器・ビデオ機器の製造・研究設備	- (-)	1,552	2,866	4,419	4,211
大崎東テクノロジーセンター(東京都品川区)	エレクトロニクス	半導体・電子部品等の製造・研究設備、基礎・開発研究設備	- (-)	768	1,189	1,958	1,577
厚木テクノロジーセンター(神奈川県厚木市)	エレクトロニクス	半導体および放送用・業務用ビデオ機器等の製造・研究設備、基礎・開発研究設備	788 (160)	28,734	23,615	53,138	5,323
湘南テクノロジーセンター(神奈川県藤沢市)	エレクトロニクス	アフターサービスおよび顧客管理用等設備	3,638 (25)	4,043	156	7,838	72
仙台テクノロジーセンター(宮城県多賀城市)	エレクトロニクス	記録メディア・電池および電子部品等の製造・研究設備	498 (121)	11,791	7,498	19,789	573
有明ビジネスセンター(東京都江東区)	エレクトロニクス	オーディオ機器の製造・研究設備	- (-)	353	267	620	294

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

- 2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、リース資産ならびに建設仮勘定です。
- 3 国内子会社より賃借している設備を含んでいます。
- 4 上記のほか、土地および建物の一部を関係会社以外より賃借しており、賃借中の土地の面積は34千㎡です。

(3) 主要な国内子会社の状況

2009年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物および 構築物	機械装置・ その他の資 産	合計	
ソニーイーエムシーエス ㈱ (東京都港区)	エレクトロニ クス	電子機器等の製造設 備	13,500 (1,075)	23,918	63,572	100,990	8,200
ソニーセミコンダクタ九 州㈱ (福岡県福岡市)	エレクトロニ クス	半導体等の製造設備	10,446 (700)	69,909	176,695	257,050	5,400
ソニーケミカル&イン フォメーションデバイス ㈱ (東京都品川区)	エレクトロニ クス	記録メディア、電子部 品および磁気デバイ ス製品等の製造設備	4,341 (350)	12,540	21,690	38,571	5,600
ソニーエナジー・デバイ ス㈱ (福島県郡山市)	エレクトロニ クス	電池等の製造設備	2,686 (210)	11,584	22,516	36,786	2,100
ソニーモバイルディスブ レイ㈱ (愛知県知多郡東浦町)	エレクトロニ クス	液晶ディスプレイパ ネルの製造設備	- (-)	20,985	34,828	55,813	1,500
㈱ソニー・ミュージック マニュファクチャリン グ (静岡県榛原郡吉田町)	エレクトロニ クス	音声・映像ソフト ウェア等の製造設備	6,770 (260)	4,709	3,459	14,938	700
ソニー生命保険㈱ (東京都港区)	金融	社屋等	4,126 (4)	836	1,475	6,437	5,600
㈱ソニーファイナンスイ ンターナショナル (東京都港区)	金融	リースの賃貸設備等	11,967 (121)	6,764	4,763	23,494	400
㈱ソニー・ミュージック エンタテインメント (東京都千代田区)	その他	音楽・映像ソフト ウェア等の制作・製 造設備	38,301 (101)	10,482	1,358	50,141	1,800

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

- 2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置およびその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。
- 3 提出会社より賃借している設備を含んでいます。
- 4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- 5 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱および㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決算数値です。

(4) 主要な在外子会社の状況

2009年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物および 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	3,602 (2,993)	30,415	58,957	92,974	19,300
	映画	映画、テレビ番組、ビデオソフト等の製作・製造設備	8,162 (258)	14,036	21,172	43,370	6,700
	その他、配賦不能資産	社屋等	5,519 (47)	16,350	6,913	28,782	600
Sony United Kingdom Ltd. (イギリス ミドルセックス)	エレクトロニクス	社屋および販売設備等	2,503 (76)	5,107	1,767	9,377	1,700
Sony Espana S.A. (スペイン バルセロナ)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	1,820 (207)	5,376	5,984	13,180	1,800
Sony Slovakia Spol. s.r.o. (スロバキア プラチスラバ)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	1,373 (542)	10,358	11,426	23,157	3,200
Sony EMCS (Malaysia) Sdn . Bhd. (マレーシア ペナン)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	562 (171)	3,762	14,335	18,659	5,900
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd. (タイ バンカディ)	エレクトロニクス	半導体等の製造設備	338 (132)	3,295	7,004	10,637	3,000
Sony Electronics (Singapore) Pty. Ltd. (シンガポール)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	- (-)	3,535	9,230	12,765	600
索尼精密部件(惠州)有限公司 (中国 広東省)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	- (-)	676	8,947	9,623	11,600
索尼電子(無錫)有限公司 (中国 江蘇省)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	- (-)	3,804	10,728	14,532	6,300
索尼(中国)有限公司 (中国 北京市)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	- (-)	3,015	2,598	5,613	2,000
Sony Music Entertainment (アメリカ デラウェア)	その他	音楽・映像ソフトウェア等の制作・製造設備	381 (2,727)	9,223	4,143	13,747	5,400

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

- 2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置およびその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。
- 3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- 4 Sony Corporation of AmericaおよびSony Music Entertainmentの各数値は連結決算数値です。
- 5 2008年10月1日付けで、Sony Music Entertainmentは連結子会社となりました。

3【設備の新設、除却等の計画】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

2009年度（自2009年4月1日 至2010年3月31日）における事業の種類別セグメントごとの設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	2009年度 設備投資計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的
エレクトロニクス	220,000	半導体や電子デバイスを中心とした生産設備投資
ゲーム	10,000	ネットワーク関連設備投資など
映画	10,000	映画製作に関わる設備、IT関連設備投資など
金融	2,000	システム関連投資など
その他	7,000	インターネット関連サービス事業におけるシステム関連投資など
小計	249,000	-
配賦不能	1,000	-
合計	250,000	-

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 上記の設備投資額の支払いは、主として自己資金により賅う予定です。

2009年度の設備投資額は、主としてエレクトロニクス分野の投資削減により前年度に比べ約25%減少の約2,500億円となる見通しです。主な内容は、半導体および電子デバイスを中心とした生産設備投資です。

一方、除却等については、経常的な設備の更新のための除却および売却のほか、構造改革にともなう生産設備等の除却を見込んでいます。

なお、上記の設備投資計画は、現在入手可能な情報から得られたソニーの経営者の判断にもとづいています。したがって、これらの設備投資計画のみに全面的に依拠することは控えるようお願いいたします。実際の設備投資は、さまざまな重要な要素により、これら計画とは大きく異なる結果となりうることをご承知おきください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2009年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2009年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,535,364	1,004,535,364	東京・大阪・ニュー ヨーク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数 は100株であ ります。
計	1,004,535,364	1,004,535,364		

(注) 1 東京証券取引所および大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2009年6月)に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2009年3月31日)	提出日の前月末現在 (2009年5月31日)
新株予約権の数	9,878個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2009年3月31日)	提出日の前月末現在 (2009年5月31日)
新株予約権の数	9,332個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	933,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	8,145個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	8,941個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記 1 により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第 7 回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	9,540個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	8,085個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記 1 により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2009年3月31日)	提出日の前月末現在 (2009年5月31日)
新株予約権の数	10,093個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2009年3月31日)	提出日の前月末現在 (2009年5月31日)
新株予約権の数	10,717個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,071,700株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	10,579個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	13,734個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	7,962個 *1	同左

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	15,844個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	8,318個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2	同左

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の数	16,767個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,676,700株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3	同左

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2009年3月31日）	提出日の前月末現在 （2009年5月31日）
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。
 転換社債の残高、転換価格および資本組入額

銘柄（発行日）	事業年度末現在 （2009年3月31日）			提出日の前月末現在 （2009年5月31日）		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2010年満期 米貨建転換社債 *1 （2000年4月17日）	45,550千米ドル （4,735百万円）	円 銭 13,220 00	*2	45,550千米ドル （4,394百万円）	円 銭 13,220 00	*2
2011年満期 米貨建転換社債 *1 （2001年4月16日）	45,467千米ドル （5,674百万円）	円 銭 8,814 00	*2	45,467千米ドル （5,674百万円）	円 銭 8,814 00	*2
2012年満期 米貨建転換社債 *1 （2002年4月15日）	32,793千米ドル （4,335百万円）	円 銭 6,931 00	*2	32,793千米ドル （4,335百万円）	円 銭 6,931 00	*2

（注）*1 米貨建転換社債は、いずれも株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に
 対し割り当てることを目的として発行したものです。なお、2010年満期米貨建転換社債については額面総額
 11,781千米ドルを、2011年満期米貨建転換社債については額面総額31,589千米ドルを、2012年満期米貨建転換社
 債については額面総額32,291千米ドルを、それぞれ失権分として買入消却しました。

*2 転換により発行する株式の1株当り発行価格（転換価格）に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じる
 ときはその端数を切り上げた額。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年4月1日～ 2005年3月31日*1	70,792	1,000,283	141,442	621,708	141,406	828,250
2005年12月1日*2	353					
2005年4月1日～ 2006年3月31日*1	1,043	1,001,679	2,415	624,124	2,416	830,666
2006年4月1日～ 2007年3月31日*1	1,217	1,002,897	2,783	626,907	2,782	833,448
2007年4月1日～ 2008年3月31日*1	1,546	1,004,443	3,668	630,575	3,815	837,264
2008年4月1日～ 2009年3月31日*1	92	1,004,535	189	630,765	189	837,453

(注)*1 転換社債の転換、新株引受権付社債の新株引受権および新株予約権の行使

*2 種類株式(子会社連動株式)3,099,469株の普通株式3,452,808株への一斉転換

3 決算日後、5月31日までの発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年4月1日～ 2009年5月31日		1,004,535		630,765		837,453

(注) 2009年4月1日から2009年5月31日までの間の発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加はありません。

(5) 【所有者別状況】

2009年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府および地方公 共同体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	4	269	68	4,419	876	518	755,088	761,242	
所有 株式数 (単元)	1,589	2,549,896	102,845	359,260	3,914,072	1,857	3,089,449	10,018,968	2,638,564
所有株式 数の割合 (%)	0.01	25.45	1.03	3.58	39.07	0.02	30.84	100.00	

(注) 1 株主名簿上の自己名義株式1,013,587株は「個人その他」に10,135単元および「単元未満株式の状況」に

87株含まれています。なお、自己株式1,013,587株は株主名簿記載上の株式数であり、2009年3月31日現在の実保有株式数は1,013,287株であります。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ225単元および77株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2009年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
Moxley and Company *1 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	118,673	11.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	67,685	6.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) *2	東京都中央区晴海1-8-11	61,056	6.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	50,628	5.04
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	26,918	2.68
SSBT OD05 Omnibus China Treaty 808150 *3 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都千代田区有楽町1-1-2)	10,431	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) *2	東京都中央区晴海1-8-11	9,737	0.97
State Street Bank and Trust Company 505225 *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	8,700	0.87
Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client Mellon Omnibus US Pension *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	8,281	0.82
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布2-26-30	7,982	0.79
計		370,089	36.84

(注) *1 ADR(米国預託証券)の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A.の株式名義人です。

*2 各社の所有株式は、すべて各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 Dodge & Coxから2009年4月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しが当社に送付され、2009年3月31日現在で以下のとおり当社株式(ADRとしての保有分を含む。)を保有している旨の報告を受け、現在に至っていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Dodge & Cox	73,578	7.32

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2009年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,027,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,869,700	10,008,697	
単元未満株式	普通株式 2,638,564		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,004,535,364		
総株主の議決権		10,008,697	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の普通株式が22,500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が225個含まれています。

【自己株式等】

2009年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニー株式会社 (自己保有株式)*1	東京都港区港南1-7-1	1,013,200		1,013,200	0.10
共信テクノソニック株式会社 (相互保有株式)*2	東京都品川区西五反田1-31-1	12,600	1,300	13,900	0.00
計		1,025,800	1,300	1,027,100	0.10

(注)*1株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

*2共信テクノソニック株式会社は、当社の取引先等で構成される持株会(ソニー持株会 東京都港区港南1-7-1)に加入しており、同持株会名義で当社株式1,300株を所有しています。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。

当該制度は、当社および当社関係会社の取締役、執行役および従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することを、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定にもとづき、2002年6月20日、2003年6月20日、2004年6月22日および2005年6月22日開催の定時株主総会において、また、会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき、2006年6月22日、2007年6月21日、2008年6月20日および2009年6月19日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2002年6月20日
付与対象者の区分および人数	第1回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社関係会社の取締役 124名 当社および当社関係会社の従業員 406名 第3回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社関係会社の取締役 16名 当社および当社関係会社の従業員 875名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2003年6月20日
付与対象者の区分および人数	第4回普通株式新株予約権 当社の取締役 8名 当社の執行役 10名 当社関係会社の取締役 119名 当社および当社関係会社の従業員 467名 第6回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 17名 当社および当社関係会社の従業員 484名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2004年6月22日
付与対象者の区分および人数	第7回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 13名 当社関係会社の取締役 105名 当社および当社関係会社の従業員 487名 第9回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 9名 当社および当社関係会社の従業員 487名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2005年6月22日
付与対象者の区分および人数	第10回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 118名 当社および当社関係会社の従業員 491名 第11回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 8名 当社関係会社の従業員 491名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2006年6月22日
-------	------------

付与対象者の区分および人数	第12回普通株式新株予約権 当社の取締役 11名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 98名 当社および当社関係会社の従業員 477名 第13回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 9名 当社関係会社の従業員 500名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分および人数	第14回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 85名 当社および当社関係会社の従業員 333名 第15回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 34名 当社関係会社の従業員 704名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年6月20日
-------	------------

付与対象者の区分および人数	第16回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社および当社関係会社の従業員 338名 第17回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 36名 当社関係会社の従業員 566名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,750,000株を上限とする。*1
発行する新株予約権の総数	27,500個を上限とする。*2
新株予約権の行使時の払込金額	*3
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) *1 注記2により各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
- *2 各本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *3 各本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初、以下のとおりとする。
当初行使価額

(イ) 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、（a）行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

(ロ) 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、基準円価額が、（a）行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円または1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	87,015	302,109,667
当期間における取得自己株式	9,759	24,084,485

(注) 当期間における取得自己株式には、2009年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	2,900	13,817,900	13,500	27,891,000
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	86,424	225,174,197	3,614	8,985,530
保有自己株式数	1,013,287	-	1,005,932	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2009年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2009年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努め、内部留保資金については、成長力の維持および競争力強化など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当および期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2009年5月13日開催の取締役会決議により、前事業年度と同額の1株につき12円50銭の配当を実施しました。また、2008年10月29日開催の取締役会決議により、2008年12月に1株につき30円（特別配当10円を含む。）の中間配当を実施しましたので、年間配当金は42円50銭となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2008年10月29日 取締役会決議	30,104	30.0
2009年5月13日 取締役会決議	12,544	12.5

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
決算年月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
最高(円)	4,710	6,040	6,540	7,190	5,560
最低(円)	3,550	3,660	4,340	3,910	1,491

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

種類株式(子会社連動株式)

回次	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
決算年月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
最高(円)	1,690	4,960	-	-	-
最低(円)	750	1,175	-	-	-

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2 種類株式(子会社連動株式)は、2005年11月25日に上場廃止とし、2005年12月1日に普通株式に一斉転換しました。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	2008年10月	11月	12月	2009年1月	2月	3月
最高(円)	3,280	2,580	1,980	2,335	1,919	2,300
最低(円)	1,766	1,766	1,717	1,746	1,491	1,603

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

(1)取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	Howard Stringer [ハワード・ストリンガー]	1942年2月19日生	1997年5月 Sony Corporation of America 入社、 プレジデント 1998年12月 Sony Corporation of America チェアマン & CEO (現在) 1999年6月 当社取締役 (現在) 2003年4月 当社執行役員副会長 2003年6月 当社執行役員 副会長 2005年6月 当社代表執行役員 会長 兼 CEO 2009年4月 当社代表執行役員 会長 兼 社長 CEO (現在)	*2	32
取締役	指名委員	中鉢 良治	1947年9月4日生	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員上席常務 2004年6月 当社執行役員 副社長 2005年4月 当社エレクトロニクスCEO 2005年6月 当社取締役 (現在) 当社代表執行役員 社長 2009年4月 当社代表執行役員 副会長 (現在)	*2	30
取締役		大根田 伸行	1945年5月6日生	1969年4月 当社入社 2000年5月 Sony Electronics Inc. デビュティプレジデント & CFO 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員常務 2004年2月 当社経営企画・経理担当 2004年6月 当社執行役員 常務 2005年6月 当社執行役員 EVP 兼 CFO 2009年4月 当社代表執行役員 EVP CFO 2009年6月 当社取締役 (現在) 当社代表執行役員 副社長 CFO (現在)	*2	1
取締役	取締役会議長、指名委員会議長	小林 陽太郎	1933年4月25日生	1958年10月 富士写真フイルム株式会社入社 1963年9月 富士ゼロックス株式会社入社 1968年12月 富士ゼロックス株式会社取締役 1972年12月 富士ゼロックス株式会社常務取締役 1976年1月 富士ゼロックス株式会社取締役副社長 1978年1月 富士ゼロックス株式会社取締役社長 1992年1月 富士ゼロックス株式会社取締役会長 1998年6月 Callaway Golf Company 取締役 (現在) 1999年7月 日本電信電話株式会社取締役 (現在) 2003年6月 当社取締役 (現在) 2006年4月 富士ゼロックス株式会社相談役最高顧問	*2	6
取締役	報酬委員会議長	橘・フクシマ・咲江	1949年9月10日生	1980年6月 Braxton International 入社 1987年9月 Bain & Company 入社 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社入社 1995年5月 Korn/Ferry International 米国本社取締役 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長 2001年7月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役社長 2003年6月 当社取締役 (現在) 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長 (現在)	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会副 議長、指名 委員	宮内 義彦	1935年9月13日生	1964年4月 オリエント・リース株式会社 (現オリックス株式会社)入社 1970年3月 オリックス株式会社取締役 1973年11月 オリックス株式会社常務取締役 1976年5月 オリックス株式会社専務取締役 1979年12月 オリックス株式会社取締役副社長 1980年12月 オリックス株式会社取締役社長 2000年4月 オリックス株式会社取締役会長兼 グループCEO 2003年6月 当社取締役(現在) オリックス株式会社取締役兼代表執行 役会長・グループCEO(現在)	*2	1
取締役	監査委員会 議長	山内 悦嗣	1937年6月30日生	1962年12月 Arthur Andersen & Co.入社 1986年9月 Arthur Andersen & Co.日本代表 英和監査法人統括代表 1991年10月 井上斎藤英和監査法人理事長 1993年10月 朝日監査法人専務理事 Arthur Andersen & Co.日本副代表 1999年6月 株式会社住友銀行取締役 2000年6月 スタンレー電気株式会社監査役(現在) 2001年4月 株式会社三井住友銀行取締役 2002年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ取締役(現在) 2003年6月 当社取締役(現在) 2005年6月 株式会社三井住友銀行取締役(現在)	*2	-
取締役	指名委員	Peter Bonfield [ピーター・ ボンフィールド]	1944年6月3日生	1981年10月 ICL plc 入社 1986年12月 ICL plc チェアマン 1996年1月 British Telecom plc CEO 2002年3月 Telefonaktiebolaget LM Ericsson 取締役 (現在) Mentor Graphics Corporation 取締役(現 在) 2002年4月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Ltd. 取締役 (現在) 2004年5月 当社アドバイザーボードメンバー 2004年12月 Actis Capital LLP 取締役(現在) 2005年6月 当社取締役(現在) 2006年12月 NXP B.V. スーパーバイザーボード 議 長(現在) Dubai International Capital LLC 取締役(現 在)	*2	-
取締役	監査委員	住田 篤雄	1938年5月24日生	1961年4月 株式会社日立製作所入社 1988年2月 センチュリー監査法人入社 1999年5月 センチュリー監査法人会長 2000年7月 監査法人太田昭和センチュリー副理事長 2002年5月 川田株式会社副社長 2003年8月 公認会計士住田会計事務所長(現在) 2005年6月 当社取締役(現在)	*2	2
取締役	指名委員	張 富士夫	1937年2月2日生	1960年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1988年9月 トヨタ自動車株式会社取締役 1988年12月 TOYOTA Motor Manufacturing U.S.A. プレジデント 1994年9月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 1996年6月 トヨタ自動車株式会社専務取締役 1998年6月 トヨタ自動車株式会社取締役副社長 1999年6月 トヨタ自動車株式会社取締役社長 2005年6月 トヨタ自動車株式会社取締役副会長 2006年6月 当社取締役(現在) トヨタ自動車株式会社代表取締役会長 (現在)	*2	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員	安田 隆二	1946年4月28日生	1979年1月 McKinsey & Company 入社 1986年6月 McKinsey & Company パートナー 1991年6月 McKinsey & Company ディレクター 1996年6月 A.T.Kearney, Inc. マネージングディレクター・アジア総代表 2003年6月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長 株式会社大和証券グループ本社取締役(現在) 2004年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現在) 2005年6月 富士火災海上保険株式会社取締役(現在) 2007年4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ取締役(現在) 2007年6月 当社取締役(現在)	*2	4
取締役	指名委員	内永 ゆか子	1946年7月5日生	1971年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役 2000年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役 2004年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員 2005年5月 株式会社パルコ取締役(現在) 2007年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問 2007年5月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長(現在) 2007年6月 株式会社ベネッセコーポレーション取締役 2008年4月 株式会社ベネッセコーポレーション取締役副会長(現在) Berliz International, Inc. 代表取締役会長兼社長兼CEO(現在) 2008年6月 当社取締役(現在) 株式会社損害保険ジャパン監査役(現在)	*2	0
取締役	報酬委員	矢作 光明	1948年3月3日生	1970年4月 株式会社三井銀行入行 1998年6月 株式会社さくら銀行取締役 1999年6月 株式会社さくら銀行執行役員 2001年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2003年6月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 株式会社日本総合研究所専務取締役 2004年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社日本総合研究所取締役兼専務執行役員 2005年6月 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 2006年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2007年6月 株式会社日本総合研究所代表取締役会長(現在) 東レ株式会社監査役(現在) 2008年6月 当社取締役(現在) 三井造船株式会社監査役(現在)	*2	-
取締役	報酬委員	謝 正炎 [サンヤン・シェー]	1952年12月29日生	1980年7月 McKinsey & Company 入社 1990年7月 McKinsey & Company シニアパートナー 1997年7月 McKinsey & Company カナダ地域統括 2000年7月 McKinsey & Company 東南アジア地域統括 2007年7月 当社アドバイザーボードメンバー 2008年6月	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	Roland A. Hernandez [ローランド・ヘルナンデス]	1957年9月29日生	1986年9月 Interspan Communications ファウンダー & プレジデント 1995年3月 Telemundo Group, Inc. プレジデント & CEO 1998年11月 Telemundo Group, Inc. チェアマン & CEO 2001年4月 The Ryland Group, Inc. 取締役(現在) 2002年5月 MGM Mirage, Inc. 取締役(現在) 2002年11月 Vail Resorts, Inc. 取締役(現在) 2005年4月 Lehman Brothers Holdings Inc. 取締役(現在) 2008年6月 当社取締役(現在)	*2	1
計						80

(注) 1 小林陽太郎、橘・フクシマ・咲江、宮内義彦、山内悦嗣、Peter Bonfield、住田笛雄、張富士夫、安田隆二、内永ゆか子、矢作光明、謝正炎、Roland A. Hernandezの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

*2 2009年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間です。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	会長 兼 社長 (CEO)	Howard Stringer [ハワード・ ストリンガー]	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副会長 (本社機能における CEOの補佐、製品安全 ・品質、環境担当)	中鉢 良治	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副社長 (CFO)	大根田 伸行	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	副社長 (エレクトロニクス事 業・ゲーム事業におけ る製造、物流、資材オペ レーション担当)	中川 裕	1945年12月4日生	1968年4月 当社入社 1997年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員上席常務 2005年2月 当社パーソナルオーディオビ ジュアルネットワークカンパ ニー NCプレジデント 2005年6月 当社執行役 EVP 2006年10月 当社執行役 副社長(現在) 当社セミコンダクタ&コンポー ネントグループ担当 2009年4月 当社製造、物流、資材オペラ ーション担当(現在)	*	22
執行役	副社長 (コンシューマプロダク ツ&デバイスグルー プ担当)	吉岡 浩	1952年10月26日生	1979年2月 当社入社 2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイ ルコミュニケーションズ株式 会社代表取締役社長 2003年4月 Sony Ericsson Mobile Communications AB コーポレー ト・バイス・プレジデント 2005年11月 当社業務執行役員 SVP 当社オーディオ事業本部長 2008年4月 当社テレビ事業本部長 2008年6月 当社業務執行役員 EVP 2009年4月 当社執行役 副社長(現在) 当社コンシューマプロダクツ& デバイスグループ担当(現 在)	*	-
執行役	EVP (知的財産、情報シス テム、B2Bソリュー ション事業、ディスク 製造事業担当)	木村 敬治	1952年4月4日生	1977年4月 当社入社 2000年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員常務 2004年6月 当社執行役 専務 2005年2月 当社インフォメーションテク ノロジー&コミュニケーション ズネットワークカンパニー NCプレジデント 2005年6月 当社執行役 EVP(現在) 2006年6月 当社知的財産担当(現在) 2008年4月 当社情報システム担当(現 在) 2009年4月 当社B2Bソリューション事業、 ディスク製造事業担当(現 在)	*	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (ジェネラル・カウンセ セル)	Nicole Seligman [ニコール・ セリグマン]	1956年10月25日生	2001年9月 Sony Corporation of America 入社、エグゼクティブ・バイ ス・プレジデント 兼 ジェネ ラル・カウンセル (現在) 2003年4月 当社グループ・デビュティ・ ジェネラル・カウンセル 2003年6月 当社執行役 2005年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社ジェネラル・カウンセ ル (現在)	*	-
執行役	EVP (ネットワークプロダ クツ&サービスグルー プ担当)	平井 一夫	1960年12月22日生	1984年4月 株式会社CBS・ソニー (現 株 式会社ソニー・ミュージック エンタテインメント) 入社 1996年7月 Sony Computer Entertainment America Inc. EVP & COO 1997年10月 株式会社ソニー・コンピュ ータエンタテインメント執行役 員 1999年4月 Sony Computer Entertainment America Inc. プレジデント & COO 2003年8月 Sony Computer Entertainment America Inc. プレジデント & CEO 2006年12月 株式会社ソニー・コンピュ ータエンタテインメント代表取 締役社長 兼 グループCOO Sony Computer Entertainment America Inc. チェアマン (現在) 2007年6月 株式会社ソニー・コンピュ ータエンタテインメント代表取 締役社長 兼 グループCEO (現在) 2009年4月 当社執行役 EVP (現在) 当社ネットワークプロダクツ& サービスグループ担当 (現 在)	*	-
計						88

(注) *2009年6月19日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から1年間です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(以下の記述は、連結会社の企業統治に係るものです)

- (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。その一環として、会社法上の「委員会設置会社」を経営の機関設計として採用し、法令に定められた事項を遵守することに加え、経営の監督機関である取締役会の執行側からの独立性を強化するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加し、健全かつ透明性のある仕組みを構築・維持しています。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が執行役に業務執行に関する決定権限を委譲し、迅速な意思決定による効率的なグループ経営を推進しています。

会社の機関の内容

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、および取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する業務執行役員を設置しています。

<各機関の主な役割>

取締役会

- ・ ソニーグループの経営の基本方針の決定
- ・ ソニーグループの業務執行の監督
- ・ 委員会メンバーの選解任
- ・ 執行役の選解任

指名委員会

- ・ 取締役の選解任議案の決定

監査委員会

- ・ 執行役の職務執行（財務報告に係るプロセスの妥当性を確保するための体制、財務報告に係る内部統制の有効性を経営者が確認するための体制、適時かつ適切なディスクロージャーを確保するための体制、法令・定款・社内規則に対するコンプライアンスを確保するための体制、および会社法にもとづき取締役会が確認し、決議した「内部統制およびガバナンスの枠組み」の状況等）の監査、および取締役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の監督（適格性および独立性の評価、選解任・不再任に係る株主総会議案の内容の決定、報酬の承認、会計監査および財務報告に係る内部統制監査の方法および結果の相当性の評価、ならびに非監査業務を行わせる場合の事前承認等）

報酬委員会

- ・ 取締役、執行役、業務執行役員およびグループ役員の個人別報酬の方針、ならびに、かかる方針にもとづく取締役および執行役の個人別報酬の額および内容の決定

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に関して、基本方針を定め、株主へ送付する後述の報告書にて

開示しています。

「第92回定時株主総会招集ご通知」

(URL : http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/qfhh7c00000ljo36-att/copy_of_nts_all.pdf) P34 ~ 35

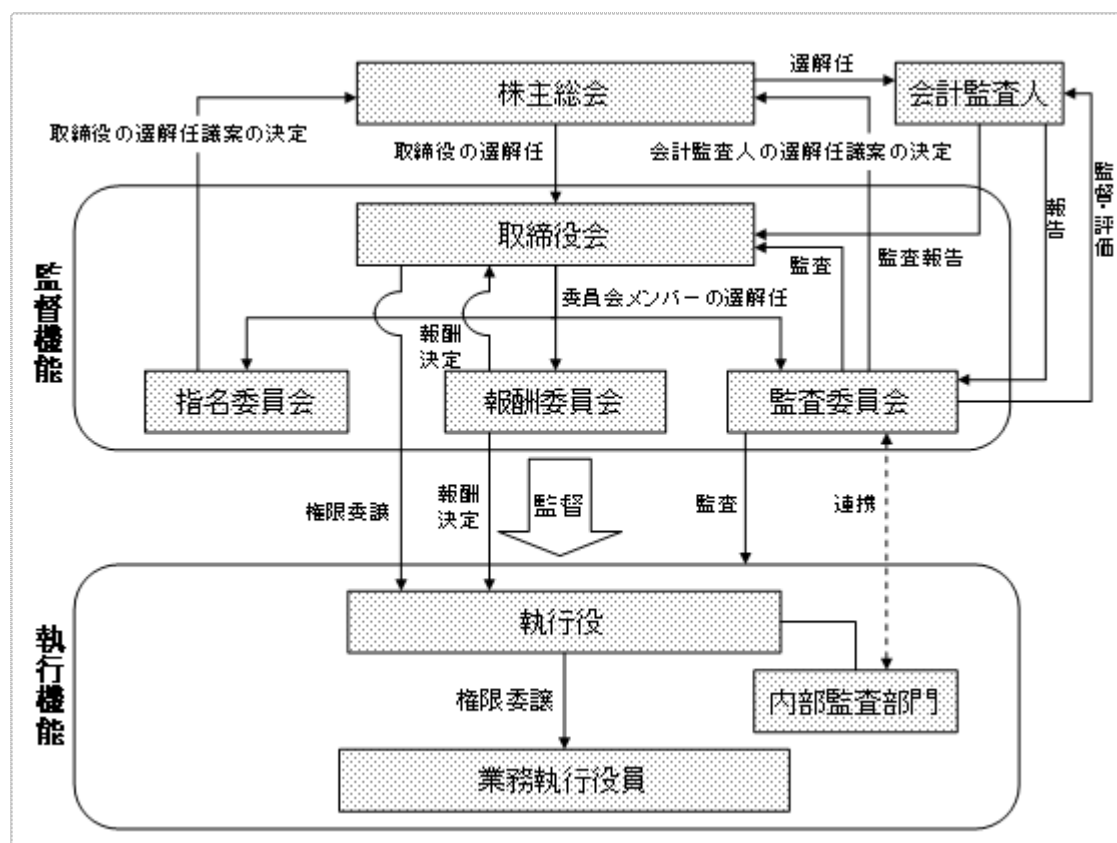
執行役

- ・ 取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定および遂行

業務執行役員

- ・ ビジネスユニット、研究開発、本社機能など、特定領域についての取締役会および執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

(模式図：会社の機関)



<ソニー独自の工夫>

当社では、ガバナンス強化のため、法令に定められた事項に加え、取締役会の執行側からの独立性を確保するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などを取締役会規定に盛り込み、制度化しています。その主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数の制限、委員会メンバーのローテーション
- 各委員会議長の社外取締役からの選任
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の人数の下限の引き上げ（5名以上）、また2名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 原則として報酬委員の1名以上は執行役兼務の取締役とすること、および報酬委員へのソニーグループのCEO、COOならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 監査委員の他の委員会メンバーとの兼任の原則禁止

<各機関の人員構成>

2009年6月19日現在での各機関の人員構成は、以下のとおりです。

- 取締役会： 15名（社外12名）
- 指名委員会： 8名（社外6名）
- 監査委員会： 3名（社外3名）
- 報酬委員会： 3名（社外3名）
- 執行役： 8名（代表執行役3名）

< 会議体の開催状況および社外取締役の活動状況 >

2008年度の1年間(2008年4月1日~2009年3月31日)において、取締役会は10回、指名委員会は4回、監査委員会は15回、報酬委員会は6回開催されました。

取締役会への出席状況については、社外取締役全12名はPeter Bonfield氏、内永ゆか子氏の2名を除き、在任期間中に開催された当年度の取締役会の全てに出席しています(Peter Bonfield氏は10回中9回、内永ゆか子氏は7回中6回に出席)。また、委員会への出席状況については、委員会に所属する社外取締役12名は、宮内義彦氏および内永ゆか子氏の2名を除き、当年度における各委員会の開催総数の少なくとも75%以上に出席しています(宮内義彦氏および内永ゆか子氏ともに現在、指名委員であり、いずれも在任期間中に開催された当年度の同委員会3回中2回に出席)。なお、監査委員会に所属する社外取締役3名は、当年度の監査委員会の全てに出席しました。

内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる当社およびソニーグループの内部統制およびガバナンスの枠組みに関する事項(損失の危険の管理に関する規程その他の体制を含む)につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日開催の取締役会において、かかる体制を改定し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2009年5月13日開催の取締役会において確認・決議された内容は、以下のWebサイトで公開しています。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

< 米国企業改革法に関するガバナンス >

米国では、企業会計不祥事の頻発を契機に、2002年に米国企業改革法(Sarbanes-Oxley Act: SOX法)が制定されました。当社は、米国証券取引委員会(SEC)に登録しているため、この法律の適用を受けます。

SOX法にもとづく義務の1つとして、当社のCEOおよびCFO(以下「マネジメント」)は、SECに提出する年次報告書Form 20-Fに、財務諸表の適正性、情報開示に関する統制と手続き、および財務報告に係る内部統制に関する所定の事項の証明書を添付する義務があります。

当社では、「情報開示に関する統制と手続き」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社および社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保について、ソニーグループのIR、経理、経営企画、法務、広報、財務、内部監査、人事を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、CEO、社長およびCFOを補佐しています。

また、2007年3月期からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をForm 20-Fに含めることも義務づけられました。これを遵守するため、ソニーは、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、本社部門の責任者からなる組織横断的な運営委員会を設置しました。そして、評価の結果、マネジメントは、2009年3月31日時点におけるソニーにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

社外取締役と当社の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係について

当社は、以下の事項を社外取締役の資格要件として取締役会規定に定めており、2008年度の在任取締役は、この要件を満たします。

< 取締役共通の資格要件 >

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社(以下「競合会社」という。)の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

< 社外取締役の追加資格要件 >

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金または選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヶ月間において10万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領しないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上額の2%または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、当社の定款規定にもとづき、社外取締役全員とのあいだでそれぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 社外取締役は、当該契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・ 社外取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役に選任され就任したときは、当該契約は何らの意思表示をせず当然に再任後も効力を有するものとする。

その他当社の定款規定について

< 剰余金の配当等の決定機関 >

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

< 株主総会の特別決議要件 >

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

< 取締役の選任の決議要件 >

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらない旨を定款で定めています。

< 取締役・執行役の責任免除 >

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役および執行役が職務を遂行するに当たり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況

監査委員会監査の状況

当年度の監査委員会は社外取締役3名によって構成され、計15回開催されました。監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、会社法上の計算関係書類や財務諸表に関しその作成の環境やプロセス、その開示体制について、適正性を監査するとともに、法令や定款、社内規則に対するコンプライアンス体制やリスクマネジメント体制、内部監査体制、内部通報制度などの「会社の業務の適正を確保するための体制」についても監査しました。また、会計監査人からは、期初にその監査計画の説明を受けるとともに、四半期決算のレビューを含む期中および年度末の監査の手続きや結果について報告を受け、それらの妥当性を監査しました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、監査委員は代表執行役が開催する重要な会議に出席または監査委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補佐役」）をして出席せしめ、必要に応じて国内および海外の主要な子会社に赴き調査を行いまたは補佐役をして調査せしめ、また執行役および取締役からその職務の執行について報告を受けまたは適宜報告を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しまたは補佐役をして閲覧せしめ、監査委員会の活動を円滑ならしめました。

内部監査の状況

当社の内部監査を行う専門組織として監査部が設置されています。監査部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の展開を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。監査部および内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査により、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

監査部および各内部監査部門は、それぞれ担当する関係会社を対象に、当社の経営者層あるいは監査委員会からの特命による監査も含め、年間の監査計画にしたがい、内部監査を実施しています。その内部監査の手続きは、年度初めに行われるリスク評価をベースに、社内実施規定に則り、監査計画～監査通知～事前調査～調査実施～被監査先との事実確認～結果分析～監査報告～改善（アクション）計画～フォローアップの手順で行われています。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、監査部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を必要要件としています。その上で、海外および国内関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、監査部の責任者による事前同意*1を要求しています。

海外および国内関係会社の内部監査部門には、監査部に対して重要事項の報告と発行した監査報告書の写しの提出が義務付けられており、監査部は、これらの監査報告書をまとめ、定期的に、監査委員会、社長、CFOおよび担当執行役に報告しています。

会計監査人には、内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っています。一方、会計監査人が発行した監査報告書については、内部監査計画の立案時および内部監査を実施する際に、適宜活用しています。

*1：上場子会社（ソネットエンタテインメント株式会社、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社）お

よびその傘下の孫会社については、独立性の観点から事後報告。

会計監査の状況

当社はあらた監査法人とのあいだで監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度において当社の会計監査業務を執行した、あらた監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 中村明彦*、関根愛子*

* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、当社および当社の子会社の会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 72名、会計士補等 123名、その他 83名

(2) 取締役および執行役の報酬等の額

	定 額 報 酬		業 績 連 動 報 酬		退 職 金 (株 式 退 職 金 を 含 む)	
	人 数	支 給 額	人 数	支 給 額	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	13名*1 (13名)	180百万円 (180百万円)	()	*2 ()	()	()
執 行 役	7 名	1,018百万円	4 名*3	74百万円*3	1 名	49百万円*4
合 計	20名	1,198百万円	4 名	74百万円	1 名	49百万円

(注) *1 当社は、執行役を兼務する取締役に 대해서는取締役としての報酬は支給していませんので、取締役には執行役を兼務する取締役3名は含まれていません。なお、前年の定時株主総会の終結の日に退任した取締役1名を含んでいます。

*2 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。

*3 上記の業績連動報酬は、2009年6月に支給する予定の金額であり、2008年6月に支給した2007年度業績連動報酬（執行役7名に対して総額1,011百万円）は含まれていません。なお、2008年度の業績連動報酬については、前年度に比べ大幅な減額を行うとともに、代表執行役3名は全額返上いたします。

*4 上記の退職金（株式退職金を含む）は、2009年4月1日に退任した執行役1名に対して支給されたものです。

5 上記のほか、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行しており、当年度において取締役分および執行役分として、それぞれ22百万円（うち、社外取締役は22百万円）および821百万円の会計上の費用を計上しました。なお、新株予約権の内容については、前述「1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	-	-	660	70
連結子会社	-	-	776	6
計	-	-	1,436	76

【その他重要な報酬の内容】

当社の子会社が当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対し支払った監査およびその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

監査業務費用	3,021百万円
その他の報酬	300百万円
合計	3,321百万円

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記の非監査証明業務にもとづく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成等の対価が含まれています。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査およびその他のサービスに係る報酬は、事前に監査委員会の同意を得たうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成されています。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年(昭和38年)大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)にもとづいて作成しています。
なお、2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則にもとづき、2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則にもとづいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)および2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)および2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2007年度 (2008年3月31日)		2008年度 (2009年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金および現金同等物		1,086,431		660,789	
2 銀行ビジネスにおけるコール ローン		352,569		49,909	
3 有価証券	*8 *12 *14	427,709		466,912	
4 受取手形および売掛金	*6 *7	1,183,620		963,837	
5 貸倒および返品引当金		93,335		110,383	
6 棚卸資産	*4	1,021,595		813,068	
7 繰延税金	*22	237,073		189,703	
8 前払費用およびその他の流動資 産	*14 *15	794,001		586,800	
流動資産合計		5,009,663	39.9	3,620,635	30.1
繰延映画製作費	*5	304,243	2.4	306,877	2.6
投資および貸付金					
1 関連会社に対する投資および貸 付金	*6 *25	381,188		236,779	
2 投資有価証券その他	*8 *12 *14	3,954,460		4,561,651	
投資および貸付金合計		4,335,648	34.5	4,798,430	39.9
有形固定資産	*9				
1 土地		158,289		155,665	
2 建物および構築物		903,116		911,269	
3 機械装置およびその他の有形固 定資産		2,483,016		2,343,839	
4 建設仮勘定		55,740		100,027	
		3,600,161		3,510,800	
5 減価償却累計額		2,356,812		2,334,937	
有形固定資産合計		1,243,349	9.9	1,175,863	9.8
その他の資産					
1 無形固定資産	*10 *25	263,490		396,348	
2 営業権	*10 *25	304,423		443,958	
3 繰延保険契約費	*11	396,819		400,412	
4 繰延税金	*22	198,666		359,050	
5 その他	*14 *15	496,438		511,938	
その他の資産合計		1,659,836	13.3	2,111,706	17.6
資産合計		12,552,739	100.0	12,013,511	100.0

区分	注記 番号	2007年度 (2008年3月31日)		2008年度 (2009年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本の部)					
流動負債					
1 短期借入金	*12	63,224		303,615	
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*9 *12 *14	291,879		147,540	
3 支払手形および買掛金	*6	920,920		560,795	
4 未払金・未払費用	*5 *16	896,598		1,036,830	
5 未払法人税およびその他の未払 税金		200,803		46,683	
6 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	1,144,399		1,326,360	
7 その他	*14 *15 *22 *26	505,544		389,077	
流動負債合計		4,023,367	32.1	3,810,900	31.7
固定負債					
1 長期借入債務	*9 *12 *14	729,059		660,147	
2 未払退職・年金費用	*16	231,237		365,706	
3 繰延税金	*22	268,600		188,359	
4 保険契約債務その他	*11 *14	3,298,506		3,521,060	
5 その他	*14 *15	260,032		250,737	
固定負債合計		4,787,434	38.1	4,986,009	41.5
負債合計		8,810,801	70.2	8,796,909	73.2
契約債務および偶発債務	*9 *26				
少数株主持分		276,849	2.2	251,949	2.1

区分	注記 番号	2007年度 (2008年3月31日)		2008年度 (2009年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
資本	*17				
1 資本金					
普通株式(額面無し)					
2007年度末 - 授権株式数					
- 3,600,000,000株,発行済株式数		630,576	5.0		
1,004,443,364株					
2008年度末 - 授権株式数					
- 3,600,000,000株,発行済株式数				630,765	5.2
1,004,535,364株					
2 資本剰余金		1,151,447	9.2	1,155,034	9.6
3 利益剰余金		2,059,361	16.4	1,916,951	16.0
4 累積その他の包括利益					
(1)未実現有価証券評価益(純額)	*8	70,929		30,070	
(2)未実現デリバティブ評価損(純額)	*15	3,371		1,584	
(3)年金債務調整額	*16	97,562		172,709	
(4)外貨換算調整額		341,523		589,220	
累積その他の包括利益合計		371,527	3.0	733,443	6.1
5 自己株式					
普通株式					
2007年度末 - 1,015,596株		4,768	0.0		
2008年度末 - 1,013,287株				4,654	0.0
資本合計		3,465,089	27.6	2,964,653	24.7
負債および資本合計		12,552,739	100.0	12,013,511	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	2007年度 (自 2007年 4 月 1 日 至 2008年 3 月31日)		2008年度 (自 2008年 4 月 1 日 至 2009年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
売上高および営業収入					
1 純売上高	*6	8,201,839		7,110,053	
2 金融ビジネス収入	*11 *15	553,216		523,307	
3 営業収入		116,359		96,633	
		8,871,414	100.0	7,729,993	100.0
売上原価、販売費・一般管理費およびその他の一般費用					
1 売上原価	*6 *19 *20	6,290,022		5,660,504	
2 販売費および一般管理費	*16 *18 *19 *20	1,714,445		1,686,030	
3 金融ビジネス費用	*11 *15	530,306		547,825	
4 資産の除売却損(益) および減損(純額)	*10 *19 *21	37,841		38,308	
		8,496,932	95.8	7,932,667	102.6
持分法による投資利益(損失)	*6	100,817	1.1	25,109	0.3
営業利益(損失)		475,299	5.3	227,783	2.9
その他の収益					
1 受取利息および受取配当金	*6	34,272		22,317	
2 為替差益(純額)	*15	5,571		48,568	
3 投資有価証券売却益(純額)	*8	5,504		1,281	
4 子会社および持分法適用会社の 持分変動にともなう利益	*21	82,055		1,882	
5 その他		22,045		24,777	
		149,447	1.7	98,825	1.3
その他の費用					
1 支払利息	*15	22,931		24,376	
2 投資有価証券評価損	*8	13,087		4,427	
3 その他		21,594		17,194	
		57,612	0.6	45,997	0.6
税引前利益(損失)		567,134	6.4	174,955	2.2

区分	注記 番号	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)		2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
法人税等	*22				
1 当年度分		183,438		80,521	
2 繰延税額		20,040		153,262	
		203,478	2.3	72,741	0.9
少数株主損益前利益 (損失)		363,656	4.1	102,214	1.3
少数株主損失		5,779	0.1	3,276	0.0
当期純利益 (損失)		369,435	4.2	98,938	1.3

1 株当たり情報	*23		
当期純利益 (損失)			
- 基本的		368.33円	98.59円
- 希薄化後		351.10円	98.59円
配当金		25.00円	42.50円

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益(損失)		369,435	98,938
2 営業活動から得た現金・預金 および現金同等物(純額) への当期純利益(損失)の 調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費 および無形固定資産の償 却費(繰延保険契約費の 償却を含む)	*10 *11	428,010	405,443
(2) 繰延映画製作費の償却費		305,468	255,713
(3) 株価連動型報奨費用	*18	4,130	3,446
(4) 退職・年金費用(支払額控 除後)		17,589	16,654
(5) 資産の除売却損(益)およ び減損(純額)	*10 *19	37,841	38,308
(6) 投資有価証券売却益および 評価損(純額)	*8	7,583	3,146
(7) 金融ビジネスにおける売買 目的有価証券の評価損 (純額)	*8	56,543	77,952
(8) 金融ビジネスにおける投資 有価証券の減損および評 価損(純額)	*8	60,107	101,114
(9) 子会社および持分法適用会 社の持分変動にともなう 利益	*21	82,055	1,882
(10) 繰延税額	*22	20,040	153,262
(11) 持分法による投資利益 ()・損失(純額) (受取配当金相殺後)	*6	13,527	65,470
(12) 資産および負債の増減			
受取手形および売掛金の 減少		185,651	218,168
棚卸資産の増加()・ 減少		140,725	160,432
繰延映画製作費の増加		353,343	264,412
支払手形および買掛金の 減少		235,459	375,842

		2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
未払法人税およびその他の未払税金の増加・減少()		138,872	163,200
保険契約債務その他の増加		166,356	174,549
繰延保険契約費の増加		62,951	68,666
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の増加		57,271	26,088
その他の流動資産の増加()・減少		24,312	134,175
その他の流動負債の増加・減少()		51,838	105,155
(13) その他		11,276	10,028
営業活動から得た現金・預金および現金同等物(純額)		757,684	407,153
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		474,552	496,125
2 固定資産の売却		144,741	153,439
3 金融ビジネスにおける投資および貸付		2,283,491	2,496,783
4 投資および貸付(金融ビジネス以外)		103,082	178,335
5 金融ビジネスにおける有価証券の償還、投資有価証券の売却および貸付金の回収		1,441,496	1,923,264
6 有価証券の償還、投資有価証券の売却および貸付金の回収(金融ビジネス以外)		51,947	11,569
7 子会社および持分法適用会社株式の売却による収入	*21	307,133	2,234
8 その他		5,366	605
投資活動に使用した現金・預金および現金同等物(純額)		910,442	1,081,342

		2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		31,093	72,188
2 長期借入債務の返済		34,701	264,467
3 短期借入金の増加(純額)		15,838	244,584
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加(純額)		485,965	261,619
5 配当金の支払		25,098	42,594
6 株価連動型報奨制度にもとづく株式発行による収入	*18	7,484	378
7 子会社の株式発行による収入	*21	28,943	-
8 その他		4,006	4,250
財務活動から得た現金・預金および現金同等物(純額)		505,518	267,458
為替相場変動の現金・預金および現金同等物に対する影響額		66,228	18,911
現金・預金および現金同等物純増加・減少()額		286,532	425,642
現金・預金および現金同等物期首残高		799,899	1,086,431
現金・預金および現金同等物期末残高		1,086,431	660,789

補足情報			
1年間の現金支払額			
法人税等		126,339	242,528
支払利息		18,817	22,729
現金支出をとみなわない投資および財務活動			
キャピタル・リース契約による資産の取得		7,017	5,831

【連結資本変動表】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その 他の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
2007年3月31日現在残高		626,907	1,143,423	1,719,506	115,493	3,639	3,370,704
1 新株予約権の行使		3,538	3,685				7,223
2 転換社債の株式への転換		131	131				262
3 株式にもとづく報酬	*18		4,192				4,192
4 包括利益							
(1)当期純利益				369,435			369,435
(2)会計原則変更による 累積影響額				4,452			4,452
(3)その他の包括利益(税効果考慮 後)	*17						
未実現有価証券評価損益							
当年度発生額					3,043		3,043
控除：当期純利益への組替額					18,210		18,210
未実現デリバティブ評価損益							
当年度発生額					1,807		1,807
控除：当期純利益への組替額					489		489
年金債務調整額					26,103		26,103
外貨換算調整額							
当年度発生額					213,160		213,160
控除：当期純利益への組替額					692		692
包括利益合計							108,949
5 新株発行費(税効果考慮後)				48			48
6 配当金				25,080			25,080
7 自己株式の取得						1,231	1,231
8 自己株式の売却			16			102	118
2008年3月31日現在残高		630,576	1,151,447	2,059,361	371,527	4,768	3,465,089

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その 他の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
2008年3月31日現在残高		630,576	1,151,447	2,059,361	371,527	4,768	3,465,089
1 新株予約権の行使		189	189				378
2 株式にもとづく報酬	*18		3,423				3,423
3 包括利益							
(1)当期純損失				98,938			98,938
(2)その他の包括利益(税効果考慮 後)	*17						
未実現有価証券評価損益							
当年度発生額					48,207		48,207
控除：当期純損失への組替額					7,348		7,348
未実現デリバティブ評価損益							
当年度発生額					1,929		1,929
控除：当期純損失への組替額					3,716		3,716
年金債務調整額					74,517		74,517
外貨換算調整額							

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その 他の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
当年度発生額					248,231		248,231
控除：当期純損失への組替額					534		534
包括利益合計							460,224
4 新株発行費（税効果考慮後）				4			4
5 配当金				42,648			42,648
6 自己株式の取得						302	302
7 自己株式の売却			25	152		416	239
8 基準書第158号にもとづく年金制 度の測定日変更による影響	*16			668	630		1,298
2009年3月31日現在残高		630,765	1,155,034	1,916,951	733,443	4,654	2,964,653

連結財務諸表注記

1 会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社の連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、会計調査公報、会計原則審議会意見書および財務会計基準書等、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。当社および連結子会社（以下「ソニー」）が採用している会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則および手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正および組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) 連結資本変動表

連結財務諸表の一部として、資本勘定の期中の動きを表示した連結資本変動表を作成しています。

連結資本変動表の中で、包括利益とその内訳を米国財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards、以下「基準書」）第130号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」にもとづき開示しています。当該基準書において、包括利益とは資本取引以外の資本勘定の増減と定義され、当期純利益（損失）とその他の包括利益からなっています。その他の包括利益には外貨換算調整額、未実現有価証券評価損益、未実現デリバティブ評価損益、年金債務調整額の増減額が含まれています。

なお、日本における連結株主資本等変動計算書に記載される少数株主持分の年度中の増減は、連結資本変動表に含まれていません。

(2) デリバティブ

基準書第155号「特定の複合金融商品の会計処理（Accounting for Certain Hybrid Financial Instruments）」にもとづき、保有する転換社債は、転換社債部分と株式転換権を一体として評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2007年度 36,077百万円の損失、2008年度 59,927百万円の損失）

(3) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、基準書第60号「保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises）」にもとづき、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、基準書第97号「特定の長期契約ならびに投資の売却による実現損益に関する保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments）」にもとづき、見積期間にわたり当該保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2007年度 7,597百万円の利益、2008年度 2,598百万円の利益）米国基準上、保険契約債務は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2007年度 30,824百万円の利益、2008年度 764百万円の利益）

(4) 営業権およびその他の無形固定資産

基準書第142号「営業権およびその他の無形資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」にもとづき、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期および減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2007年度 19,671百万円の利益、2008年度 15,603百万円の利益）

(5) 未払退職・年金費用

基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans）」にもとづき、確定給付年金および他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益および過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

(6) 資本の部の表示方法

SECの定める規則S-X（Regulation S-X）にもとづき、資本の部における各項目を表示しています。また、少数株主持分

は、負債の部と資本の部の中間に独立の科目として表示しています。

(7) 持分法による投資損益の会計処理区分

持分法による投資損益は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業損益の前に区分して表示しています。なお、日本において当損益は、営業外収益または営業外費用の区分に表示しています。

(8) 変動持分事業体の連結

米国財務会計基準審議会解釈指針（以下「解釈指針」）第46号改訂版「変動持分事業体の連結 - 会計調査公報（以下「ARB」）第51号の解釈（Consolidation of Variable Interest Entities - an Interpretation of ARB No. 51）」にもとづき、変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその主たる受益者であると判定されたVIEを連結し、必要な開示を行っています。

(9) セグメント情報

基準書第131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示（Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information）」にもとづき、ビジネスセグメントおよび地域（顧客の所在国）別情報を開示しています。これにはセグメント別の資産、地域別の長期性資産等の開示が含まれています。この情報に加えて、出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益（損失）を金融商品取引法による開示要求を考慮して開示しています。

(10) 法人税等に関する会計処理

法人税等に関する会計処理は、基準書第109号「法人税等の会計処理（Accounting for Income Taxes）」にもとづいています。また、解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理 - 基準書第109号の解釈指針（Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No. 109）」にもとづき、税務申告時にある税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合に税金引当を計上しています。

2 営業活動の内容

ソニーは、さまざまなエレクトロニクス製品・部品を一般消費者および産業向けに開発、設計、製造、販売しているほか、家庭用ゲーム機およびゲームソフトの開発、制作、製造、販売を行っています。ソニーの主要な生産施設は日本、米国、欧州、アジアにあります。エレクトロニクス製品は世界全地域、ゲーム製品は主に日本、米国および欧州において、販売子会社および資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売されています。ソニーは映画、ビデオソフトおよびテレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造、販売、配給、放映を行っています。またソニーは、日本の生命保険子会社および損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネス、日本におけるリースおよびクレジットファイナンス事業などの金融ビジネスに従事しています。以上に加え、ソニーは音楽ソフトを企画、制作、製造、販売しているほか、日本におけるネットワークサービス関連事業、アニメーション作品の制作・販売事業、広告代理店事業などに従事しています。

3 主要な会計方針の要約

(1) 新規に適用された会計原則

公正価値による測定

2006年9月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は基準書第157号「公正価値による測定（Fair Value Measurements）」を公表しました。この基準書は、公正価値の測定について枠組みを確立し、公正価値の定義を明確化するとともに、公正価値による測定の使用についてディスクロージャーを拡大しています。基準書第157号は、公正価値による測定を要求または許可する他の会計原則のもとで適用され、新しく公正価値による測定を要求するものではありません。2008年2月、FASBは審議会職員意見書（FASB Staff Position、以下「FSP」）第FAS157-1号「基準書第13号におけるリースの分類もしくは測定を目的とする、公正価値の測定を規定する基準書第13号およびその他の会計基準への基準書第157号の適用（Application of FASB Statement No. 157 to FASB Statement No. 13 and Other Accounting Pronouncements That Address Fair Value Measurements for Purposes of Lease Classification or Measurement under Statement 13）」およびFSP第FAS157-2号「基準書第157号の適用日（Effective Date of FASB Statement No. 157）」を公表しました。FSP第FAS157-1号は特定のリース取引を基準書第157号の適用範囲から除外するものです。また、FSP第FAS157-2号により、ソニーは特定の非金融資産・負債に関して基準書第157号の適用を2009年4月1日まで遅らせました。2008年10月、FASBはFSP第FAS157-3号「市場が活発ではない場合における金融資産の公正価値の決定（Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active）」を公表しました。公表と同時に適用されたFSP第FAS157-3号は市場が活発でない場合における基準書第157号の適用方法を明確にしたものです。金融資産・負債および財務諸表上で継続的に公正価値にもとづき認識または開示されている非金融資産・負債に関して、ソニーは2008年4月1日に、この基準書を適用しました。金融資産・負債に関して基準書第157号を適用することによる、ソニーの業績および財政状態への影響は軽微です。また、財務諸表上で非継続的に公正価値にもとづき認識または開示されている非金融資産・負債に関して、基準書第157号を適用することにより、ソニーの業績および財政状態へ重要な影響を与えないことが予想されています。

金融資産および金融負債のための公正価値オプション

2007年2月、FASBは基準書第159号「金融資産および金融負債のための公正価値オプション（The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities）」を公表しました。この基準書は、現在は公正価値で評価することが要求されていない金融商品と特定のその他の資産および負債を、商品ごとに公正価値で測定することを認めています。一度、公正価値評価を選択すると変更は不能であり、その後の公正価値の変動は損益として計上されます。ソニーは2008年4月1日にこの基準書を適用しましたが、従来、公正価値で測定されていなかった資産・負債について、公正価値オプションを選択しませんでした。したがって、基準書第159号を適用することによる、ソニーの業績および財政状態への影響はありません。しかしながら、将来期間に対する影響額は、ソニーが保有する金融商品の性質および基準書第159号の規定の選択によっています。

デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示

2008年3月、FASBは基準書第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示 - 基準書第133号の改訂 (Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities - an amendment of FASB Statement No. 133)」を公表しました。基準書第161号は、企業がデリバティブ商品を用いる方法や目的、基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理 (Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities)」およびその解釈指針にもとづくデリバティブ商品とヘッジ対象に関する会計処理、デリバティブ商品とヘッジ対象が財政状態、業績およびキャッシュ・フローに与える影響についてさらなる情報提供を行うことを目的とし、基準書第133号で要求される開示事項を修正および拡充しています。ソニーは2009年3月31日に終了する連結会計年度に関連する開示について基準書第161号を適用しました。この基準は開示のみに影響するものであり、基準書第161号を適用したことによる、ソニーの業績および財政状態への影響はありません。

特定の負債証券に関する減損指針の修正

2009年1月、FASBはFSP第EITF99-20-1号「EITF第99-20号の減損指針の修正 (Amendments to the Impairment Guidance of EITF Issue No. 99-20)」を公表しました。FSP第EITF99-20-1号はEITF第99-20号「証券化金融資産に係る購入受益権および譲渡人により継続保有された受益権の利息収入および減損の認識 (Recognition of Interest Income and Impairment on Purchased Beneficial Interests and Beneficial Interests That Continue to Be Held by a Transferor in Securitized Financial Assets)」の減損指針を修正し、基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理 (Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities)」における減損指針との整合性を図ったものです。FSP第EITF99-20-1号は、2008年12月16日以降終了する期中および年次報告期間に適用されます。それ以前の期中または年次報告期間に遡及的に適用することは禁止されています。FSP第EITF99-20-1号を適用したことによる、ソニーの業績および財政状態への影響は軽微です。

金融資産の譲渡および変動持分事業体の持分に関する開示

2008年12月、FASBはFSP第FAS140-4号およびFIN46(R)-8号「金融資産の譲渡および変動持分事業体の持分に関する開示 (Disclosures by Public Entities (Enterprises) about Transfers of Financial Assets and Interests in Variable Interest Entities)」を公表しました。FSP第FAS140-4号およびFIN46(R)-8号は、基準書第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理 (Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities)」を修正し、金融資産の譲渡に関する追加開示を要求しています。また、当該FSPは、解釈指針第46号改訂版を修正し、変動持分事業体との関与に関する追加開示を要求しています。ソニーは2009年3月31日に終了する連結会計年度に関する開示から、当該FSPを適用しました。当該FSPは適用初年度以前の連結会計年度の開示についても推奨はするものの要求するものではありません。FSP第FAS140-4号およびFIN46(R)-8号は開示のみに影響していることから、当該FSPを適用したことによる、ソニーの業績および財政状態への重要な影響はありません。

(2) 主要な会計方針

1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社の勘定、ソニーが支配力を有するジェネラル・パートナーシップおよびソニーを主たる受益者とする全ての変動持分事業体を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、すべて消去しています。ソニーは、重要な影響を行使しうる、もしくは、20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配力を有しないジェネラル・パートナーシップ、およびリミテッド・パートナーシップに対する投資についても、投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないリミテッド・パートナーシップに対する投資には、原価法を適用しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。連結当期純利益は、これらの会社の当年度の純利益・損失に対するソニーの持分額から未実現内部利益を控除した金額を含んでいます。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないとは判断される場合には、公正価額まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーの当該会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。そのような取引に関して、株式売却がソニーの企業再編にともなって行われるのではなく、また新株発行の際に当該株式の再購入が計画されていない場合、認識されるソニーの持分の増減額は、その持分の変更があった年度の損益として計上しています。一方、株式売却がソニーの企業再編の一環として行われ、新株発行の際に当該株式の再購入が計画される、あるいはその利益の実現が合理的に見込まれない場合（例：事業体が新規設立の場合、営業活動を行わない場合、研究開発事業体もしくは創立間もない段階の事業体の場合、あるいは事業体の存続可能性に疑義がある場合）には、当該取引は資本取引として処理されます。

連結子会社および持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価額にもとづき、認識しうる各資産および負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産および負債に配分されなかった部分は、営業権

として計上しています。

2 見積もりの使用

米国会計原則にしたがった財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積もり・予測を必要とします。結果として、このような見積もりと実績が異なる場合があります。

3 外貨換算

海外子会社および関連会社の財務諸表項目の換算において、資産および負債は決算日の為替相場によって円貨に換算し、収益および費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。

外貨建金銭債権および債務は決算日の為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

4 現金・預金および現金同等物

現金・預金および現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い投資を含んでいます。

5 市場性のある負債および持分証券

売却可能証券に区分された、公正価額が容易に算定できる負債証券および持分証券は、その公正価額で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。売買目的証券に区分される負債証券および持分証券は公正価額で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券または満期保有目的の個々の証券について、その公正価額の下落が一時的な場合を除き正味実現可能価額まで評価減を行い、評価減金額は損益に含まれます。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーの投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価額まで評価減されません。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価額の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価額が取得原価を下回っている期間およびその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画および将来見積キャッシュ・フロー、公正価額に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスク、公正価額の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価額が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価額が長期間（主として6ヶ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価額の下落は一時的でないとは推定しています。この基準は、その公正価額の下落が一時的でない証券を判定する兆候として採用されています。公正価額の下落が一時的でないとは推定される上記のような場合でも、下落期間または下落率以外の要因により、公正価額の下落が一時的であることを示す十分な証拠があればこの下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価額の下落が20%未満であったり、長期間にわたっていない場合でも、公正価額の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

6 非上場会社の持分証券

非上場会社の持分証券は公正価額が容易に算定できないため、取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は投資の減損を認識し、公正価額まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画および将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価額は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価および類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客毎に未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

8 棚卸資産

エレクトロニクス、ゲームおよび映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、時価を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部のエレクトロニクス子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。なお、時価は正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測

可能な完成または処分までの費用を控除した額)によって決定されます。ソニーは、正味実現可能価額を算出する際に、通常の売上利益を考慮していません。

9 繰延映画製作費

映画作品およびテレビ番組にかかる繰延映画製作費(直接製作費、間接製作費、買取コストを含む)は、未償却残高あるいは見積公正価額のいずれか低い価額により長期性資産として計上しています。繰延映画製作費の償却および見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。これらの見積もり・予測は定期的に見直されています。

10 有形固定資産および減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は、当社および国内子会社においては、定額法によっている一部の半導体製造設備および建物を除き定率法、海外子会社においては定額法を採用し、当該資産の見積耐用年数(建物および構築物については2年から60年、機械装置およびその他の有形固定資産については1年から25年の期間)にもとづき、それぞれ計算しています。多額の更新および追加投資は、取得原価で資産計上しています。維持費、修繕費および少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

11 営業権およびその他の無形固定資産

営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期および減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。営業権の減損の判定は報告単位にて実施します。報告単位および耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価額は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー(その支払・受取時期を含む)、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積および前提を使用します。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、販売用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクトからなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約および販売用ソフトウェアは、主に3年から8年の期間で均等償却しています。ミュージック・カタログおよびアーティスト・コントラクトは、主に10年から40年の期間で均等償却しています。

12 販売用ソフトウェア

販売用ソフトウェアの開発費については、基準書第86号「販売、リースその他の方法で市場に出されるコンピュータ・ソフトウェアの原価の会計処理(Accounting for the Costs of Computer Software to Be Sold, Leased, or Otherwise Marketed)」にもとづいて会計処理を行っています。

エレクトロニクス分野においては、ソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、概ね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。

ゲーム分野においては、ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技術的実現可能性があると認められるものに限定しています。

ソフトウェアの未償却原価については、将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

13 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料(費用)、診査および調査費用等から構成されます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり当該保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。

14 製品保証引当金

ソニーは、製品グループまたは個々の製品ごとに、その収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率および修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積もり・予測は定期的に見直されています。

エレクトロニクス分野の一部の子会社は、一定の対価の受領をとまなう製品保証延長サービスを提供しています。このサービスの提供により顧客から受領した対価については繰延処理を行うとともに、その保証期間にわたって定額法により償却し、収益を認識しています。

15 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率および契約脱退率についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積もり・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な長期の生命保険および年金保険契約における最低保証部分に対する債務を含んでいます。

16 長期性資産の減損

ソニーは、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産および処分される予定の長期性資産について、個々の資産または資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、帳簿価額と現在価値に割り引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。当該キャッシュ・フローが、資産または資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額と見積もられた現在価値との差額として、減損損失が当期に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の資産は処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は帳簿価額もしくは公正価額から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価額は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、または比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永續成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積もり・前提を使用します。

17 デリバティブ

すべてのデリバティブは公正価値により貸借対照表上、資産または負債として計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

基準書第133号にしたがい、ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

認識された資産および負債、もしくは未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産および負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

キャッシュ・フローヘッジ

予定取引、もしくは認識された資産および負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに損益に計上されています。

ヘッジとして指定されないデリバティブ

基準書第133号にもとづき、ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーはさまざまなヘッジ活動を行う際のリスク管理目的および方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定されるすべてのデリバティブとヘッジ対象のあいだのヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フローヘッジとして指定されるデリバティブを貸借対照表上の特定の資産および負債、または特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時および継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動

を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でないと思われた場合には、ヘッジ会計は中止されます。ヘッジの効果が有効でない部分があった場合は、その部分は当年度の損益に計上されます。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは、2006年4月1日、基準書第123号改訂版「株式報酬（Share-Based Payment）」を適用し、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費および一般管理費として計上されています。ソニーは基準書第123号改訂版で規定されている移行措置のうち、修正プロスペクティブ法を選択しており、そのため、過年度の業績を修正再表示していません。2006年4月1日以降に付与されたすべての新株予約権に対する費用は、基準書第123号改訂版にしたがって見積もられた公正価値にもとづいて計算されています。公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、権利確定が見込まれる新株予約権についてのみ、費用を認識しています。その期間は主として3年間です。ソニーは失効率を大半の権利確定期間が終了した新株予約権プランの過去の経験値にもとづき見積もっています。

19 新株発行費

新株発行費は、米国では一般的に資本勘定の控除項目として処理されていますが、日本の会社法上、この処理は認められていません。したがって、連結財務諸表上、当該費用は税効果考慮後の額を利益剰余金から直接控除していません。

20 収益認識

エレクトロニクス分野、ゲーム分野および音楽事業の売上高は、物品の所有権および所有に関わるリスクと便益が実質的に顧客に移転したと考えられる時点（引渡時点）で計上しています。なお、契約上顧客による検収が必要な取引については、検収が完了した時点、または検収猶予期間が終了した時点で売上を計上しています。また、予想される返品およびセールス・インセンティブを控除して売上を計上しています。

ソニーが販売する一部のソフトウェアは、顧客に対して無償で限定的オンライン機能を提供しています。通常これらの機能はソフトウェア全般に付随したものであり、一般的な機能と考えられます。したがって、これらの限定的オンライン機能を有するソフトウェアに関連する収益は繰り延べていません。ソフトウェアのオンライン機能または追加機能がソフトウェアに対して重要な機能の追加と考えられる場合には、収益および売上原価は6ヶ月間の見積もりサービス期間にわたり認識されます。

映画分野における劇場映画収益は、劇場での上映にあわせて計上しています。映画作品およびテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、それらの放映に対する制限がなくなり、放映可能となった時点で計上しています。DVDおよびブルーレイディスクにかかる売上高は、販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品およびセールス・インセンティブを控除して計上しています。テレビ広告収入は、広告が放映されたときに認識されます。テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益を認識しています。

生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険および傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。

利率変動型終身保険、一時払養老保険、一時払学資保険および生命保険リスクのないその他の保険契約から受入れた保険料は、契約者勘定として計上し、保険契約債務その他に含まれています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

売上は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金との純額で計上されます。

21 売手が買手に与えた対価に関する会計処理

EITF第01-9号「売手が買手に与えた対価に関する会計処理（Accounting for Consideration Given by a Vendor to a Customer or a Reseller of the Vendor's Products）」にしたがい、ソニーはセールス・インセンティブもしくは買手に対する対価の支払い、すなわち特定のプロモーション期間中の価格下落を補填する費用、店頭における製品展示スペース確保のために支払われる費用、小売業者が費やした広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用等を売上高の控除として計上しています。なお、対価の支払いと交換に識別可能な便益（製品またはサービス）を受け、かつその便益の公正価値が合理的に見積もられ、買手が費消した金額を証明する文書を受け取っている場合は、販売費および一般管理費として計上しています。2007年度および2008年度において、買手に対する対価の支払いは、主に販売促進のための無料配送費および小売業者が費やした広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用であり、販売費および一般管理費に計上された金額は、それぞれ37,018百万円および29,813百万円です。

22 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の制作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費および映画作品とテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

23 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究および製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費および間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

24 販売費および一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティングおよび管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額、無形固定資産の償却費などが含まれます。

25 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費および支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

26 広告宣伝費

新規保険契約に関わるものを除いて、広告宣伝費は各媒体において広告宣伝が行われた時点で費用化しています。新規保険契約の獲得のための広告宣伝費は繰り延べられ、保険契約獲得費用の一部として償却されています。

27 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料およびソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費および一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では米国公認会計士協会の会計基準委員会による意見書（Statement of Position、以下「SOP」）00-2「映画およびテレビ番組の製作者または配給者にかかる会計基準（Accounting by Producers or Distributors of Films）」にしたがい、映画の製作、配給に必要な構成要素として、これらの費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用および保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。また、顧客が負担する物流費用は売上高に含まれています。

28 前払費用およびその他流動資産

前払費用およびその他流動資産には、部品組立業者とのあいだの材料手配に関連する債権を含んでいます。ソニーは部品組立業者のために部品を含む物品、サービスを調達し、関連する再購入の際に支払から控除されます。収益はこれらの取引において計上されません。通常ソニーは後に完成品もしくは一部組み立て品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入します。

29 法人税等

法人税等は、連結損益計算書上の税引前利益、子会社および持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。帳簿価額と解釈指針第48号にもとづき計算される税務上の資産・負債との一時的差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的および否定的情報を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期および累積で計上された損失の性質、頻度および重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、未使用のまま消滅した繰越欠損金がないという実績、未使用のまま繰越欠損金が消滅することを防ぐために必要に応じて実行される慎重かつ実現可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、不確実な税務ポジションについて、解釈指針第48号にもとづき会計処理しています。したがって、ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットに関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する

事前確認申出および相互協議申立てを受けて、それぞれの国の権限ある当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こりうる結果に対するソニーの見積もりは、判断を必要とし、また高度な見積もりが要求されます。ソニーは、税務調査の対象となるすべての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況および入手可能な情報にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる税務ベネフィットについては、当該税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、権限ある当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、または、その他の関連事象による、税金債務の見積もりの減額または増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額および実効税率は、大きく変動する可能性があります。

2007年4月1日に解釈指針第48号を適用したことにより、ソニーの期首剰余金は4,452百万円減少しました。

30 1株当たり当期純利益（損失）（以下「EPS」）

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらす権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されます。転換制限条項付債券の転換にともなう希薄化の影響は、その行使条件を満たしたか否かにかかわらずこの計算に含まれています。当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

(3) 最近公表された会計基準

共同契約に関する会計処理

2007年12月にFASBはEITF第07-1号「共同契約に関する会計処理（Accounting for Collaborative Arrangements）」を承認しました。EITF第07-1号は共同契約を定義し、EITF第99-19号「契約当事者における収益の総額表示と代理人における収益の純額表示（Reporting Revenue Gross as a Principal versus Net as an Agent）」にもとづき、共同契約に関与しない第三者との取引を損益計算書において適切な項目で報告することを要求しています。共同契約当事者間の支払いの損益計算書における区分は、その他の適用しうる権威ある会計文献にもとづき処理されます。EITF第07-1号は、2009年4月1日からソニーに適用され、適用時に存在するすべての共同契約について遡及適用されます。ソニーは現在この基準を適用することによる影響を評価中です。

企業結合

2007年12月、FASBは基準書第141号改訂版「企業結合（Business Combinations）」を発行しました。基準書第141号改訂版は、2009年4月1日以後に実施されるソニーの企業結合に対して適用され、遡及適用はされません。基準書第141号改訂版は、幅広い範囲の企業結合に取得法を適用することを要求し、企業結合の定義の修正および事業の定義をしています。また、取得企業に対し被取得事業を取得日の公正価値で認識するとともに、限定的な例外を除いて取得日における被取得事業の識別可能な資産および負債を公正価値で認識し測定することを要求しています。基準書第141号改訂版が、ソニーの将来の業績および財政状態に与える影響は、基準書第141号改訂版が適用される企業結合の性質と重要性に左右されます。また基準書第141号改訂版によれば、繰延税金資産に係る評価性引当金および取得された法人税等の不確実性の変動は、通常取得日以後の期間の税金費用に影響します。同様に、2009年4月1日より前に完了した取得についても、繰延税金資産に係る評価性引当金および取得された法人税等の不確実性の調整に関しては、基準書第141号改訂版が適用されます。

2009年4月、FASBは基準書第141号改訂版を修正するために、FSP第FAS141(R)-1号「偶発事象から発生する企業結合において取得した資産および引き受けた負債の会計処理（Accounting for Assets Acquired and Liabilities Assumed in a Business Combination That Arise from Contingencies）」を公表しました。FSP第FAS141(R)-1号は、偶発事象から発生する企業結合における取得資産および引受負債の初期認識、測定、それに続く会計処理を規定したものです。このFSPは偶発事象によって発生する企業結合における取得資産および引受負債を、もし測定期間中に公正価値を決定可能である場合には、取得日における公正価値で認識することを要求しています。取得日における公正価値が決定できない場合には、それらの偶発事象から発生する取得資産および引受負債をある特定の基準を満たす場合のみ認識します。FSP第FAS141(R)-1号は、取得日が2009年4月1日以降の偶発事象から発生する企業結合における取得資産および引受負債に適用されます。FSP第FAS141(R)-1号による影響は、適用後の企業結合の性質と重要性に左右されます。

連結財務諸表における非支配持分

2007年12月、FASBは基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分 - ARB第51号の改訂（Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements - an amendment of ARB No. 51）」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分を連結貸借対照表の資本の部に計上および表示することと、非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益および損失の金額ならびに親会社の所有持分の変動に関する会計処理について改訂された指針を規定し、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し識別するための追加の開示を要求しています。ソ

ニーは2009年4月1日から、基準書第160号の経過措置にしたがい、表示および開示に関して基準書第160号を遡及適用します。将来の期間への影響は、基準書第160号の適用される取引の性質および重要性に左右されます。

無形固定資産の耐用年数の決定

2008年4月、FASBはFSP第FAS142-3号「無形固定資産の耐用年数の決定（Determination of the Useful Life of Intangible Assets）」を公表しました。FSP第FAS142-3号は、基準書第142号「営業権およびその他の無形固定資産」にもとづいて認識された無形固定資産の耐用年数の決定に用いる更新または延長の前提を設ける際に検討すべき要素を修正するもので、（1）個々にもしくはその他の資産と一括して取得された無形固定資産、および（2）企業結合および資産の取得として得た無形固定資産の両方に適用されます。FSP第FAS142-3号は、企業が無形固定資産の耐用年数の見積りを行うにあたり、自社の類似した案件における更新・延長の過去の事例、過去の事例がない場合には、市場参加者が使用するであろう更新・延長の前提を勘案することを要求しています。ソニーはFSP第FAS142-3号により、2009年4月1日以降に開始する連結会計年度より一部の追加開示、および2009年4月1日以降に取得される無形固定資産の耐用年数の見積りについて将来にわたり適用することが要求されています。FSP第FAS142-3号の適用は、ソニーの業績および財政状態へ重要な影響は与えないと予想されています。

持分法の会計処理に関する考察

2008年11月、FASBはEITF第08-6号「持分法の会計処理に関する考察（Equity Method Investment Accounting Considerations）」を承認しました。EITF第08-6号は、基準書第141号改訂版および第160号が企業の持分法投資会計に及ぼす特定の影響を検討したものです。特に、持分法投資に係る取引費用は費用処理せず、取得対価に含め、持分法適用会社の株式発行による持分比率の低下を持分の売却とみなし、その損益を計上することを必要としています。EITF第08-6号は、2009年4月1日からソニーに適用されます。将来の期間に与える影響は、EITF第08-6号の適用される取引の性質および重要性に左右されます。

退職後給付制度における制度資産に関する雇用主の開示

2008年12月、FASBはFSP第132(R)-1号「退職後給付制度における制度資産に関する雇用主の開示（Employers' Disclosures about Postretirement Benefit Plan Assets）」を公表しました。このFSPは、雇用主の確定給付年金および退職後給付制度における制度資産について、投資戦略、年金資産の主要なカテゴリー、年金資産のリスク集中に関する幅広い情報を含む追加的な開示を要求するものです。さらに、FSP第132(R)-1号は、制度資産の公正価値について、公正価値の測定に用いられているインプットや評価手法、公正価値の決定のために階層化された年金資産の分類に関する情報など、基準書第157号で要求されるものと同様の開示を要求しています。FSP第132(R)-1号にもとづく開示は、2009年12月16日以降に終了する会計年度から適用されます。FSP第132(R)-1号の最初の適用に際し、比較目的で開示される過年度には遡及適用されません。ソニーは現在このFSPで要求される追加的な開示事項について評価中です。

一時的でない減損の認識および表示

2009年4月、FASBはFSP第FAS115-2およびFAS124-2号「一時的でない減損の認識および表示（Recognition and Presentation of Other-Than-Temporary Impairments）」を発行しました。このFSPは有価証券の一時的でない減損の信用リスク部分とそれ以外の部分の区分をより明確化し、財務諸表における一時的でない減損の表示を改善するためのものです。また、このFSPは負債証券にのみ適用され、信用リスクの悪化による損失とその他の市場要因による損失に区分して表示することを要求しています。企業にその負債証券を売却する意思がなく、50%超の可能性でその負債証券がその償却原価まで回復する前に売却する必要性がない場合、その企業は信用リスク部分の減損を損益に計上し、それ以外の部分をその他の包括利益に計上しなければなりません。さらにこのFSPは、以前に認識した一時的でない減損のうち信用リスク以外の部分を利益剰余金から累積その他の包括利益への組替えるために、適用した期間の期首時点でその累積影響額を計上することを要求しています。FSP第FAS115-2およびFAS124-2号は、2009年4月1日からソニーに適用されます。ソニーはこのFSPを適用することによる影響額を現在評価中です。

資産あるいは負債の取引量および取引レベルが大幅に減少した場合における公正価値の決定および通常でない取引の識別

2009年4月、FASBはFSP第FAS157-4号「資産あるいは負債の取引量および取引レベルが大幅に減少した場合における公正価値の決定および通常でない取引の識別（Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions That Are Not Orderly）」を公表しました。FSP第FAS157-4号は、市場が活発であるか否かの決定および取引が投売りであるか否かの決定に際して財務諸表の作成者および利用者に追加的な権威あるガイダンスを提供するものです。FSP第FAS157-4号は、2009年4月1日からソニーに適用され、遡及適用はされません。FSP第FAS157-4号の適用は、ソニーの業績および財政状態へ重要な影響を与えないことが予想されています。

(4) 勘定科目の組替え再表示

持分法による投資損益

ソニーは連結財務諸表の表示と事業についてのマネジメントの見解との一貫性を確保するために、定期的に表示方法の見直しをしています。ソニーは持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考え、2008年度より、従来「少数株主利益（損失）」の後、「当期純利益（損失）」の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示し、これにともない、2007年度の「持分法による投資利益」の表示を2008年度の表示に合わせて組替え再表示しています。この組替え再表示により、2007年度の営業利益および税引前利益は100,817百万円増加しており、2008年度の営業損失および税引前損失は25,109百万円増加しています。なお、当期純損益に対する影響はありません。

その他

2007年度の連結財務諸表の一部の金額を、2008年度の表示に合わせて組替え再表示しています。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
製品	687,095	573,952
仕掛品	119,656	79,848
原材料・購入部品	214,844	159,268
計	1,021,595	813,068

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
映画作品：		
既公開(取得ライブラリーを含む)	130,280	112,425
完成、未公開	5,369	23,778
製作・開発中	133,829	120,374
テレビ番組：		
既公開(取得ライブラリーを含む)	25,801	37,935
製作・開発中	1,652	4,180
テレビ放映権	16,808	18,632
控除：棚卸資産に含まれる1年以内償却予定のテレビ放映権	9,496	10,447
計	304,243	306,877

ソニーは、2009年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高(取得ライブラリーに配分された金額を除く)のうち約89%が、3年以内に償却されると見積もっています。また、2009年3月31日現在の既公開作品にかかる繰延映画製作費のうち約109,000百万円は1年以内に償却される予定です。2009年3月31日現在の取得ライブラリーにかかる未償却残高約1,000百万円は平均残存年数1年で均等償却される予定です。また、未払金・未払費用に含まれる未払分配金債務約113,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連当事者取引

ソニーは、重要な影響力を行使しうる、もしくは、20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配力を有しないジェネラル・パートナーシップ、およびリミテッド・パートナーシップに対する投資についても、投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）、持分法が適用されます。2009年3月31日現在、これら持分法適用会社には、Sony Ericsson Mobile Communications, AB（以下「ソニー・エリクソン」）（50%）、S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）（50%マイナス1株）等があります。

持分法適用会社の合算・要約財務諸表（重要な持分法適用会社の財務諸表および連結財務諸表との調整表を含む）は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2008年3月31日				
	金額（百万円）				
	ソニー・エリクソン	S-LCD	ソニーBMG	その他	合計
流動資産	676,077	139,040	224,474	307,149	1,346,740
固定資産	93,969	314,133	187,097	556,524	1,151,723
資産合計	770,046	453,173	411,571	863,673	2,498,463
流動負債	491,740	70,079	260,324	230,210	1,052,353
固定負債および少数株主持分	14,838	23,224	36,663	602,040	676,765
資本	263,468	359,870	114,584	31,423	769,345
持分比率	50%	50%	50%	20%-50%	
調整前の純資産に対するソニーの持分相当額	131,734	179,935	57,292		
調整項目					
貸付金	-	-	158		
その他	-	-	30,193		
関連会社に対する投資および貸付金	131,734	179,935	27,257	42,262	381,188

区分	2009年3月31日			
	金額（百万円）			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
流動資産	421,910	107,243	204,841	733,994
固定資産	84,991	321,264	90,922	497,177
資産合計	506,901	428,507	295,763	1,231,171
流動負債	372,482	117,401	134,990	624,873
固定負債および少数株主持分	12,360	23,256	59,446	95,062
資本	122,059	287,850	101,327	511,236
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の純資産に対するソニーの持分相当額	61,030	143,925		
調整項目				
その他	1,082	1,382		
関連会社に対する投資および貸付金	59,948	142,543	34,288	236,779

損益計算書

区分	2007年度				
	金額（百万円）				
	ソニー・エリクソン	S-LCD	ソニーBMG	その他	合計
売上高および営業収入	2,031,078	670,745	445,697	615,240	3,762,760
営業利益（損失）	220,980	19,695	38,054	13,762	292,491
その他の収益（費用）（純額）	4,262	1,379	9,039		

区分	2007年度				
	金額(百万円)				
	ソニー・エリクソン	S-LCD	ソニー-BMG	その他	合計
税引前利益(損失)	225,242	18,316	29,015		
法人税等	60,935	520	8,725		
少数株主利益(損失)	4,917	-	272		
当期純利益(損失)	159,390	17,796	20,018	44,387	152,817
持分比率	50%	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	79,695	8,898	10,009		
調整項目 その他	214	1,479	-		
持分法による投資利益(損失)	79,481	7,419	10,009	3,908	100,817

区分	2008年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
売上高および営業収入	1,459,259	670,311	550,691	2,680,261
営業利益(損失)	92,762	1,393	15,475	75,894
その他の収益(費用)(純額)	12,599	11,191		
税引前利益(損失)	80,163	12,584		
法人税等	23,888	626		
少数株主利益(損失)	3,434	-		
当期純利益(損失)	59,709	11,958	4,898	42,853
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	29,855	5,979		
調整項目 その他	400	916		
持分法による投資利益(損失)	30,255	6,895	1,749	25,109

2001年10月に、ソニーはTelefonaktiebolaget LM Ericssonと携帯電話端末事業における合弁会社、ソニー・エリクソンを設立しました。ソニーはソニー・エリクソンの50%を所有しており、持分法適用会社に含めています。ソニー・エリクソンはソニーからカメラモジュール、メモリー、バッテリーおよびLCDパネルなど主要部品を購入しています。ソニーはソニー・エリクソンから、2007年度において17,353百万円の減資による払い戻しを受取りました。また、ソニーはソニー・エリクソンから、2007年5月に44,194百万円、2008年3月に37,045百万円および2008年9月に23,363百万円の配当金を受取りました。

2004年4月に、ソニーはSamsung Electronics Co., LTDとアモルファスTFT液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社、S-LCDを設立しました。ソニーはS-LCDの50%マイナス1株を所有しています。ソニーはS-LCDに対して2007年度において25,992百万円、2008年度において13,273百万円の追加出資を行いました。S-LCDはソニーの液晶テレビ「BRAVIA」の差別化のための高画質大画面液晶パネルの供給元としてソニーのテレビ事業戦略上重要な合弁会社です。

2008年10月1日付で、ソニーはBertelsmann AG(以下「ベルテルスマン」)が保有していたSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT(以下「ソニー-BMG」)の持分50%を買収しました。この買収の結果、ソニー-BMGはソニーの完全子会社となり、買収後のソニー-BMGの財政状態および経営成績はソニーの連結財務諸表に反映されています。ソニー-BMGの2008年9月30日までの6ヶ月間の要約財務諸表は、上記の持分法適用会社の合算・要約財務諸表上、その他に含まれています。当該買収についての詳細は、注記25に記載しています。2004年8月1日付で、ソニーとベルテルスマンはそれぞれの音楽制作事業を合弁会社として統合し、それぞれの親会社が50%ずつ所有するソニー-BMGを設立しました。この結果、設立より買収まで、日本を除く音楽制作事業の業績は持分法による投資利益(損失)として計上されていました。

2008年3月31日現在、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額は、関連会社に対するソニーの投資簿価を11,361百万円上回っていました。この差異は主として、ソニー-BMGの設立に際してソニーとベルテルスマンから現物出資された純資産の帳簿価額の差異によるものでした。この差異は、2008年度においてソニー-BMGのベルテルスマン持分をソニーが買収したことにより、その大部分が解消されています。

2008年3月31日および2009年3月31日現在、持分法によって評価されている上場会社の株式の簿価は、それぞれ6,931百

万円および7,144百万円、株式の市場価額は、それぞれ58,460百万円および26,909百万円です。

2008年3月31日および2009年3月31日現在、持分法によって評価されている関連会社の数は、それぞれ63社および85社です。

持分法適用の関連会社との取引残高および取引高は次のとおりです。

	2008年3月31日	2009年3月31日
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売掛金	37,037	28,030
買掛金	54,680	24,915

	2007年度	2008年度
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	266,303	204,578
仕入高	542,075	332,286

2007年度および2008年度における持分法適用の関連会社からの配当金は、それぞれ87,290百万円および40,361百万円です。

7 金融資産の移転

ソニーは複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大50,000百万円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーは当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、基準書第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理（Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities）」にもとづき売却として会計処理されます。ソニーは2007年度および2008年度においてそれぞれ合計181,412百万円および130,847百万円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大23,000百万円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社は当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。この取引は金融子会社が債権に対する支配を放棄することから、基準書第140号にもとづき売却として会計処理されます。金融子会社は2007年度および2008年度においてそれぞれ合計113,755百万円および166,077百万円の債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。金融子会社は売却した債権に対するサービスを継続していますが、債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

8 有価証券および投資有価証券その他

有価証券および投資有価証券その他に含まれる負債証券および持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券および満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益および公正価額は次のとおりです。

項目	2008年3月31日				2009年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価額 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価額 (百万円)
売却可能証券								
負債証券	3,052,096	78,723	13,092	3,117,727	2,435,846	53,494	28,242	2,461,098
持分証券	239,551	75,316	19,555	295,312	114,910	11,254	8,974	117,190
満期保有目的 証券	57,840	773	34	58,579	1,465,409	32,359	4,454	1,493,314
合計	3,349,487	154,812	32,681	3,471,618	4,016,165	97,107	41,670	4,071,602

2009年3月31日現在、売却可能証券および満期保有目的証券に区分される負債証券は、主に1年から40年のうちに満期を迎える日本の国債、地方債および社債からなっています。

2007年度および2008年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ1,296,797百万円および1,165,451百万円です。これらの売却収入のうち平均原価法にもとづく実現総利益はそれぞれ36,832百万円および41,860百万円であり、実現総損失はそれぞれ8,418百万円および30,554百万円です。

有価証券に含まれる売買目的証券に区分される持分証券、負債証券の残高は、2008年3月31日および2009年3月31日現在、それぞれ349,290百万円および286,323百万円です。

ソニーは通常の事業において、多くの非上場会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。非上場会社に対する投資残高は、2008年3月31日および2009年3月31日現在、それぞれ62,138百万円および60,400百万円です。非上場会社の持分証券は公正価額が容易に算定できないため、取得原価で計上されています。

主として生命保険事業において保有する売買目的有価証券に関して、2007年度および2008年度において、ソニーはそれぞれ57,003百万円および79,476百万円の未実現評価損を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は主として金融ビジネス収入として損益計算書に計上されます。

下記の表は、2009年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価額と未実現評価損を、投資区分およびその期間別に示したものです。

	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価額 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価額 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券	187,712	10,281	197,822	17,961	385,534	28,242
持分証券	38,745	5,704	10,778	3,270	49,523	8,974
満期保有目的証券	497,056	4,454	273	0	497,329	4,454
合計	723,513	20,439	208,873	21,231	932,386	41,670

2007年度および2008年度において実現した減損の総額は、それぞれ37,117百万円および45,644百万円でした。

2009年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価額の下落は一時的であると判断しました。

9 リース資産

ソニーは、情報関連およびその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設およびその他の資産の一部を賃借しています。一部の賃借契約には、更新および購入選択権があります。また、ソニーは一部の映画製作にかかる資金調達のために、第三者とキャピタル・リース契約を締結しています。

キャピタル・リースに該当するリース資産の内容は次のとおりです。

	2008年3月31日	2009年3月31日
資産の種類	金額(百万円)	金額(百万円)
土地	68	66
建物および構築物	1,669	1,610
機械装置およびその他の資産	19,950	18,168
繰延映画製作費	32,991	22,757
償却累計額	11,704	11,793
計	42,974	30,808

キャピタル・リースに関して、将来支払われる最低リース料の年度別の金額およびその合計額の現在価値は次のとおりです。

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
2008年度	11,571	-
2009年度	9,155	10,367
2010年度	6,716	8,169
2011年度	5,081	6,323
2012年度	4,347	4,486
2013年度	-	3,390
2013年度以降	31,184	-
2014年度以降	-	20,484
リース料の最低支払額合計	68,054	53,219
控除：利息相当額	16,165	10,159
現在価値	51,889	43,060
控除：短期リース未払金	9,328	8,920
長期キャピタル・リース未払金	42,561	34,140

リース料の最低支払額合計については、解約不能の転貸リースにもとづいて将来受け取るべき最低賃貸料を減額していません。2008年3月31日および2009年3月31日現在における解約不能の転貸リースにもとづいて将来受け取るべき最低賃貸料はそれぞれ8,877百万円および8,722百万円です。

2007年度および2008年度のオペレーティング・リースによる賃借料は、それぞれ87,040百万円および87,360百万円です。2007年度および2008年度のオペレーティング・リースによる転貸賃借料は、それぞれ1,718百万円および1,742百万円です。2008年3月31日および2009年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて将来受け取るべき最低賃借料はそれぞれ6,147百万円および5,546百万円です。2008年3月31日および2009年3月31日現在における当初のまたは残存する解約不能リース期間が1年を超える賃借契約にもとづく最低賃借料は次のとおりです。

年度	2008年3月31日	2009年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
2008年度	42,736	-
2009年度	33,401	44,488
2010年度	24,349	35,028
2011年度	15,878	26,373
2012年度	13,217	18,162
2013年度	-	14,109
2013年度以降	59,732	-
2014年度以降	-	43,822
将来の最低賃借料の支払額合計	189,313	181,982

10 営業権および無形固定資産

2008年度に取得した無形固定資産は201,366百万円で、主に償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当期取得無形資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	28,842	8
販売用ソフトウェア	26,765	3
ミュージック・カタログ	90,605	25
アーティスト・コントラクト	17,174	10
その他	37,980	8

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2008年3月31日		2009年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	110,243	55,932	125,721	61,557
販売用ソフトウェア	48,186	23,529	51,886	20,779
ミュージック・カタログ	106,587	28,001	180,679	31,538
アーティスト・コントラクト	15,218	13,820	28,170	12,331
その他	48,457	24,792	103,239	47,010
計	328,691	146,074	489,695	173,215

2007年度および2008年度における無形固定資産償却費は、それぞれ39,138百万円および47,101百万円です。また、翌年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額（百万円）
2009年度	49,668
2010年度	43,436
2011年度	29,422
2012年度	21,998
2013年度	15,825

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2008年3月31日	2009年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
商標	58,595	57,915
配給契約	18,834	18,834
その他	3,444	3,119
計	80,873	79,868

2007年度および2008年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	エレクトロニクス	ゲーム	映画	金融	その他	合計
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
2007年3月31日 現在残高	71,269	116,645	94,186	1,675	20,894	304,669
取得	3,813	6,634	1,928	1,337	8,635	22,347
減損	-	-	-	-	12	12
その他*	2,274	447	15,602	8	4,266	22,581
2008年3月31日 現在残高	72,808	122,832	80,512	3,020	25,251	304,423
取得	11,149	505	29,335	-	123,879	164,868
減損	-	-	-	-	7,961	7,961
その他*	954	95	2,369	-	14,144	17,372
2009年3月31日 現在残高	83,003	123,432	107,478	3,020	127,025	443,958

*その他は、主に外貨換算調整額からなっています。

注記3に記載のとおり、ソニーは年一回、営業権の減損判定を行っています。2008年度にその他の分野に含まれる報告単位において、7,961百万円の減損を計上しました。このうち7,655百万円については、ソニーがGracenote, Inc.（以下「グレースノート」）を取得した際に計上した営業権に関するものです。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術およびサービスを提供しています。グレースノートの減損処理は、モバイルおよび自動車市場を含むグレースノートがサービスを提供する主要な市場における成長率の低下をもたらす経済の低迷の影響を反映したものです。また、グレースノートの評価額は、経済の悪化によるリスクを反映した高い割引率を将来キャッシュ・フローの現在価値の計算において使用したことにより低下しました。減損処理は報告単位の公正価額の全体的な低下を反映したものです。報告単位の公正価額は主に将来キャッシュ・フローを使用して見積もられています。この取得に関する詳細は注記25に記載しています。

日本の生命保険子会社および損害保険子会社は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則および会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なります。

これらの相違の主なものは、1) 生命保険事業および損害保険事業における保険契約の獲得費用は、日本では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって償却されること、および2) 生命保険事業における保険契約債務について、日本では行政監督庁の認める方式により算定されますが、米国会計原則においては、これらの債務は、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されることです。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するためこのような差異は適切に調整されています。

2008年3月31日および2009年3月31日現在の当該子会社の法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ198,057百万円および154,409百万円です。

(1) 保険契約

生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険および傷害・医療保険契約から構成されています。2007年度および2008年度における生命保険料収入は、それぞれ506,801百万円および526,303百万円です。損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2007年度および2008年度における損害保険料収入は、それぞれ53,035百万円および58,576百万円です。

(2) 繰延保険契約費

繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料(費用)、診査および調査費用等、新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち回収できると認められるものです。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保険料払込期間にわたり当該保険契約に関する保障債務の認識と共通の計算基礎を用いて償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり当該保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。2007年度および2008年度の償却費は、それぞれ59,932百万円および64,599百万円です。

(3) 保険契約債務

保険契約債務は、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積もりを必要とし、将来の資産運用利回り、死亡率、罹患率および契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。また、利子率の仮定は、市場の状況や投資の期待利益等の要素を基礎としています。保険契約債務は1.20%から4.80%の範囲の利率を適用して計算しています。保険契約債務の見積もりに使用される死亡率、罹患率および契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実際の結果が異なる場合、あるいは前提条件を変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

2008年3月31日および2009年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ2,286,868百万円および2,486,259百万円です。

12 短期借入金および長期借入債務

短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2008年3月31日		2009年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
コマーシャルペーパー	-		172,465	加重平均利率：年0.66%
無担保借入金	53,224	加重平均利率：年3.43%	121,150	加重平均利率：年3.18%
担保付コールマネー	10,000	加重平均利率：年0.57%	10,000	加重平均利率：年0.48%
短期借入金合計	63,224		303,615	

2009年3月31日現在、簿価2,144百万円の投資有価証券および簿価8,121百万円の有価証券が、国内の金融子会社のコールマネー10,000百万円に対する担保として設定されています。上記のほか、国内の金融子会社において内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価94,513百万円の有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2008年3月31日		2009年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	370,038	利率：年0.93%から5.89%まで 返済期限：2008年から2018年まで	380,388	利率：年0.67%から5.24%まで 返済期限：2009年から2020年まで
無担保転換社債型 新株予約権付社債	250,000	利率：ゼロクーポン 満期：2008年 期限前償還可能 転換価格：5,605円	-	
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	39,998	利率：年1.01% 満期：2010年	39,999	利率：年1.01% 満期：2010年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,993	利率：年2.04% 満期：2010年	49,996	利率：年2.04% 満期：2010年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,995	利率：年0.80% 満期：2010年	49,997	利率：年0.80% 満期：2010年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,998	利率：年1.52% 満期：2011年	49,999	利率：年1.52% 満期：2011年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	39,987	利率：年1.16% 満期：2012年	39,990	利率：年1.16% 満期：2012年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	34,998	利率：年1.52% 満期：2013年	34,998	利率：年1.52% 満期：2013年

項目	2008年3月31日		2009年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	29,985	利率：年1.57% 満期：2015年	29,987	利率：年1.57% 満期：2015年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	24,994	利率：年1.75% 満期：2015年	24,995	利率：年1.75% 満期：2015年
無担保社債	4,900	利率：年2.35% 満期：2010年	4,900	利率：年2.35% 満期：2010年
無担保社債	-		10,500	利率：年1.17% 満期：2011年
無担保社債	-		10,700	利率：年1.40% 満期：2013年
無担保社債	-		16,300	利率：年2.00% 満期：2018年
キャピタル・リース 未払金	51,889	利率：年2.40%から15.00%まで 支払期間：2008年から2021年まで	43,060	利率：年0.78%から9.14%まで 支払期間：2009年から2018年まで
預り保証金	24,163		21,878	
小計	1,020,938		807,687	
控除：1年以内に返済期 限の到来する額	291,879		147,540	
長期借入債務合計	729,059		660,147	

上記の借入契約に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。

年度	2009年3月31日
	金額(百万円)
2009年度	147,540
2010年度	236,425
2011年度	84,009
2012年度	82,588
2013年度	117,995
2014年度以降	139,130
合計	807,687

2009年3月31日現在、ソニーの未使用融資与信枠は1,070,613百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。2009年4月1日にソニーは既存の複数通貨建与信枠を新たな与信枠と置き換え、借入枠を236,734百万円減らしました。さらにソニーは1,187,610百万円の商業ペーパー・プログラムを設定しており、2009年3月31日現在の発行残高は172,465百万円となっており、主に日本で発行されております。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間で商業ペーパーを発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける顧客預金

銀行ビジネスにおける顧客預金は、個人向けインターネット専業銀行として設立された日本の銀行子会社におけるもので、その全額が利付預金です。2008年3月31日現在および2009年3月31日現在、契約額が10百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ223,817百万円および225,354百万円です。これらの顧客預金は満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2009年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

	2009年3月31日
年度	金額(百万円)
2010年度	27,061
2011年度	18,746
2012年度	4,663
2013年度	3,486
2014年度	235
2015年度以降	10,529
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	64,720

14 公正価値による測定

ソニーは、2008年4月1日より、全ての金融資産・負債および継続的に（少なくとも年1回）公正価値で認識もしくは開示される非金融資産・負債の公正価値の測定について、注記3に記載のとおり、基準書第157号「公正価値による測定（Fair Value Measurements）」ならびに当該基準書に影響するFSP第157-1号、第157-2号および第157-3号を適用しました。基準書第157号は、公正価値を出口価格と定義しています。出口価格は、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受取ると想定される金額または負債を移転する際に支払うと想定される金額と定義されています。

ソニーは、基準書第157号に規定された公正価値の階層や評価方法にもとづく測定が要求される負債証券、持分証券、デリバティブを保有しています。基準書第157号は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものです。観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。基準書第157号は、過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能なデータを利用することを要求しています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

レベル1

同一の資産または負債について活発な市場における未調整な取引価格。レベル1の資産・負債には、活発な市場で取引されている持分証券、デリバティブ契約が含まれています。

レベル2

レベル1以外の観察可能な基礎データで、例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一または類似商品の取引価格や、すべての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれます。レベル2の資産・負債には、上場されている商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券や、市場で観察可能な基礎データによりモデル計算された金額あるいは観察可能な取引価格から導出された金額により評価されているデリバティブ契約が含まれています。当該カテゴリーには、公社債およびデリバティブ契約の大部分が含まれています。

レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能なもの。レベル3の資産・負債には、その価値が価格モデル、割引キャッシュ・フローモデルもしくは類似の評価手法により測定される金融商品や、市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが重要な判断や見積もりを行うことにより公正価値を測定した金融商品が含まれます。このカテゴリーには、通常、レベル1またはレベル2に分類されなかったプライベート・エクイティ投資や複合金融商品が含まれています。

(1) 公正価値の測定方法

ソニーは、基準書第157号に準拠した公正価値測定の対象となる資産・負債について、後述の方法による出口価格にもとづき公正価値を測定しています。ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われます。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手およびソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、相殺契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高および取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが一般的にどの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

有価証券および投資有価証券

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券および投資有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券および投資有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格が利用できない有価証券および投資有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券および投資有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もります。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券および投資有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券および投資有価証券は、貸借対照表日において活発な取引にもとづく価格がなく、その公正価値を測定するにあたり証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等、市場で観察不能な基礎データの使用が必要となるものです。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されています。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け容れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用等级付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値およびボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

(2) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

2009年3月31日現在、ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2009年3月31日			
	金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券	123,183	308,073	20,589	451,845
投資有価証券その他	141,032	2,230,207	105,185	2,476,424
デリバティブ資産 *		24,401		24,401
負債				
デリバティブ負債 *		36,386		36,386

* デリバティブ資産・負債は総額で認識および開示されています。

2008年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	資産	
	金額(百万円)	
	有価証券	投資有価証券その他
期首残高	1,678	67,373
実現および未実現損益		
損益に含まれる金額 *1	1,497	10,173
その他の包括利益に含まれる金額	337	7,938
購入、発行、売却および償還 *2	19,931	267
レベル3へ(から)の移動 *3	814	55,656
期末残高	20,589	105,185
損益に含まれる金額のうち、2008年度末に保有する資産の未実現損益 *1	1,465	11,835

*1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれています。

*2 連結貸借対照表上、流動資産と投資および貸付金のあいだでの振替を含んでいます。

*3 レベル3へ(から)の移動は、移動した期の期首現在の公正価値で記載しています。市場での取引が著しく減少したことにより、一部の複合金融商品がレベル3へ移動しています。

(3) 金融商品

金融商品の見積公正価値は次のとおりです。なお、現金・預金および現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形および売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形および買掛金、銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、下記の表から除かれています。また、注記8に記載されている負債証券および持分証券についても下記の表から除かれています。

項目	2008年3月31日		2009年3月31日	
	簿価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	簿価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	1,020,938	1,024,879	807,687	809,377
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	274,779	275,967	286,104	289,905

1年以内返済予定分を含む長期借入債務および生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値または類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。

15 デリバティブおよびヘッジ活動

ソニーは通常の事業において、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は外国為替レートの変動および金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産運用の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関とのあいだで取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロおよびその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヶ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野において資産運用の一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野において資産運用の一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定められたリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

基準書第133号にしたがい、ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブおよびそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2007年度および2008年度において、これらの公正価値ヘッジに非有効部分はありません。また、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありません。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。

2007年度において、これらのキャッシュ・フローヘッジに非有効部分はありません。2008年度において、損益に含まれた非有効部分の金額は僅少です。また、キャッシュ・フローヘッジの有効性評価から除外された金額はありません。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的および区分は下記のとおりです。

先物為替予約および通貨オプション契約

ソニーは主として、予定された連結会社間の外貨建て取引および外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの外国為替レートの変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約および売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、ソニーは外貨建て借入債務から生じるキャッシュ・フローを固定するため先物為替予約を利用しています。これらのデリバティブは、基準書第133号にもとづき、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約、買建て通貨オプション契約および売建て通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社が資産運用の一環として保有する先物為替予約、通貨オプション契約および通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利および外国為替レートの不利な変動をもたらす借入債務および売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクを軽減するために利用されています。

ソニーが締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、ソニーの固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、基準書第133号にもとづき、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

また、ソニーは、変動金利付き借入債務および外貨建て借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクを軽減するため、金利スワップ契約を締結しています。外貨建て変動金利付き借入債務を機能通貨建て固定金利付き借入債務にスワップするこれらの金利スワップ契約は、外貨建て変動金利付き借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、基準書第133号にもとづき、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社が資産運用の一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社が資産運用の一環として保有するクレジット・デフォルト・スワップ契約、株式先物契約、その他の外国為替契約および複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として、公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーは、2008年度に関連する開示について基準書第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示 - 基準書第133号の改訂（Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities -an amendment of FASB Statement No. 133）」を適用しました。ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

	2009年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	科目	公正価値(百万円)	科目	公正価値(百万円)
基準書第133号にもとづき、ヘッジとして指定されたデリバティブ				
金利契約	前払費用およびその他の流動資産	294	流動負債 その他	7,115
金利契約		-	固定負債 その他	1,428
外国為替契約	前払費用およびその他の流動資産	3,162	流動負債 その他	49
計		3,456		8,592
基準書第133号にもとづき、ヘッジとして指定されていないデリバティブ				
金利契約	前払費用およびその他の流動資産	346	流動負債 その他	474
金利契約		-	固定負債 その他	225
外国為替契約	前払費用およびその他の流動資産	19,461	流動負債 その他	27,094
外国為替契約	資産 その他	2		-
クレジット契約	前払費用およびその他の流動資産	1,136	流動負債 その他	1
計		20,945		27,794
デリバティブ合計		24,401		36,386

2008年度における、デリバティブの連結損益計算書への影響額は次のとおりです。

基準書第133号にもとづき、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ	2008年度	
	科目	損益に計上された金額(百万円)
金利契約	金融ビジネス収入	2,499
外国為替契約	為替差益(純額)	8
計		2,507

基準書第133号にもとづき、キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ	その他の包括利益に計上された損益	累積その他の包括利益から損益に振り替えられた金額(有効部分)	損益に計上された金額(非有効部分)
	金額(百万円)	科目 金額(百万円)	科目 金額(百万円)
金利契約	242	支払利息 192	-
外国為替契約	2,236	為替差益(純額) 3,685	為替差益(純額) 65
計	2,478	3,877	65

2009年3月31日現在、キャッシュ・フローヘッジとして適格なデリバティブの公正価値変動が、1,584百万円資本の減少(純額)として計上されています。このうち506百万円が翌12ヶ月以内に損失に振替えられると見込まれます。

基準書第133号にもとづき、ヘッジとして指定されていないデリバティブ	科目	損益に計上された金額(百万円)
金利契約	金融ビジネス収入	1,966
金利契約	金融ビジネス費用	21
外国為替契約	金融ビジネス収入	11,424
外国為替契約	為替差益(純額)	39,542
株式契約	金融ビジネス収入	8,795
債券契約	金融ビジネス収入	78
クレジット契約	金融ビジネス収入	1,352
計		19,838

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2008年3月31日		2009年3月31日	
	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)
外国為替契約				
先物為替予約	2,019,809	18,133	1,914,649	5,337
買建て通貨オプション	215,693	5,501	4,109	47
売建て通貨オプション	25,874	503	775	77
通貨スワップ	4,146	563	1,791	4
その他の外国為替契約	-	-	29,678	845
金利契約				
金利スワップ	229,766	5,155	364,405	8,602
金利先物	380,000	103	-	-
クレジット契約				
クレジット・デフォルト・スワップ	16,789	630	11,819	1,135
債券契約				
債券先物	8,854	141	-	-

16 年金および退職金制度

当社および国内の子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金または年金の受給資格を有します。2004年7月、当社および一部の子会社では年金制度を変更し、1年間の従業員の貢献をもとに毎年ポイントが加算されるポイント制度を導入しました。ポイント制度のもとでは自己都合、会社都合にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

多数の海外の子会社は、ほぼ全従業員を対象とする給付建年金制度あるいは退職一時金制度を有しており、拠出による積立を行うかあるいは引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に退職時の給与と勤続年数によって計算されます。

2006年9月、FASBは基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理 - 基準書第87、88、106、132号改訂版の改定（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans, an amendment to FAS No. 87, 88, 106, 132(R)）」を発行しました。この基準書は、2008年12月16日以降に終了する会計年度において、年金制度の財政状況の測定日を会計年度末とすることを求めています。ソニーは2008年度から基準書第158号に規定する測定日を適用し、利益剰余金の期首残高を668百万円、その他の包括利益を630百万円それぞれ調整しました。

2007年度および2008年度の純退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純退職・年金費用（収益）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
勤務費用	27,049	28,652	6,321	10,557
利息費用	14,603	15,208	10,963	11,869
期待年金資産運用収益	19,763	18,950	10,166	10,569
会計基準変更時差異の償却	-	-	29	212
年金数理純損益の償却	10,173	12,440	1,647	507
過去勤務債務の償却	10,334	10,358	298	262
縮小・清算による影響額	-	-	100	1,569
純退職・年金費用	21,728	26,992	8,396	13,883

累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益、過去勤務債務（資産）および会計基準変更時差異のうち、2009年度の純退職・年金費用として認識される予想償却費は、それぞれ17,037百万円、10,686百万円および23百万円です。

退職給付債務および年金資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	636,541	667,022	216,880	188,639
勤務費用	27,049	28,652	6,321	10,557
利息費用	14,603	15,208	10,963	11,869
従業員による拠出額	-	-	555	493
退職給付規定の変更による影響額	36	421	24	259
年金数理純損失（利益）	4,187	13,803	13,131	19,976
為替相場の変動による影響額	-	-	24,936	32,860
縮小・清算による影響額	-	-	308	1,003
連結範囲の変更による影響額	-	1,102	-	46,050
退職給付支払額	15,394	16,268	7,681	8,766
期末退職給付債務	667,022	709,098	188,639	196,750
年金資産の変動				
期首年金資産公正価額	519,260	498,162	145,788	133,713
年金資産運用収益	43,019	76,217	6,207	34,184
為替相場の変動による影響額	-	-	18,124	25,266
会社による拠出額	34,189	34,635	6,382	9,747
従業員による拠出額	-	-	555	493
縮小・清算による影響額	-	-	100	797
連結範囲の変更による影響額	-	428	-	22,805
退職給付支払にともなう払出額	12,268	13,031	6,995	7,772
期末年金資産公正価額	498,162	443,977	133,713	98,739
年金制度の財政状況	168,860	265,121	54,926	98,011

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
固定資産	478	882	1,859	1,111
流動負債	-	-	2,114	2,038
固定負債	169,338	266,003	54,671	97,084

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
連結貸借対照表に計上した純額	168,860	265,121	54,926	98,011

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
過去勤務債務（資産）	116,768	106,827	999	1,099
年金数理純損益	242,145	338,011	19,691	41,066
会計基準変更時差異	-	-	258	398
合計	125,377	231,184	18,950	40,365

全ての給付建年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
662,976	704,660	148,419	158,286

累積給付債務が年金資産公正価額を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務および年金資産公正価額は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
予測給付債務	666,065	709,098	152,016	152,803
累積給付債務	661,657	704,660	135,079	140,588
年金資産公正価額	496,674	443,977	123,689	79,485

2008年3月31日および2009年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
割引率	2.3%	2.2%	5.7%	6.5%
長期昇給率	2.5%	2.7%	3.9%	3.2%

2007年度および2008年度における純退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
割引率	2.3%	2.3%	5.3%	6.0%
期待長期年金資産収益率	4.0%	3.9%	7.1%	7.1%
長期昇給率	2.5%	2.5%	3.6%	3.4%

基準書第87号「事業主の年金会計 (Employers' Accounting for Pensions)」のもとでは、予測計算に使用する想定率は、状況の変化に応じて見直しがされます。

年金資産の期待長期年金資産収益率を決定するため、ソニーは、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散およびその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、適切かつ合理的な流動性および投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針が直近のマーケットのパフォーマンスと過去の収益の実績も適切に考慮して定められるのに対し、ソニーが使用する期待年金資産収益率は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を考慮して設定されています。

基準書第132号改訂版「年金および他の退職後給付に関する事業主の開示 - 基準書第87、88、106号の改訂 (Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits - an amendment of FAS87, 88, and 106)」にしたがい、加重平均長期昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与を基礎とした制度ではないため、計算からは除かれています。

2008年3月31日および2009年3月31日現在の年金資産公正価額にもとづく加重平均配分比率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2008年3月31日	2009年3月31日	2008年3月31日	2009年3月31日
持分証券	30.2%	26.9%	66.2%	56.3%
負債証券	53.3%	54.7%	21.1%	29.8%
現金	5.9%	4.9%	-	-
不動産	-	-	5.4%	4.3%
その他	10.6%	13.5%	7.3%	9.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

国内の主要な年金制度の測定日における政策資産配分は、資産・負債総合管理（ALM）の結果にもとづき、株式28%、債券58%、その他14%と定めています。適切な資産配分を決定する際は、資産間の相関係数を十分に考慮しています。

ソニーは、給付建年金制度に対して、年金資産の公正価値、期待長期年金資産収益率および退職給付債務を勘案して適当と判断した際に、任意の拠出を行っています。2009年度における予想拠出額は、国内制度で約34,000百万円、海外制度で約17,000百万円です。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2009年度	21,627	21,830
2010年度	25,305	9,395
2011年度	26,674	9,805
2012年度	28,109	11,069
2013年度	30,530	11,964
2014年度-2018年度	185,319	68,472

17 資本勘定

(1) 普通株式

2007年度、および2008年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数（株）
2007年3月31日現在残高	1,002,897,264
転換社債の株式への転換	37,800
新株予約権の行使	1,305,300
新株引受権の行使	203,000
2008年3月31日現在残高	1,004,443,364
新株予約権の行使	92,000
2009年3月31日現在残高	1,004,535,364

2009年3月31日現在の転換社債および新株予約権がすべて転換・行使された場合に発行される株式数は、16,429,000株です。

当社は会社法に準拠し、取締役の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能となっています。なお、2007年度および2008年度において取締役会の決議にもとづく自己株式の取得は行われませんでした。

(2) 利益剰余金

2009年3月31日現在の当社の分配可能額は、916,703百万円です。2008年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2009年5月13日に開催された取締役会において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に取り込まれている2009年3月31日に終了した6ヶ月間にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2008年3月31日および2009年3月31日現在の当該金額は、それぞれ104,140百万円および79,160百万円です。

(3) その他の包括利益

2007年度および2008年度のその他の包括利益の内訳は次のとおりです。

項目	税効果考慮前 (百万円)	税効果(百万円)	税効果考慮後 (百万円)
2007年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額 *	13,437	3,081	3,043
控除：当期純利益への組替額	28,414	10,204	18,210
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	2,588	781	1,807
控除：当期純利益への組替額	559	70	489
年金債務調整額 *	33,401	7,900	26,103
外貨換算調整額			
当年度発生額	219,391	6,231	213,160
控除：当期純利益への組替額	692	-	692
その他の包括利益	270,224	22,105	256,034
2008年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額 *	105,145	40,198	48,207
控除：当期純損失への組替額	11,306	3,958	7,348
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	2,988	1,059	1,929
控除：当期純損失への組替額	5,335	1,619	3,716
年金債務調整額 *	127,222	51,527	74,517
外貨換算調整額			
当年度発生額	250,085	1,854	248,231
控除：当期純損失への組替額	534	-	534
その他の包括利益	468,265	89,061	361,286

* 未実現有価証券評価損益の当年度発生額と年金債務調整額の税効果考慮後の額から子会社の資本に含まれる非支配持分相当額等は、除かれています。

2007年度と2008年度において海外子会社の清算にともない、692百万円および534百万円の外貨換算調整額がその他の包括利益から当期純利益(損失)へ組替えられました。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは一部の取締役、執行役および経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、4種類の株価連動型報奨制度を有しています。

(1) 新株予約権プラン

ソニーは日本の会社法の規定にもとづく株式を基礎とする報奨制度を導入しています。このプランでは、普通株式を対象とする新株予約権を発行し、ソニーの一部の取締役、執行役および経営幹部社員に付与しています。新株予約権は、主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2007年度および2008年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値はそれぞれ1,839円および398円です。2007年度および2008年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2007年度	2008年度
加重平均リスク・フリー利子率	3.04%	2.07%
加重平均見積権利行使期間	6.10年	6.23年
加重平均見積ボラティリティ*	30.48%	33.35%
加重平均見積配当率	0.47%	1.29%

* 加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2008年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2008年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	11,201,200	4,327		
付与	2,508,500	3,002		
権利行使	92,000	3,882		
資格喪失もしくは期限切れ	225,500	4,374		
期末現在未行使残高	13,392,200	4,041	7.17	
期末現在行使可能残高	8,408,500	4,129	6.08	

2007年度および2008年度において行使された新株予約権プランの本源的価値の総額は、それぞれ2,643百万円、95百万円です。

2008年度における権利行使が可能となっていない新株予約権の状況は以下のとおりです。

項目	2008年度	
	株式数 (株)	加重平均公正価値 (円)
期首現在未行使残高	5,184,200	1,760
付与	2,508,500	398
権利確定	2,554,600	1,742
資格喪失もしくは期限切れ	154,400	1,716
期末現在未行使残高	4,983,700	1,085

2009年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、2,138百万円です。この費用が認識されるのに見込まれる加重平均年数は、2.01年です。2007年度および2008年度において権利行使が可能となった新株予約権の公正価値は、それぞれ3,927百万円および3,333百万円です。

(2) CBプラン

ソニーは米国子会社の一部の幹部社員を対象として無利息の米ドル建転換社債(CB)を利用したインセンティブプランを実施しています。当プランは実質的にストック・オプションと同様の制度を実現しています。転換社債1単位は付与日直前の株価を基準に決定された転換価格により当社の普通株式100株に転換することができます。転換は、付与日から3年間にわたり徐々に可能となり、付与日より10年後まで転換請求が可能です。当該転換社債は幹部社員への無利息の貸付金を見合いに発行されているため、連結貸借対照表上、転換社債と貸付金は相殺処理されています。

2008年度におけるCBプランの実施状況は以下のとおりです。

項目	2008年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	1,655,200	9,075		
権利行使				
期限切れ	22,500	7,818		
期末現在未行使残高	1,632,700	9,092	2.24	
期末現在行使可能残高	1,632,700	9,092	2.24	

2007年度および2008年度において、付与されたCBはありません。2007年度において、行使されたCBプランの本源的価値の総額は、17百万円です。2008年度において、行使されたCBプランはありません。2009年3月31日現在、すべてのCBプランについて権利行使が可能です。

(3) 株価連動型報奨受給権 (Stock Appreciation Rights、以下「SARs」) プラン

ソニーは米国において、SARsを一部の経営幹部社員に付与しています。これらの制度において、経営幹部社員は権利行使により、当社の株価がSARsの権利行使価格を上回る金額と同額の現金を受け取る事ができます。SARsは主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2007年度および2008年度において、付与されたSARsはありません。2009年3月31日現在、91,750株の残高があり、その加重平均権利行使価格は、8,174円です。2009年3月31日現在、すべてのSARsが行使可能です。

基準書123号改訂版の適用時点で、すべてのSARs残高が権利行使可能となっていたため、SARsプランの報奨費用は本源的価値にもとづいて計算されており、ソニーは当社の期末株価がSARsの権利行使価格を上回る金額をもとにSARsの報奨費用を測定しています。この会計処理方法は基準書第123号でも規定されています。2007年度および2008年度において、SARsプランにかかる報奨費用は軽微です。

(4) ワラントプラン

当社は、無担保分離型新株引受権付社債を発行すると同時にすべての新株引受権（ワラント）を買い取り、これをソニーの一部の取締役、執行役および経営幹部社員に付与していました。本制度は2007年度中に終了しています。取締役、執行役および経営幹部社員は1新株引受権の行使により、プランに規定されている付与割合に応じた株数だけ、当社の普通株式を購入することができました。新株引受権は主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より6年後まで権利行使が可能となっていました。2007年度中に未行使であった新株引受権942,900株全てが失効したため、2008年度末において新株引受権は存在していません。2007年度および2008年度において付与された新株引受権はありません。

ソニーは2007年度および2008年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ4,130百万円および3,446百万円を計上しました。2007年度および2008年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用に関連して享受した法人税等の減少額は、それぞれ952百万円および543百万円です。2007年度および2008年度において、株価連動型報奨制度における権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ7,484百万円、378百万円です。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しております。2007年度および2008年度において、権利行使により実現した法人税の減少額は318百万円および4百万円です。

19 構造改革にかかる費用および資産の減損

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、エレクトロニクス・映画・その他の分野において数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは2007年度および2008年度において、それぞれ合計で47,273百万円および75,390百万円の構造改革費用を計上しました。主な構造改革費用および資産の減損は以下のとおりです。

エレクトロニクス分野

ソニーはエレクトロニクス分野の業績を向上させるべく、営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動には、人員削減プログラム、製造オペレーションの合理化、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用が含まれます。ソニーは磁気テープ等の記録メディアを製造しているフランスのダックス工場（Dax Technology Center）を含む2カ所の海外生産拠点を製造を中止し、また、液晶リアプロジェクションテレビ事業を終了しました。ソニーはエレクトロニクス分野において、2007年度および2008年度に、それぞれ合計で45,635百万円および61,913百万円の構造改革費用を計上しました。これらの構造改革費用は、棚卸資産の評価減および長期性資産の除売却損を含み、その大部分をエレクトロニクス分野で占めています。主な構造改革活動は以下のとおりです。

早期退職プログラム

エレクトロニクス分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の一層の削減のための様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の効率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行い、今後も引き続き行っていきます。ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っていく予定です。これらの施策の結果として、ソニーは2007年度および2008年度においてそれぞれ11,035百万円および44,536百万円の早期退職関連費用を計上し、連結損益計算書上、これらの費用は主に販売費および一般管理費に計上されています。これらの人員削減の大部分は世界各地で早期退職プログラムの実施によって達成されました。2009年3月31日現在、この構造改革にかかる債務残高は42,400百万円であり、2009年度中に支払われる予定です。ソニーは製造拠点の統廃合や本社および間接部門の統廃合を含むビジネスの合理化による人員削減プログラムを今後も実施する予定です。

液晶リアプロジェクションテレビ事業の終了

2007年度において、ソニーは液晶リアプロジェクションテレビ事業の構造改革活動を継続して行いました。全世界における液晶リアプロジェクションテレビ市場の縮小により、2007年度において、ソニーは全世界における液晶リアプロジェクションテレビ事業の中止を決定しました。2007年度の構造改革費用は総額で19,732百万円であり、その内容は主に棚卸資産の評価減、資産の除売却損および減損です。連結損益計算書上、この構造改革費用の総額のうち11,947百万円は売上原価に計上されており、6,730百万円は資産の除売却損および減損（純額）に計上されています。

2008年度において、ソニーの液晶リアプロジェクションテレビ事業の構造改革活動はほぼ完了し、132百万円の構造改革費用を計上いたしました。2009年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

映画分野

映画分野の業績を向上させるべく、ソニーは2008年度に、営業費用の削減や業務の効率化のための構造改革活動を開始しました。この構造改革活動は主に従業員の削減によるものです。この構造改革活動は総額でおよそ6,946百万円になる見込みであり、うち4,908百万円は2009年3月31日までに発生しています。これらの構造改革費用は主に退職関連費用であり、販売費および一般管理費に計上されています。この構造改革活動は2009年度に完了し、2,038百万円が2009年度に発生する見込みです。2009年3月31日現在の債務残高は3,929百万円であり、2009年度中に支払われる予定

です。

その他（音楽事業）

縮小が続くパッケージメディアの音楽市場において、音楽事業の業績を向上させるべく、ソニーは Sony Music Entertainment（以下「SME」）、(株)ソニー・ミュージック・エンタテインメント（以下「SMEJ」）および米国に拠点を置く出版事業に関わる子会社において営業費用の削減のための数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは音楽事業に関連する構造改革活動として、2007年度および2008年度においてそれぞれ813百万円、6,337百万円の構造改革費用を計上しました。SMEにおいて2008年度に4,482百万円の構造改革費用を計上し、うち3,434百万円が人件費関連に、881百万円がリース契約解約費用に、167百万円がその他の撤退費用に計上されています。これらの費用は販売費および一般管理費に計上されています。2009年3月31日現在の債務残高は3,401百万円であり、大部分は2009年度中に支払われる予定です。また、SMEの買収に関連して、11,617百万円の構造改革費用を計上しましたが、その大部分の費用はSMEの買収前に発生したものです。この構造改革費用のうち、8,980百万円は退職金に、2,637百万円はリース契約解約費用およびその他の撤退費用に計上されています。2009年3月31日現在の債務残高は6,188百万円であり、大部分は2009年度中に支払われる予定です。SMEJおよび米国に拠点を置く出版事業に関わる子会社において2007年度に813百万円、2008年度に1,855百万円の構造改革費用を計上しました。これらの費用は主に人件費関連であり、連結損益計算書上、販売費および一般管理費に計上されています。2009年3月31日現在の債務残高は144百万円であり、2009年度中に支払われる予定です。

2007年度および2008年度に計上された構造改革にかかる債務残高の推移は以下のとおりです。

項目	退職関連費用	現金支出をと もなわな ない資産 の減損・償却 および処分損	その他の関連費用	合計
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
2007年3月31日現在債務残高	7,447	-	9,898	17,345
構造改革費用発生額	12,627	25,937	8,709	47,273
非現金支出費用	-	25,937	-	25,937
現金支出による支払・決済額	8,339	-	11,926	20,265
調整額	842	-	1,012	1,854
2008年3月31日現在債務残高	10,893	-	5,669	16,562
SME買収	8,980	-	2,637	11,617
構造改革費用発生額	56,385	10,182	8,823	75,390
非現金支出費用	-	10,182	-	10,182
現金支出による支払・決済額	21,900	-	5,160	27,060
調整額	545	-	508	1,053
2009年3月31日現在債務残高	53,813	-	11,461	65,274

表中の2008年度に計上されているその他の関連費用は主にエレクトロニクス分野における構造改革活動によるものです。

ソニーは2009年度中に構造改革費用を約1,100億円計上する見込みです。

20 研究開発費、広告宣伝費および物流費用

(1) 研究開発費

2007年度および2008年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ520,568百万円および497,297百万円です。

(2) 広告宣伝費

2007年度および2008年度の販売費および一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ468,674百万円および436,412百万円です。

(3) 物流費用

2007年度および2008年度の販売費および一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ136,506百万円および120,175百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

21 重要な取引

(1) 子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益

2007年10月、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)（以下「SFH」）は東京証券取引所への上場にともない、75,000株を1株当たり384,000円、総額28,800百万円で新株を発行しました。また、当社はSFHの株式725,000株を1株当たり384,000円、総額278,400百万円で売却しました。2007年11月、当社はSFHの株式70,000株を1株当たり384,000円、総額26,880百万円で売却しました。この新株発行に関連して、ソニーは7,010百万円の利益を認識するとともに、当該利益に対して繰延税金負債を計上しています。さらにこれらの株式売却に関連して、ソニーは74,030百万円の利益を認識しています。なお、これらの取引の結果、ソニーの持分割合は100%から60.0%に低下しました。

2007年度において上記以外に計上した子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益は1,015百万円で、子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益の総額は82,055百万円となりました。

2008年8月および11月に、ソネットエンタテインメント(株)による(株)ディー・エヌ・エー株式売却に関連して、ソニーはそれぞれ332百万円および1,490百万円の利益を計上しました。

2008年度において上記以外に計上した子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益は60百万円で、子会社および持分法適用会社の持分変動にともなう利益の総額は1,882百万円となりました。

上記の取引はその取引の性質またはソニーの中核事業との関連性等を考慮した結果、その他の収益に計上されました。これらの子会社および持分法適用会社の新株発行はソニーの企業再編にともなう行われたものではありません。また、新株発行の際に当該株式の再購入は計画されていません。

(2) その他重要な取引

旧本社跡地の一部の売却益として、2007年度に60,683百万円、2008年度に3,810百万円をそれぞれ計上しました。

2008年3月、長崎での半導体製造事業に関する一部の設備等を90,868百万円で売却し、2007年度に15,600百万円の利益を計上しました。売却代金のうち、45,434百万円は2008年4月に受領し、残り45,434百万円は2008年6月に受領しました。なお、2008年3月31日時点では、全額その他の流動資産として計上しています。

この売却に関連して、ソニーは半導体の生産合弁会社を設立し、合弁会社への投資に対しては持分法を適用しています。2008年4月1日、この合弁会社は上記の生産設備を使用して半導体の生産を開始しました。2008年度においてソニーはこの生産設備が設置されている貸与施設の賃貸料収入として2,834百万円を計上しました。

2008年3月、ドイツ・ベルリン市の都市型複合施設「ソニー・センター・アム・ポツダマープラッツ」を81,962百万円で売却し、2007年度で10,008百万円の利益を計上しました。売却代金のうち、66,389百万円は2008年3月に受領し、残り15,573百万円は2009年3月に受領しました。

22 法人税等

税引前利益（損失）および法人税等の内訳は次のとおりです。

	2007年度	2008年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
税引前利益（損失）		
当社および国内子会社	455,171	4,453
海外子会社	111,963	170,502
計	567,134	174,955
法人税等 - 当年度分		
当社および国内子会社	76,127	34,631
海外子会社	107,311	45,890
計	183,438	80,521
法人税等 - 繰延税額		
当社および国内子会社	53,124	105,211
海外子会社	33,084	48,051
計	20,040	153,262
法人税等	203,478	72,741

法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2007年度	2008年度
法定税率	41.0%	41.0%
損金に算入されない費用	0.7	1.9
税額控除	5.1	11.4
評価性引当金の増加・減少（ ）	3.5	12.9
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延税金負債の増加・減少（ ）	2.4	31.8
日本における生命保険および損害保険事業に適用される軽減税率	0.2	0.8
海外との税率差	2.1	0.5
税金引当にともなう調整	0.2	7.3
持分法による投資利益（損失）の影響	7.3	5.9
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式売却益	6.7	-
その他	3.1	5.1
実効税率	35.9%	41.6%

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

借方（貸方）

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延税金資産		

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
税務上繰越欠損金	99,245	191,632
未払退職・年金費用	112,100	158,539
繰延映画製作費	39,449	28,787
製品保証引当金および未払費用	79,572	67,225
保険契約債務	27,037	23,387
未払賞与	24,976	18,759
棚卸資産	57,186	40,741
減価償却費	32,403	35,044
繰越税額控除	56,339	46,595
貸倒引当金	4,961	7,696
投資の減損	36,878	35,451
映画分野における前受収益	16,888	18,503
その他	153,001	157,023
総繰延税金資産	740,035	829,382
控除：評価性引当金	(96,007)	(117,204)
繰延税金資産合計	644,028	712,178
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(143,688)	(144,989)
映画分野における未請求債権	(47,076)	(44,385)
未実現有価証券評価益	(50,463)	(17,482)
株式交換により取得した無形固定資産	(32,328)	(32,941)
海外関係会社の未分配利益	(104,780)	(40,936)
その他	(114,646)	(100,672)
総繰延税金負債	(492,981)	(381,405)
純繰延税金資産	151,047	330,773

2008年3月31日現在の繰延税金資産および関連する評価性引当金の表示は、2009年3月31日現在の表示にあわせて変更しています。この変更により2008年3月31日現在の繰延税金資産および関連する評価性引当金はそれぞれ23,617百万円減少していますが、純繰延税金資産への影響はありません。

評価性引当金は、主として50%超の可能性で将来解消が見込めない税務上の繰越欠損金、繰越税額控除を有する特定の連結子会社の繰延税金資産に対するものです。2007年度および2008年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ57,817百万円の減少、21,197百万円の増加です。

2007年度の評価性引当金の減少は、主に特定の税務管轄における連結子会社の持続的な収益性の改善により、50%以上の可能性でその繰延税金資産の回収が期待されるためです。2008年度の評価性引当金の増加は、特定の連結子会社の税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産に評価性引当金を追加計上したことによるものです。

(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント(以下「SCEI」)、Sony Computer Entertainment America Inc.(以下「SCEA」)およびSony Computer Entertainment Europe Limited(以下「SCEE」)は、2009年3月31日において3年間の累積で税引前損失を計上しています。近年における累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり重要な否定的情報とみなされます。しかし、ソニーは、基準書第109号で定義されている適格税務戦略とあわせて将来の利益予測を含めた肯定的および否定的情報を考慮した結果、SCEI、SCEAおよびSCEEの繰延税金資産は、50%以上の可能性をもって全額回収可能であると判断しています。

連結貸借対照表の各科目に含まれる繰延税金資産・負債は次のとおりです。

借方(貸方)

項目	2008年3月31日	2009年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
流動資産 - 繰延税金	237,073	189,703
その他の資産 - 繰延税金	198,666	359,050
流動負債 - その他	(16,092)	(29,621)
固定負債 - 繰延税金	(268,600)	(188,359)
純繰延税金資産	151,047	330,773

2009年3月31日現在、海外関係会社の未分配利益のうち将来配当することを予定していない1891,833百万円に対しては税金引当を行っていません。また1991年11月のSMEJの公募株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円に対して、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を予想していないため税金引当を行っていません。2009年3月31日現在、これらの一時的差異にかかる未認識の繰延税金負債の金額を決定することは困難です。

2009年3月31日現在の税務上の繰越欠損金の総額は、1,024,606百万円です。これらの繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能で、繰越可能期間が無期限の80,276百万円を除いて、主として税務管轄により7年および20年まで繰り越すことができます。

2009年3月31日現在の繰越税額控除の総額は、46,595百万円です。これらの繰越税額控除は、繰越可能期間が無期限の7,467百万円を除いて、主として8年まで繰り越すことができます。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

項目	2008年3月31日	2009年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	223,857	282,098
過年度の税務ポジションに関する減少	51,669	23,585
過年度の税務ポジションに関する増加	74,809	11,164
当年度の税務ポジションに関する増加	73,940	68,848
解決	9,344	13,267
時効による消滅	1,969	921
外貨換算調整額	27,526	47,710
期末残高	282,098	276,627
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	107,437	72,008

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減は、ゲーム分野およびエレクトロニクス分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」)の申請を行ったことに関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと国内外の権限ある当局間の合意を含んでいます。また、これらは、政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が期待される見積評価と異なる場合があります。

2007年度において、ソニーは、260百万円の支払利息を計上し、204百万円の罰金を戻し入れました。2008年3月31日現

在、ソニーの利息および罰金に関する負債の残高はそれぞれ8,159百万円および3,492百万円です。

2008年度において、ソニーは、1,956百万円の支払利息および389百万円の罰金を戻し入れました。2009年3月31日現在、ソニーの利息および罰金に関する負債の残高はそれぞれ6,204百万円および3,103百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本および海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、およびソニーの税務ポジションの再評価などの結果による、今後12ヶ月以内の未認識税務ベネフィットの変動は予想されますが、ソニーは、これらの変動がソニーの業績および財政状態へ重要な影響を与えないと予想しています。

ソニーは、引き続き、2002年度から2008年度について、日本の税務当局による税務調査の対象となり、2001年度から2008年度について、米国を含む海外の税務当局による税務調査の対象となります。

23 基本的小および希薄化後EPSの調整表

2007年度および2008年度における基本的小および希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2007年度			2008年度		
	利益（損失） （百万円）	加重平均 株式数 （千株）	EPS （円）	利益（損失） （百万円）	加重平均 株式数 （千株）	EPS （円）
基本的小EPS						
普通株式に配分される当期純利益（損失）	369,435	1,003,001	368.33	98,938	1,003,499	98.59
希薄化効果						
新株予約権	-	2,944		-	-	
転換社債	-	46,267		-	-	
希薄化後EPS						
計算に用いる普通株式に配分される当期純利益（損失）	369,435	1,052,212	351.10	98,938	1,003,499	98.59

2007年度および2008年度において、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ9,542千株および13,553千株です。2007年度においてはその権利行使価格が1年間における当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認めこの計算から除外しています。2008年度においてはソニーが当期純損失となったことから希薄化効果がないと認めこの計算から除外しています。

24 変動持分事業体

ソニーは、適宜、変動持分事業体（以下「VIE」）とのあいだで各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、不動産のリースや映画製作資金の調達、米国における音楽出版事業、音楽制作事業における複数の合弁契約が含まれています。ソニーが第一受益者と連結しているVIEは次のとおりです。

ソニーは米国子会社の本社ビルをVIEからリースしています。2008年12月、ソニーはリース契約にもとづくオプションを更新して2015年12月までリース期間を延長しました。リース期間満了時において、ソニーはリースを更新するか、建物を買取るかもしくは所有者に代わって第三者に転売することを合意しています。ソニーはVIEに対しリース契約にもとづく最低保証を提供しており、販売価格が255百万米ドルを下回った場合には、ソニーは214百万米ドルを上限に不足額を補償する義務を有しています。この最低保証を提供している結果、ソニーは期待損失の過半を負担していることから第一受益者と判断されました。ソニーは契約上のリース支払債務を除いてVIEに対し追加支援を提供していません。ソニーは、リース期間中、いつでも255百万米ドルで当該ビルを買取ることのできるオプションを有しています。また、このVIEの銀行借入は無担保、かつ外部の債権者に対してリコース義務はありません。VIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2009年3月31日現在、VIEの保有する有形固定資産18,565百万円、長期借入債務25,049百万円が、ソニーの連結貸借対照表に含まれています。

ソニーの米国における音楽出版子会社は第三者投資家との合弁会社であり、VIEに該当すると判断されました。当該子会社は音楽作品に関する権利を所有、取得し、それらの楽曲を活用、売却し、著作権使用料や利用料を受領します。その合弁会社の契約条件において、ソニーは合弁会社のもつ音楽出版権を取得することに加えて、いかなる運転資金の不足に対しても資金を提供する義務を有しています。さらに、第三者投資家は2011年9月30日までに最大11百万米ドルまでの年間配当を受取ることが保証されています。合弁会社に対し資金を提供する義務を有している結果、ソニーは期待損失の過半を負担していることから第一受益者と判断されました。したがって、ソニーは音楽出版子会社の財政状態および経営成績を連結しています。当該音楽出版子会社の資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2009年3月31日現在、ソニーの連結貸借対照表に含まれているVIEの保有する資産および負債は次のとおりです。

項目	金額（百万円）
現金・預金および現金同等物	5,403
受取手形および売掛金（純額）	216
その他の流動資産	24,194
有形固定資産（純額）	796
無形固定資産（純額）	74,105
営業権	15,039
その他の固定資産	9,469
資産合計	129,222
買掛金および未払費用	36,090
その他の流動負債	6,758
その他の固定負債	3,291
負債合計	46,139

ソニーは、2007年12月に行われた第三者投資家のリファイナンスに関連して、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。担保として保有されている第三者投資家の資産は、2007年12月に設立された別の信託が保有しています。信託も設立以来、ソニーが重要な変動持分を保有するVIEですが、ソニーは第一受益者ではありません。信託により保有されている資産には、第三者投資家が保有する音楽出版子会社の50%の所有持分が含まれています。2009年3月31日現在、信託によって保有されている資産の公正価額は300百万米ドルを超えています。

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作、製造に関連した会社とのあいだで複数の合弁契約を締結しています。ソニーはこれら合弁会社をレビューした結果、当該合弁会社は解釈指針第46号改訂版に規定するVIEであると判断しました。ソニーはこれらVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合VIEが利益計上するまでのあいだ、すべての損失を負担することから、ソニーはこれらVIEの第一受益者と判断されました。当該VIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。したがって、ソニーは当該VIEの財政状態および経営成績を連結しています。2009年3月

31日現在、当該VIEの保有する資産合計および負債合計は、総額でそれぞれ3,585百万円および1,415百万円です。

映画分野における子会社は、特定の12作品に関する国際配給権の取得に関する合弁契約をVIEとのあいだで締結しています。当該子会社は、映画配給にともなう収入の一部を契約上定められた手数料として受領する見返りに当該作品を国際的に配給する義務があり、かつ、当該子会社はすべての配給およびマーケティング費用を負担します。当該VIEは合計406百万米ドルの資金調達により設立されています。そのうち、11百万米ドルについては当該子会社からの出資、95百万米ドルについては外部の第三者投資家からの出資、残額は300百万米ドルの銀行信用枠により調達しています。取り決めにより、当該子会社の出資11百万米ドルの払い戻しは劣後しています。上記要因にもとづき、期待損失および残余利益の過半を負担することから、当該子会社は第一受益者と判断されました。2009年3月31日現在、銀行信用枠は失効し、また第三者投資家は出資額95百万米ドルの払い戻しを受けました。2009年3月31日現在、当該子会社は繰延映画製作費550百万円およびVIEに関連した未払分配金債務1,670百万円を計上しています。2009年5月11日、当該子会社は、12作品に関する国際配給権をVIEから再取得し、VIEは上記と同一の契約条項にもとづき、これら映画に対する分配金を受領しました。

ソニーが重要な変動持分を有するものの、第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヶ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、2つのVIEとのあいだでそれぞれの製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料および諸経費を含む)として、契約期間において570百万米ドルを受取りました。また、2007年1月19日、当該子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとのあいだで製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料および諸経費を含む)として、当該VIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。2009年3月31日現在、当該子会社の8作品が公開され、約222百万米ドルの資金を当該VIEから受取りました。上記3つの契約において、当該子会社は、その全世界の配給網を通じて、映画作品を販売および配給する義務があります。VIEは、当該子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用および外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。当該子会社はこれら3つのVIEに対していかなる株式投資あるいは保証も行っておらず、当該子会社は期待損失および残余利益の過半を負担していないことから、いかなるVIEの第一受益者ではありません。2009年3月31日現在、当該子会社の貸借対照表には、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、VIEに関連して計上した金額はありません。

25 企業結合

2008年10月1日にソニーはベルテルスマンが保有していたソニー-BMGにおける全持分の50%の取得を完了しました。ソニー-BMGは主に全ての商業用形式および音楽分野におけるレコード音楽の開発、製作および配給に従事している世界的な娯楽関連企業です。

ソニー-BMGは、当初ソニーとベルテルスマンにより2004年8月に設立された出資比率50対50の合併会社です。ソニーが保有していたソニー-BMGの持分50%は、この取得前の2008年9月30日まで持分法により会計処理されていました。ベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%をソニーが取得したことにより、ソニー-BMGは社名をSony Music Entertainmentと変更し、2008年10月1日よりソニーの完全子会社としてその業績は連結されています。

ソニーはこの取得によってこのレコード音楽会社が世界中に有する幅広い音楽資産とソニー製品およびソニーグループ各社との統合を深め、強固にし、そしてお客様にトータルエンタテインメントの体験を提供するというソニーの目標を推進することを見込んでいます。

ソニーはベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%を現金・預金95,410百万円および取引費用2,014百万円の合計97,424百万円で取得しました。この取得の資金はソニーの現金支払い163,606百万円およびソニー-BMGが保有していた現金・預金のうちソニーの持分である31,803百万円により拠出されました。ベルテルスマンは、さらにソニー-BMGが保有する現金・預金のうち持分に応じて31,803百万円を受け取った結果、合計127,213百万円の現金収入を得ることになりました。

2008年10月1日において、ソニーはソニー-BMGの全ての資産および負債を連結しました。ソニー-BMGの資産および負債のうちソニーの持分50%については取得原価を引継ぎ、またベルテルスマンから取得した残り50%分の資産および負債については公正価額で計上しました。

2008年10月1日において、取得原価で引継がれた純資産を含むソニー-BMGの資産および負債に関する価額の割当は以下のとおりです。

項目	取得原価で引継がれた資産および負債 (百万円)	公正価額で計上された取得資産および負債 (百万円)	合計 (百万円)
受取手形および売掛金(純額)	28,835	28,835	57,670
資産計上されたアーティスト前払金(短期)	11,979	11,979	23,958
その他の流動資産	33,711	25,443	59,154
資産計上されたアーティスト前払金(長期)	8,587	8,587	17,174
無形固定資産(純額)	12,827	96,258	109,085
営業権	30,319	72,935	103,254
その他の固定資産	14,418	15,159	29,577
資産合計	140,676	259,196	399,872
未払著作権使用料	66,151	66,044	132,195
その他の流動負債	60,744	64,879	125,623
未払退職・年金費用	11,661	11,767	23,428
その他の固定負債	8,057	19,082	27,139
負債合計	146,613	161,772	308,385
ソニー-BMGに関する純資産計上額合計	5,937	97,424	91,487

この取得に関して仕掛研究開発費への価額割当はありません。営業権は無形固定資産を含む取得純資産の見積公正価額と取得原価との差額を意味し、税務上損金に算入されません。この取得に関して計上された営業権はその他のセグメントに含まれます。この取得前においてソニーおよびベルテルスマンは共に、ソニー-BMGに対して製作、配給、事務所の賃貸、ソニーおよびベルテルスマンのライセンス供与等を含む特定のサービスを提供していました。ベルテルスマンの保有していた持分の取得によって、これらの取引関係についての清算損益は発生していません。

この取得により計上された無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

	取得原価で引継がれた無形固定資産	公正価額で計上された無形固定資産	合計	加重平均償却年数
項目	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(年数)
償却対象の無形固定資産(純額)：				
ミュージック・カタログ	10,283	77,706	87,989	25
アーティスト・コントラクト	2,014	15,160	17,174	10
その他	530	3,392	3,922	5
無形固定資産 合計	12,827	96,258	109,085	22

2008年10月1日より、ソニーBMGの業績はその他のセグメントに含まれています。以下の概算の補足財務情報(未監査)は、この取得が2007年度および2008年度の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーとソニーBMGの業績合算額です。

	2007年度	2008年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
純売上高	8,629,416	7,266,265
営業利益(損失)	489,653	234,724
当期純利益(損失)	372,623	104,614
基本的1株当たり利益(損失)	371.51円	104.25円
希薄化後1株当たり利益(損失)	354.13円	104.25円

この概算の補足財務情報(未監査)は、ソニーが合理的と考える見積もりおよび前提にもとづき作成されたものであり、この取得がそれぞれの期間の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーの連結当期純利益を表示または示唆することを目的としたものではありません。また、この概算の補足財務情報(未監査)を将来の連結当期純利益(損失)を示す指標として用いるべきではありません。この概算の補足財務情報(未監査)は、税効果後の無形固定資産償却費用、支払利息およびその他の費用の増分が含まれています。

ベルテルスマンが保有していたソニーBMGの持分50%の取得に加えて、2008年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。下記の取得を含む取得価額の合計は95,458百万円であり、主として現金で支払われました。

ソニーはグレースノートを現金支払い127,108百万円および取引費用413百万円の合計27,521百万円で取得しました。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術およびサービスを提供している世界的なリーダーです。

ソニーは2waytraffic N.V.(以下「2waytraffic」)を現金支払い124,369百万円、2waytrafficの第三者債務引受12,519百万円および取引費用1,288百万円の合計38,176百万円で取得しました。2waytrafficは主としてテレビ放送、モバイルおよびデジタルプラットフォームを媒体としたクイズ・バラエティ番組コンテンツの開発、製作、ライセンス供与および配給に従事しているオランダの娯楽関連企業です。

グレースノート、2waytrafficおよびその他の事業の取得の結果として、ソニーは営業権61,614百万円および無形固定資産32,977百万円を計上しました。これらの取得に関して仕掛研究開発費への価額割当はありません。全ての被取得企業および事業は、それぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。グレースノート、2waytrafficおよびその他の事業は、個別ならびに総計で重要性がないため、業績(概算)は表示していません。また、2007年度の取得に関しても同様です。

(1) 契約債務

ローン・コミットメント

2009年3月31日現在のローン・コミットメントは、合計で247,086百万円です。

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2009年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は247,086百万円です。

ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

パーチェス・コミットメント等

2009年3月31日現在のパーチェス・コミットメントは、合計で347,528百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2009年3月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、52,894百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者とのあいだで映画の製作およびテレビ番組の制作を行なう契約を締結し、また第三者とのあいだで完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は主に2017年3月31日までの期間に関するものです。2009年3月31日現在、当該契約にもとづく支払予定額は139,798百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社とのあいだに長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主に2013年12月31日までの期間に関するものです。2009年3月31日現在、当該契約にもとづく支払予定額は36,455百万円です。

2005年4月、当社は国際サッカー連盟（以下「FIFA」）とパートナーシッププログラムの契約を締結しました。この契約のもとで当社は、2007年から2014年までの期間、FIFAワールドカップ（*）等のFIFAが主催する大会においてスポンサー企業として各種権利を行使することが可能となります。2009年3月31日現在、当該契約にもとづく当社の支払予定額は19,253百万円です。

（*）「FIFAワールドカップ」はFIFAの登録商標です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度およびそれ以降の年度における支払予定額は次のとおりです。

年度	2009年3月31日
	金額（百万円）
2009年度	115,391
2010年度	71,265
2011年度	34,009
2012年度	25,992
2013年度	21,770
2014年度以降	79,101
パーチェス・コミットメント合計	347,528

(2) 偶発債務

2009年3月31日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で47,081百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

注記24に記載のとおり、ソニーは、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。2009年3月31日現在、この担保資産の公正価額は300百万米ドルを超えています。

2006年度第2四半期、ソニーは、デル社、アップル社およびレノボ社によるソニー製リチウムイオン電池セルを使用したノートブックコンピュータ（以下、「ノートPC」）用電池パックの自主回収、ならびにソニーおよびその他のPCメーカー製ノートPCの一部に採用されている、ソニー製リチウムイオン電池セルを使用したノートPC用電池パックの全世界における自主交換プログラムに関する債務として51,200百万円を連結貸借対照表に計上しました。回収および交換実績を当初の見通しと比較した結果、引当の一部について戻し入れを計上しています。2007年度および2008年度における戻し入れ額は、それぞれ15,700百万円および2,300百万円です。2009年3月31日現在の引当残高は4,406百万円です。

欧州委員会は2003年2月に電気・電子機器の廃棄についての指令（WEEE）を出しました。この指令により、2005年8月以降、販売する製品について、回収・処置・修理・安全に廃棄する費用を製造者が負担することが求められます。この指令にもとづく法律が施行されている大部分の欧州連合加盟国において、ソニーはこの指令に関する債務を計上しています。2008年度末時点において、上記の指令に関連する債務に重要性はありません。しかしながら、ソニーはこの規制適用による影響額を継続して評価しています。

当社および一部の子会社は、数件の訴訟の被告となっています。また、さまざまな政府機関より調査を受けています。しかし、ソニーおよびソニーの法律顧問が現在知りうるかぎり、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響をおよぼすものではないと考えています。

2007年度および2008年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2007年度	2008年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
製品保証に関する負債の期首残高	55,304	59,748
製品保証に関する負債の計上額	66,723	60,845
期中取崩額	58,365	54,498
製品保証引当金期首残高に 対する見積変更額	63	2,042
外貨換算調整額	3,851	6,131
製品保証に関する負債の期末残高	59,748	57,922

27 セグメント情報

以下に報告されているリポーダブル・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業損益が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定および業績の評価に通常使用されているものです。ソニーにおける最高経営意思決定者は、会長兼最高経営責任者です。

ソニーは、エレクトロニクス、ゲーム、映画、金融分野およびその他の事業から構成されており、ビジネスセグメント情報は、当該区分により作成されています。

エレクトロニクス分野は、世界全地域で、映像・音響・情報・通信機器および部品の設計、開発、製造および販売を行っています。ゲーム分野は、主に日本、米国および欧州において、プレイステーション2、プレイステーション3およびプレイステーション・ポータブルのゲーム機および関連するソフトウェアの設計、開発および販売を行っています。また、外部のソフト開発会社に対するライセンス供与を行っています。映画分野は、主に米国において映画、ビデオソフト、テレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造を行い、全世界で販売、配給、放映しています。金融分野は、日本市場における生命保険、損害保険を主とする保険事業、日本のリースおよびクレジットファイナンス事業と銀行事業を行っています。その他は、主に音楽事業、日本におけるネットワークサービス関連事業、アニメーション作品の制作・販売事業、広告代理店事業などの多様な事業活動から構成されています。ソニーの製品およびサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

【ビジネスセグメント情報】

売上高および営業収入：

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高および営業収入：		
エレクトロニクス：		
外部顧客に対するもの	5,931,708	5,032,920
セグメント間取引	682,102	455,035
計	6,613,810	5,487,955
ゲーム：		
外部顧客に対するもの	1,219,004	984,855
セグメント間取引	65,239	68,291
計	1,284,243	1,053,146
映画：		
外部顧客に対するもの	855,482	717,513
セグメント間取引	2,452	
計	857,934	717,513
金融：		
外部顧客に対するもの	553,216	523,307
セグメント間取引	27,905	14,899
計	581,121	538,206
その他：		
外部顧客に対するもの	312,004	471,398
セグメント間取引	70,194	68,205
計	382,198	539,603
セグメント間取引消去	847,892	606,430
連結合計	8,871,414	7,729,993

エレクトロニクス分野におけるセグメント間取引は、主としてゲーム分野、映画分野およびその他に対するものです。
 ゲーム分野におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野に対するものです。

その他におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野、ゲーム分野および映画分野に対するものです。

セグメント別損益：

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
営業利益（損失）：		
エレクトロニクス	441,787	168,084
ゲーム	124,526	58,476
映画	58,524	29,916
金融	22,633	31,157
その他	60,800	30,367
計	459,218	197,434
セグメント間取引消去	5,462	3,302
配賦不能営業損益控除	21,543	33,651
連結営業利益（損失）	475,299	227,783
その他の収益	149,447	98,825
その他の費用	57,612	45,997
連結税引前利益（損失）	567,134	174,955

上記の営業利益（損失）は、売上高および営業収入から売上原価および営業費用を差し引き、持分法による投資損益を加えたものです。

資産：

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
総資産：		
エレクトロニクス	4,136,090	3,447,968
ゲーム	751,674	631,093
映画	899,427	907,613
金融	5,625,659	5,905,657
その他	496,846	723,552
計	11,909,696	11,615,883
セグメント間取引消去	396,490	366,510
配賦不能資産	1,039,533	764,138
連結合計	12,552,739	12,013,511

上記の配賦不能資産は主として、全社共通の目的で保有している現金・預金および現金同等物、投資有価証券および有形固定資産で構成されています。

その他の重要事項：

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
持分法による投資利益（損失）：		
エレクトロニクス	85,757	26,501
ゲーム	41	
映画	4,513	7,991
金融		1,796
その他	10,588	4,803
連結合計	100,817	25,109

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
減価償却費および償却費：		
エレクトロニクス	323,819	297,536
ゲーム	10,373	10,907
映画	8,633	7,904
金融（繰延保険契約費の償却を含む）	65,268	67,714
その他	12,001	13,494
計	420,094	397,555
配賦不能	7,916	7,888
連結合計	428,010	405,443

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
設備投資額：		
エレクトロニクス	306,692	300,482
ゲーム	5,639	5,151
映画	9,924	13,523
金融	6,379	6,063
その他	2,952	4,684
計	331,586	329,903
配賦不能	4,140	2,165
連結合計	335,726	332,068

上記の設備投資額は各セグメントの有形固定資産増加額を表わしています。

下記の表はエレクトロニクス分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高および営業収入の内訳です。ソニーの経営者は、エレクトロニクス事業を単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
オーディオ	558,624	453,976
ビデオ	1,279,225	1,042,014
テレビ	1,367,078	1,275,810
情報・通信	1,103,212	942,517
半導体	237,870	205,062
コンポーネント	833,334	662,453
その他	552,365	451,088
計	5,931,708	5,032,920

【地域別セグメント情報】

2007年度および2008年度における顧客の所在国別に分類した売上高および営業収入、2008年3月31日現在および2009年3月31日現在の長期性資産は次のとおりです。

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高および営業収入：		
日本	2,056,374	1,873,219
米国	2,221,862	1,827,812
欧州	2,328,233	1,987,692
その他地域	2,264,945	2,041,270
計	8,871,414	7,729,993

	2008年3月31日	2009年3月31日
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
長期性資産：		
日本	1,380,129	1,376,271
米国	667,893	797,300
欧州	130,033	211,149
その他地域	171,210	194,500
計	2,349,265	2,579,220

売上高および営業収入、長期性資産に関して、欧州およびその他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告されているセグメントおよび地域別セグメントのセグメント間取引は、独立企業間価格で行っています。2007年度および2008年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高および営業収入はありません。

2007年度および2008年度における出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益（損失）は次の表のとおりです。基準書第131号「企業のセグメントおよび関連情報の開示（Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information）」にしたがい要求される開示に加えて、ソニーはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しています。

	2007年度	2008年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高および営業収入：		
日本：		
外部顧客に対するもの	2,165,516	1,950,351
セグメント間取引	4,691,862	3,867,980
計	6,857,378	5,818,331
米国：		
外部顧客に対するもの	2,528,435	2,127,929
セグメント間取引	381,222	332,784
計	2,909,657	2,460,713
欧州：		
外部顧客に対するもの	2,168,025	1,842,662
セグメント間取引	70,511	67,570
計	2,238,536	1,910,232
その他地域：		
外部顧客に対するもの	2,009,438	1,809,051
セグメント間取引	1,962,997	1,727,945
計	3,972,435	3,536,996
セグメント間取引消去	7,106,592	5,996,279
連結合計	8,871,414	7,729,993
営業利益（損失）：		
日本	314,807	48,592
米国	40,257	111,575
欧州	57,126	88,121
その他地域	120,095	49,884
配賦不能営業損益控除およびセグメント間取引消去	23,528	29,379
連結合計	475,299	227,783

28 重要な後発事象

2009年6月16日、当社は国内社債の発行登録にもとづき、総額2,200億円の普通社債を発行しました。当該社債の利率および償還期限は次のとおりです。

金額	利率	償還期限
600億円	年0.945%	2012年6月20日
1,100億円	年1.298%	2014年6月20日
500億円	年2.068%	2019年6月20日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金および長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金および長期借入債務」に記載しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒および返品引当金	93,335	80,064	55,291	7,725	110,383
繰延税金資産に対する評価性引当金	96,007	40,594	11,846	7,551	117,204

(注) 1 その他は外貨換算調整額です。

2 繰延税金資産に対する評価性引当金の前期末残高の表示は、当期末残高の表示にあわせて変更しています。この変更により繰延税金資産に対する評価性引当金の前期末残高は23,617百万円減少しています。

(2) 【その他】

2008年度における四半期情報

区分	第1四半期 (自2008年 4月1日 至2008年 6月30日)	第2四半期 (自2008年 7月1日 至2008年 9月30日)	第3四半期 (自2008年 10月1日 至2008年 12月31日)	第4四半期 (自2009年 1月1日 至2009年 3月31日)
売上高および営業収入(百万円)	1,979,044	2,072,305	2,154,584	1,524,060
税引前利益(損失)(百万円)	62,922	7,307	66,451	311,635
四半期純利益(損失)(百万円)	34,977	20,816	10,409	165,140
基本的1株当たり四半期純利益 (損失)(円)	34.86	20.74	10.37	164.56

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2007年度 (2008年3月31日)	2008年度 (2009年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	217,367	266,410
受取手形	1,695	1,032
売掛金	³ 699,368	³ 352,945
有価証券	239,006	4,028
製品	32,744	1,841
原材料	1,542	-
仕掛品	10,553	8,144
貯蔵品	2,568	-
原材料及び貯蔵品	-	2,845
前払費用	23,995	18,594
繰延税金資産	64,445	22,583
預け金	³ 447,870	³ 662,031
未収入金	³ 159,815	³ 114,549
短期貸付金	-	³ 51,501
その他	58,154	16,926
貸倒引当金	2,230	2,110
流動資産合計	1,956,898	1,521,325
固定資産		
有形固定資産		
建物	205,825	204,518
減価償却累計額	127,479	126,950
建物(純額)	78,346	77,567
構築物	10,715	10,647
減価償却累計額	7,275	7,318
構築物(純額)	3,439	3,329
機械及び装置	239,443	142,005
減価償却累計額	173,780	114,585
機械及び装置(純額)	65,663	27,420
車両運搬具	60	62
減価償却累計額	45	50
車両運搬具(純額)	14	12
工具、器具及び備品	82,931	79,064
減価償却累計額	62,618	61,870
工具、器具及び備品(純額)	20,312	17,193
土地	27,538	27,186
リース資産	-	2,739
減価償却累計額	-	1,546
リース資産(純額)	-	1,193
建設仮勘定	4,252	11,168
有形固定資産合計	199,568	165,072

	2007年度 (2008年3月31日)	2008年度 (2009年3月31日)
無形固定資産		
特許権	2,247	4,669
借地権	1,568	1,568
ソフトウェア	32,659	38,766
リース資産	-	62
その他	57,051	55,266
無形固定資産合計	93,528	100,333
投資その他の資産		
投資有価証券	16,901	12,550
関係会社株式	1,968,998	1,970,645
出資金	1	1
関係会社出資金	102,787	102,787
長期貸付金	2,357	1
関係会社長期貸付金	22,000	13,000
破産更生債権等	1,314	1,587
長期前払費用	1,441	1,555
繰延税金資産	36,370	43,372
その他	25,870	26,503
貸倒引当金	1,560	1,810
投資その他の資産合計	2,176,482	2,170,195
固定資産合計	2,469,579	2,435,602
資産合計	4,426,477	3,956,928
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,336	1,572
買掛金	562,543	330,414
短期借入金	35,473	102,815
1年内返済予定の長期借入金	-	80,000
短期社債	-	159,917
1年内償還予定の社債	-	39,999
1年内償還予定の新株予約権付社債	250,000	-
リース債務	-	763
未払金	25,616	21,367
未払費用	208,151	169,752
未払法人税等	124,901	415
前受金	973	743
預り金	18,078	35,679
賞与引当金	29,264	19,693
製品保証引当金	7,050	6,270
その他	1,581	13,439
流動負債合計	1,266,970	982,844

(単位：百万円)

	2007年度 (2008年3月31日)	2008年度 (2009年3月31日)
固定負債		
社債	324,847	322,361
転換社債	14,893	14,745
長期借入金	210,000	150,000
リース債務	-	3 589
退職給付引当金	47,615	44,057
役員退職慰労引当金	83	73
パソコン回収再資源化引当金	9,396	6,964
その他	3 6,186	3 6,641
固定負債合計	613,023	545,434
負債合計	1,879,994	1,528,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	630,575	630,765
資本剰余金		
資本準備金	837,264	837,453
その他資本剰余金	25	-
資本剰余金合計	837,289	837,453
利益剰余金		
利益準備金	34,869	34,869
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,408	-
買換資産圧縮積立金	9,017	10,240
固定資産圧縮特別勘定積立金	26,524	20,384
別途積立金	354,400	354,400
繰越利益剰余金	649,102	536,332
利益剰余金合計	1,075,322	956,226
自己株式	4,767	4,653
株主資本合計	2,538,420	2,419,791
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,353	2,105
評価・換算差額等合計	4,353	2,105
新株予約権	3,708	6,752
純資産合計	2,546,483	2,428,649
負債純資産合計	4,426,477	3,956,928

【損益計算書】

(単位：百万円)

	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
売上高	3 4,513,121	3 3,674,823
売上原価		
製品期首たな卸高	35,066	32,744
当期製品製造原価	4 3,971,581	4 3,338,054
合計	4,006,648	3,370,798
製品期末たな卸高	32,744	1,841
製品売上原価	3 3,973,903	3 3,368,956
売上総利益	539,217	305,866
販売費及び一般管理費		
特許権使用料	34,823	25,214
運賃及び荷造費	32,306	26,327
広告宣伝費	4,353	5,017
販売促進費	6,020	7,833
アフターサービス費	10,600	28,314
製品保証引当金繰入額	7,050	6,270
パソコン回収再資源化引当金繰入額	1,593	998
従業員給料及び手当	30,063	32,347
賞与引当金繰入額	6,647	4,375
退職給付費用	2,310	3,764
業務委託費	34,947	39,984
減価償却費	17,763	17,298
貸倒引当金繰入額	106	1,476
開発研究費	4 142,972	4 130,781
その他	67,446	65,675
販売費及び一般管理費合計	399,007	395,681
営業利益又は営業損失()	140,209	89,814
営業外収益		
受取利息	3,887	5,739
有価証券利息	473	880
受取配当金	115,285	30,573
受取賃貸料	10,577	11,328
為替差益	-	21,476
その他	28,303	26,503
営業外収益合計	3 158,528	3 96,502

(単位：百万円)

	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
営業外費用		
支払利息	4,141	4,676
社債利息	4,759	4,777
賃貸費用	9,631	10,284
貸倒引当金繰入額	14	-
製品補償費	12,927	-
関係会社支援損	9,670	-
固定資産除却損	-	5,894
その他	29,018	16,704
営業外費用合計	³ 70,162	³ 42,336
経常利益又は経常損失()	228,575	35,648
特別利益		
移転価格税制調整金	⁶ 18,510	⁶ 25,964
関係会社株式売却益	234,725	-
固定資産売却益	⁵ 61,105	-
特別利益合計	314,341	25,964
特別損失		
早期割増退職金	-	14,032
関係会社株式評価損	8,434	7,286
減損損失	-	⁷ 5,621
特別損失合計	8,434	26,941
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	534,482	36,625
法人税、住民税及び事業税	107,798	3,269
法人税等調整額	24,834	36,403
法人税等合計	132,632	39,672
当期純利益又は当期純損失()	401,850	76,297

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)		2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費	*2	3,639,598	86.9	3,027,145	85.0
労務費		158,590	3.8	157,084	4.4
経費	*3	391,377	9.3	376,990	10.6
当期総製造費用		4,189,566	100.0	3,561,220	100.0
期首半製品たな卸高		-		-	
期首仕掛品たな卸高		9,500		10,553	
合計		4,199,066		3,571,774	
期末半製品たな卸高		-		-	
期末仕掛品たな卸高		10,553		8,144	
他勘定振替高	*4	199,287		202,644	
固定資産振替高	*5	17,644		22,931	
当期製品製造原価		3,971,581		3,338,054	

(注) 1 当社の原価計算方式は、総合原価計算方式を採用していますが、一部の製品については個別原価計算方式を採用しています。

なお、期中は予定価格を用い、期末において原価差額を調整しています。

*2 材料費中に含まれている外注加工費は、2007年度 689,343 百万円、2008年度 597,765 百万円です。

*3 経費のうち主なものは減価償却費であり、2007年度 38,826 百万円、2008年度 41,883 百万円です。

*4 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

	2007年度	2008年度
販売費及び一般管理費	155,355 百万円	146,724 百万円
その他	43,931 百万円	55,920 百万円
計	199,287 百万円	202,644 百万円

*5 固定資産振替高の内訳は次のとおりです。

	2007年度	2008年度
ソフトウェア	15,369 百万円	20,663 百万円
その他	2,274 百万円	2,268 百万円
計	17,644 百万円	22,931 百万円

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	626,907	630,575
当期変動額		
新株の発行	3,668	189
当期変動額合計	3,668	189
当期末残高	630,575	630,765
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	833,448	837,264
当期変動額		
新株の発行	3,815	189
当期変動額合計	3,815	189
当期末残高	837,264	837,453
その他資本剰余金		
前期末残高	9	25
当期変動額		
自己株式の処分	16	25
当期変動額合計	16	25
当期末残高	25	-
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	34,869	34,869
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	34,869	34,869
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,565	1,408
当期変動額		
特別償却準備金の積立	1	-
特別償却準備金の取崩	1,158	1,408
当期変動額合計	1,156	1,408
当期末残高	1,408	-
買換資産圧縮積立金		
前期末残高	7,142	9,017
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	3,715	4,877
買換資産圧縮積立金の取崩	1,839	3,655
当期変動額合計	1,875	1,222
当期末残高	9,017	10,240

	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
固定資産圧縮特別勘定積立金		
前期末残高	1,869	26,524
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	26,524	1,538
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	1,869	7,678
当期変動額合計	24,654	6,139
当期末残高	26,524	20,384
別途積立金		
前期末残高	354,400	354,400
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	354,400	354,400
繰越利益剰余金		
前期末残高	297,689	649,102
当期変動額		
特別償却準備金の積立	1	-
特別償却準備金の取崩	1,158	1,408
買換資産圧縮積立金の積立	3,715	4,877
買換資産圧縮積立金の取崩	1,839	3,655
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	26,524	1,538
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	1,869	7,678
剰余金の配当	25,063	42,647
当期純利益又は当期純損失()	401,850	76,297
自己株式の処分	-	151
当期変動額合計	351,413	112,770
当期末残高	649,102	536,332
自己株式		
前期末残高	3,639	4,767
当期変動額		
自己株式の取得	1,231	302
自己株式の処分	102	416
当期変動額合計	1,128	114
当期末残高	4,767	4,653
株主資本合計		
前期末残高	2,155,261	2,538,420
当期変動額		
新株の発行	7,483	378
剰余金の配当	25,063	42,647
当期純利益又は当期純損失()	401,850	76,297
自己株式の取得	1,231	302
自己株式の処分	119	238
当期変動額合計	383,159	118,629
当期末残高	2,538,420	2,419,791

(単位：百万円)

	2007年度 (自 2007年 4 月 1 日 至 2008年 3 月31日)	2008年度 (自 2008年 4 月 1 日 至 2009年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7,595	4,353
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,241	2,247
当期変動額合計	3,241	2,247
当期末残高	4,353	2,105
新株予約権		
前期末残高	1,812	3,708
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,895	3,043
当期変動額合計	1,895	3,043
当期末残高	3,708	6,752
純資産合計		
前期末残高	2,164,669	2,546,483
当期変動額		
新株の発行	7,483	378
剰余金の配当	25,063	42,647
当期純利益又は当期純損失（ ）	401,850	76,297
自己株式の取得	1,231	302
自己株式の処分	119	238
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,345	795
当期変動額合計	381,813	117,833
当期末残高	2,546,483	2,428,649

【重要な会計方針】

2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)								
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>1. 時価のあるもの 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>2. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3 棚卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっています。 ただし、1998年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び特定の半導体製造設備については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="199 1052 630 1120"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>4～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。</p> <p>5 繰延資産の処理方法 支出時の費用として処理しています。</p> <p>6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、原則として決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。</p>	建物	15～50年	機械及び装置	4～10年	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>1. 時価のあるもの 同左</p> <p>2. 時価のないもの 同左</p> <p>2 デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっています。 ただし、1998年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="837 1052 1268 1120"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>4～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>5 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	建物	15～50年	機械及び装置	4～10年
建物	15～50年								
機械及び装置	4～10年								
建物	15～50年								
機械及び装置	4～10年								

<p>2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)</p>	<p>2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)</p>
<p>7 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 執行役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。</p> <p>(3) 製品保証引当金 製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率にもとづき計上しています。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しています。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規による必要額を計上しています。</p> <p>(6) パソコン回収再資源化引当金 家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。</p> <p>8 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>7 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 製品保証引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) パソコン回収再資源化引当金 同左</p> <p>(追加情報) 使用済パソコンの回収及び再資源化の実績等を用いて、支出見込額をより合理的に算定することが可能となったため、当年度において引当金額の見積りを変更しています。この変更に伴う過年度の修正額3,418百万円は、営業外収益に計上しています。</p>

2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
<p>9 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理を採用しています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...特定の社債、借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利スワップ取引について、ヘッジ対象にかかる金利相場変動リスクを回避することを目的として利用しています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについて、有効性の評価を省略しています。</p> <p>10 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。</p>	<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

【会計方針の変更】

2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
	<p>1 たな卸資産の評価に関する会計基準 当年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2006年7月5日)を適用しています。なお、この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p>2 リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 2007年3月30日)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、この変更による損益への影響は軽微です。</p>

【表示方法の変更】

2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
<p>1 貸借対照表の固定資産 前年度、区分掲記していました「特許実施権」は、当年度は「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の「特許実施権」は35,150百万円です。</p> <p>2 損益計算書の営業外収益 前年度、営業外費用の「為替差損」として区分掲記していました為替差額は、当年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の為替差額は11,047百万円の為替差益です。</p>	<p>1 貸借対照表の流動資産 前年度、「その他」に含めていました「短期貸付金」は、その金額が資産総額の100分の1を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。なお、前年度の「短期貸付金」は24,313百万円です。</p> <p>2 損益計算書の営業外収益 前年度、営業外収益の「その他」に含めていました為替差額は、その金額が営業外収益総額の100分の10を超えたため、当年度より「為替差益」として区分掲記することとしました。なお、前年度の「為替差益」は11,047百万円です。</p> <p>3 損益計算書の営業外費用 (1) 前年度、区分掲記していました「関係会社支援損」は、その金額が営業外費用総額の100分の10以下となったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の「関係会社支援損」は122百万円です。 (2) 前年度、「その他」に含めていました「固定資産除却損」は、その金額が営業外費用総額の100分の10を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。なお、前年度の「固定資産除却損」は3,901百万円です。</p>

【注記事項】
財務諸表の注記

摘要	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
1 圧縮記帳	固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、国庫補助金等の受入によるもの996百万円(当年度実施額139百万円)、保険金等の受入によるもの35百万円です。	固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、国庫補助金等の受入によるもの997百万円(当年度実施額52百万円)、保険金等の受入によるもの30百万円です。
2 保証債務等		
(1) 債務保証契約		
関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証	512,833百万円	719,161百万円
従業員の銀行借入金に対する保証	1,455百万円	1,242百万円
債務保証契約計	514,288百万円	720,404百万円
「関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証」のうち主な被保証先	<p>(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 120,418百万円</p> <p>Sony Capital Corporation 102,231百万円</p> <p>フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。</p> <p>Sony United Kingdom Ltd. 70,059百万円</p> <p>Sony Global Treasury Services Plc. 49,868百万円</p> <p>契約債務履行等に対する保証を行っています。</p> <p>ソニーイーエムシーエス(株) 45,906百万円</p> <p>Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd. 31,367百万円</p> <p>ソニーモバイルディスプレイ(株) 27,002百万円</p> <p>その他 20社 65,979百万円</p>	<p>Sony Computer Entertainment America Inc. 157,542百万円</p> <p>Sony United Kingdom Ltd. 150,393百万円</p> <p>(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 111,054百万円</p> <p>Sony Global Treasury Services Plc. 90,335百万円</p> <p>リース契約及び契約債務履行等に対する保証を行っています。</p> <p>Sony Capital Corporation 63,457百万円</p> <p>フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。</p> <p>ソニーイーエムシーエス(株) 30,707百万円</p> <p>Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd. 20,456百万円</p> <p>ソニーモバイルディスプレイ(株) 23,001百万円</p> <p>その他 25社 72,213百万円</p>
(2) 経営指導念書等の差入れ(注)		
関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等	10,050百万円	16,352百万円
経営指導念書等の差入れ計	10,050百万円	16,352百万円
「関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等」のうち主な被保証先と保証内容	<p>MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd. 9,351百万円</p> <p>契約債務履行及び短期借入に対する信用補完を行っています。</p> <p>Sony Global Treasury Services Plc. 694百万円</p> <p>為替取引に対する信用補完を行っています。</p> <p>その他 1社 5百万円</p> <p>銀行借入に対する信用補完を行っています。</p>	<p>Sony Global Treasury Services Plc. 9,802百万円</p> <p>為替取引に対する信用補完を行っています。</p> <p>MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd. 6,058百万円</p> <p>契約債務履行及び短期借入に対する信用補完を行っています。</p> <p>その他 1社 491百万円</p> <p>銀行借入に対する信用補完を行っています。</p>
(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。		

摘要	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
3 関係会社に係る注記 (1) 関係会社に対する主な資産・負債 資産 売掛金 632,955百万円 預け金 447,870百万円 未収入金 133,371百万円 短期貸付金 - 百万円 負債 支払手形及び買掛金 549,606百万円 短期借入金 - 百万円 未払費用 78,985百万円 その他の負債 62,986百万円 (2) 関係会社との主な取引 売上高 4,056,062百万円 営業費用 材料購入高 3,886,255百万円 営業外収益 受取配当金 114,452百万円 受取賃貸料 - 百万円 その他の営業外収益 24,521百万円 営業外費用 9,598百万円		336,606百万円 662,031百万円 67,725百万円 51,501百万円 319,153百万円 52,815百万円 60,639百万円 45,675百万円 3,469,263百万円 3,265,790百万円 30,190百万円 11,264百万円 11,438百万円 15,068百万円
4 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費	393,619百万円	357,795百万円
5 固定資産売却益の内訳	土地 65,676百万円 建物その他 4,571百万円 同一の売買契約において土地と建物等が一体となった固定資産を売却した際、土地部分は売却益、建物等部分は売却損が発生しており、売却損益の合算金額を固定資産売却益に計上していません。	
6 移転価格税制調整金	移転価格税制調整金は、当社と海外子会社との間の取引に関する移転価格の更正処分に関連し、政府間協議の合意の結果、海外子会社より過年度の国外移転所得の返還を受けたものです。	同左

摘要	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)																				
7 減損損失		<p>当社は、製品カテゴリーを資産グルーピングの基礎とし、他の製品カテゴリーとキャッシュ・フローが相互に関連する資産はまとめてひとつの資産グループとしております。当年度において計上した減損損失5,621百万円のうち、主なものは以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="943 398 1396 521"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 品川区等</td> <td>映像技術 開発</td> <td>権利金等</td> <td>1,995</td> </tr> </tbody> </table> <p>開発中の映像技術について、開発及び事業化中止の意思決定を行いました。関連資産について、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、権利金1,941百万円、その他54百万円です。</p> <table border="1" data-bbox="943 763 1396 887"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島県 霧島市等</td> <td>半導体製造</td> <td>機械及び 装置等</td> <td>1,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>自社製造を検討していた半導体について、事業化中止の意思決定を行いました。関連資産について、その帳簿価額を、回収可能性が認められないものは備忘価額まで、回収可能性が認められるものは回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、機械及び装置1,404百万円、その他195百万円です。 なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定額により評価しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 品川区等	映像技術 開発	権利金等	1,995	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	鹿児島県 霧島市等	半導体製造	機械及び 装置等	1,599				
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
東京都 品川区等	映像技術 開発	権利金等	1,995																			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
鹿児島県 霧島市等	半導体製造	機械及び 装置等	1,599																			
8 自己株式の種類及び株式数に関する事項	<table border="1" data-bbox="483 1261 815 1420"> <thead> <tr> <th>自己株式の種類</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期末株式数</td> <td>834,859株</td> </tr> <tr> <td>当期増加株式数</td> <td>202,917株</td> </tr> <tr> <td>当期減少株式数</td> <td>22,180株</td> </tr> <tr> <td>当期末株式数</td> <td>1,015,596株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通株式の自己株式の増加202,917株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22,180株は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものです。</p>	自己株式の種類	普通株式	前期末株式数	834,859株	当期増加株式数	202,917株	当期減少株式数	22,180株	当期末株式数	1,015,596株	<table border="1" data-bbox="951 1261 1283 1420"> <thead> <tr> <th>自己株式の種類</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期末株式数</td> <td>1,015,596株</td> </tr> <tr> <td>当期増加株式数</td> <td>87,015株</td> </tr> <tr> <td>当期減少株式数</td> <td>89,324株</td> </tr> <tr> <td>当期末株式数</td> <td>1,013,287株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通株式の自己株式の増加87,015株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少89,324株は、単元未満株式の買増請求による売渡しと株式退職金の支給によるものです。</p>	自己株式の種類	普通株式	前期末株式数	1,015,596株	当期増加株式数	87,015株	当期減少株式数	89,324株	当期末株式数	1,013,287株
自己株式の種類	普通株式																					
前期末株式数	834,859株																					
当期増加株式数	202,917株																					
当期減少株式数	22,180株																					
当期末株式数	1,015,596株																					
自己株式の種類	普通株式																					
前期末株式数	1,015,596株																					
当期増加株式数	87,015株																					
当期減少株式数	89,324株																					
当期末株式数	1,013,287株																					

摘要	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)																																				
9 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table border="1" data-bbox="481 230 936 506"> <tr> <td>決議</td> <td>2007年 5月 15日 取締役会</td> <td>2007年 10月 25日 取締役会</td> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,525百万円</td> <td>12,537百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 配当額</td> <td>12円50銭</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2007年 3月 31日</td> <td>2007年 9月 30日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2007年 6月 1日</td> <td>2007年 12月 3日</td> </tr> </table>	決議	2007年 5月 15日 取締役会	2007年 10月 25日 取締役会	株式の種類	普通株式	普通株式	配当金の総額	12,525百万円	12,537百万円	1株当たり 配当額	12円50銭	12円50銭	基準日	2007年 3月 31日	2007年 9月 30日	効力発生日	2007年 6月 1日	2007年 12月 3日	(1) 配当金支払額 <table border="1" data-bbox="949 230 1399 506"> <tr> <td>決議</td> <td>2008年 5月 14日 取締役会</td> <td>2008年 10月 29日 取締役会</td> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,542百万円</td> <td>30,104百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 配当額</td> <td>12円50銭</td> <td>30円00銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2008年 3月 31日</td> <td>2008年 9月 30日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2008年 6月 2日</td> <td>2008年 12月 1日</td> </tr> </table>	決議	2008年 5月 14日 取締役会	2008年 10月 29日 取締役会	株式の種類	普通株式	普通株式	配当金の総額	12,542百万円	30,104百万円	1株当たり 配当額	12円50銭	30円00銭	基準日	2008年 3月 31日	2008年 9月 30日	効力発生日	2008年 6月 2日	2008年 12月 1日
	決議	2007年 5月 15日 取締役会	2007年 10月 25日 取締役会																																			
	株式の種類	普通株式	普通株式																																			
	配当金の総額	12,525百万円	12,537百万円																																			
	1株当たり 配当額	12円50銭	12円50銭																																			
	基準日	2007年 3月 31日	2007年 9月 30日																																			
	効力発生日	2007年 6月 1日	2007年 12月 3日																																			
	決議	2008年 5月 14日 取締役会	2008年 10月 29日 取締役会																																			
	株式の種類	普通株式	普通株式																																			
	配当金の総額	12,542百万円	30,104百万円																																			
1株当たり 配当額	12円50銭	30円00銭																																				
基準日	2008年 3月 31日	2008年 9月 30日																																				
効力発生日	2008年 6月 2日	2008年 12月 1日																																				
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table border="1" data-bbox="481 616 815 898"> <tr> <td>決議</td> <td>2008年 5月 14日 取締役会</td> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,542百万円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 配当額</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2008年 3月 31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2008年 6月 2日</td> </tr> </table>	決議	2008年 5月 14日 取締役会	株式の種類	普通株式	配当金の総額	12,542百万円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり 配当額	12円50銭	基準日	2008年 3月 31日	効力発生日	2008年 6月 2日	(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table border="1" data-bbox="949 616 1283 898"> <tr> <td>決議</td> <td>2009年 5月 13日 取締役会</td> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,544百万円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 配当額</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2009年 3月 31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2009年 6月 2日</td> </tr> </table>	決議	2009年 5月 13日 取締役会	株式の種類	普通株式	配当金の総額	12,544百万円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり 配当額	12円50銭	基準日	2009年 3月 31日	効力発生日	2009年 6月 2日									
決議	2008年 5月 14日 取締役会																																					
株式の種類	普通株式																																					
配当金の総額	12,542百万円																																					
配当の原資	利益剰余金																																					
1株当たり 配当額	12円50銭																																					
基準日	2008年 3月 31日																																					
効力発生日	2008年 6月 2日																																					
決議	2009年 5月 13日 取締役会																																					
株式の種類	普通株式																																					
配当金の総額	12,544百万円																																					
配当の原資	利益剰余金																																					
1株当たり 配当額	12円50銭																																					
基準日	2009年 3月 31日																																					
効力発生日	2009年 6月 2日																																					

リース取引関係

2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)				2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース資産の内容	
				有形固定資産	
				主として、パーソナルコンピューター等の電子機器(工具、器具及び備品)です。	
				無形固定資産	
				ソフトウェアです。	
				2. リース資産の減価償却の方法	
				重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		
(1)有形固定資産					
機械及び装置	172	85	86		
車両及び その他運搬具	53	22	30		
工具器具及び 備品	2,686	1,525	1,160		
(2)無形固定資産					
ソフトウェア	132	77	54		
合計	3,044	1,711	1,332		
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しています。					
(2) 未経過リース料期末残高相当額等					
1年内 707 百万円					
1年超 625 百万円					
合計 1,332 百万円					
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しています。					
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額					
支払リース料 1,026 百万円					
減価償却費相当額 1,026 百万円					
(4) 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。					
2 オペレーティング・リース取引				2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料				オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内 11,632 百万円				1年内 8,896 百万円	
1年超 22,699 百万円				1年超 13,190 百万円	
合計 34,332 百万円				合計 22,086 百万円	

有価証券関係

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	2007年度 (2008年3月31日現在)			2008年度 (2009年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	121,759	573,821	452,061	121,759	364,860	243,100
関連会社株式	344	1,424	1,080	344	559	214
合計	122,104	575,246	453,141	122,104	365,419	243,315

税効果会計関係

2007年度 (2008年3月31日現在)	2008年度 (2009年3月31日現在)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払費用 22,958百万円</p> <p>賞与引当金 11,686百万円</p> <p>その他 29,845百万円</p> <p>繰延税金資産合計 64,490百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他 45百万円</p> <p>繰延税金負債合計 45百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 64,445百万円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 38,658百万円</p> <p>関係会社株式等 37,971百万円</p> <p>その他 22,292百万円</p> <p>繰延税金資産小計 98,922百万円</p> <p>評価性引当金 33,964百万円</p> <p>繰延税金資産合計 64,958百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定資産圧縮特別勘定積立金 18,196百万円</p> <p>買換資産圧縮積立金 6,186百万円</p> <p>その他 4,204百万円</p> <p>繰延税金負債合計 28,588百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 36,370百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払費用 22,252百万円</p> <p>賞与引当金 7,991百万円</p> <p>その他 6,440百万円</p> <p>繰延税金資産小計 36,684百万円</p> <p>評価性引当金 9,733百万円</p> <p>繰延税金資産合計 26,950百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>未収事業税 4,354百万円</p> <p>その他 13百万円</p> <p>繰延税金負債合計 4,367百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 22,583百万円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 42,332百万円</p> <p>関係会社株式等 37,299百万円</p> <p>退職給付引当金 37,242百万円</p> <p>その他 17,377百万円</p> <p>繰延税金資産小計 134,252百万円</p> <p>評価性引当金 68,218百万円</p> <p>繰延税金資産合計 66,034百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定資産圧縮特別勘定積立金 13,984百万円</p> <p>買換資産圧縮積立金 7,025百万円</p> <p>その他 1,651百万円</p> <p>繰延税金負債合計 22,662百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 43,372百万円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>(調整)</p> <p>受取配当金等の一時差異に該当しない項目 2.4%</p> <p>税額控除 11.0%</p> <p>その他 2.5%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 24.8%</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>税引前当期純損失のため記載を省略しています。</p>

1株当たり情報

項目	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
1株当たり純資産額	2,534.09円	2,413.40円
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	400.65円	76.03円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	388.93円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額については、1株当たり当期純損失 であるため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	2007年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()	401,850百万円	76,297百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()	401,850百万円	76,297百万円
普通株式の期中平均株式数	1,003,001,261株	1,003,499,381株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式に係る当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	30,208,541株	-
(うち転換社債)	(1,692,692株)	-
(うち新株予約権)	(2,497,413株)	-
(うち新株予約権付社債)	(26,018,436株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 銘柄 796,200株 上記の概要は「第 4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載して います。	転換社債 3 銘柄 1,635,500株 新株予約権 14 銘柄 14,793,500株 同左

重要な後発事象

<p>2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)</p>	<p>2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)</p>
	<p>1. 当社は、急激に変化する世界経済情勢に対処すべく、収益性の改善と将来に向けた成長を推進しています。この一環として、人員の最適化を図るため、社員の社外転進を支援する制度として、2009年2月16日から2009年5月15日までを募集期間とする早期退職支援制度を当社において実施しました。</p> <p>同制度の実施に係る早期割増退職金として、最善の見積りにもとづき、制度全体の発生見込額14,032百万円を特別損失に計上しましたが、最終の応募者数が見込みを上回った結果、早期割増退職金の確定額は23,240百万円となりました。これに伴い、翌期に見込額と確定額との差額9,207百万円の追加計上が発生します。</p> <p>2. 当社は、2009年6月16日、取締役会から委任された当社代表執行役の2009年3月26日の決定にもとづいて、3種類の普通社債（総額2,200億円）を発行しました。その概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) 第24回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債総額 金600億円 2. 各社債の金額 金1億円 3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円 4. 利率 年0.945% 5. 発行日 2009年6月16日 6. 償還の方法及び期限 本社債の元金は2012年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。 本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 7. 募集の方法 日本国内における一般募集 8. 担保 本社債には物上担保権または保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。 9. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。 10. 資金の用途 社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金 <p>(2) 第25回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債総額 金1,100億円 2. 各社債の金額 金1億円 3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円 4. 利率 年1.298% 5. 発行日 2009年6月16日 6. 償還の方法及び期限 本社債の元金は2014年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。 本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。

2007年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
	7. 募集の方法 日本国内における一般募集 8. 担保 本社債には物上担保権または保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。 9. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。 10. 資金の用途 社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金 (3) 第26回無担保社債 1. 社債総額 金500億円 2. 各社債の金額 金1億円 3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円 4. 利率 年2.068% 5. 発行日 2009年6月16日 6. 償還の方法及び期限 本社債の元金は2019年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。 本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 7. 募集の方法 日本国内における一般募集 8. 担保 本社債には物上担保権または保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。 9. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。 10. 資金の用途 社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しました。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物 *1 *3	205,825	7,342	8,650 (106) {46}	204,518	126,950	6,786	77,567
構築物	10,715	254	321	10,647	7,318	334	3,329
機械及び装置 *1 *2	239,443	11,736	109,174 (1,948)	142,005	114,585	12,267	27,420
車両運搬具	60	5	3	62	50	6	12
工具、器具及び備品 *1	82,931	6,214	10,081 (267)	79,064	61,870	7,718	17,193
土地	27,538	25	378	27,186	-	-	27,186
リース資産 *1	-	4,059	1,319 (2)	2,739	1,546	945	1,193
建設仮勘定 *1 *3	4,252	20,642	13,726 (427) {6}	11,168	-	-	11,168
有形固定資産計 *1 *3	570,768	50,281	143,656 (2,752) {52}	477,393	312,320	28,059	165,072
無形固定資産							
特許権	2,955	3,203	55	6,103	1,433	771	4,669
借地権	1,568	0	0	1,568	0	0	1,568
ソフトウェア *1	59,426	31,170	25,829 (5)	64,767	26,000	16,256	38,766
リース資産	-	205	67	138	75	34	62
その他 *1	109,662	31,569	30,795 (2,837)	110,436	55,170	16,969	55,266
無形固定資産計 *1	173,613	66,149	56,748 (2,843)	183,014	82,680	34,031	100,333
長期前払費用 *1	2,182	649	945 (24)	1,886	330	415	1,555

(注) *1 当期減少額のうち () 内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

*2 当期減少額の主なもの、次のとおりです。

機械及び装置 半導体製造設備の除売却等 84,348百万円

*3 当期減少額のうち { } 内の金額は、法人税法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額の内書で、その内訳は次のとおりです。

国庫補助金等によるもの 52百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 *1	3,790	1,556	105	1,321	3,920
賞与引当金	29,264	19,693	29,264	-	19,693
製品保証引当金	7,050	6,270	7,050	-	6,270
役員退職慰労引当金	83	-	10	-	73
パソコン回収再資源化引当 金 *2	9,396	998	11	3,418	6,964

(注) *1 当期減少額(その他)は、対象となる債権の減少及び回収等にもなう取崩しによるものです。

*2 当期減少額(その他)は、見積りの変更にもなう取崩しによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2009年3月31日現在)

現金及び預金

区分		金額 (百万円)
現金		3
銀行預金	定期預金	260,000
	当座預金	6,146
	普通預金	260
	小計	266,407
計		266,410

受取手形

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ムネカタ(株)	189	菱華産業(株)	123
ダイトエレクトロン(株)	186	東海プレス工業(株)	86
太平洋精工(株)	136	その他	309
		計	1,032

決済期日別内訳

期日	2009年4月	5月	6月	7月	計
金額(百万円)	508	330	175	17	1,032

売掛金

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	75,478	Sony Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	24,299
ソニーマーケティング(株)	65,650	Sony Europe (Belgium)N.V.	17,768
Sony United Kingdom Ltd.	33,894	その他	135,853
		計	352,945

当期における発生及び回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留日数 (日)
699,368	3,716,160	4,062,583	352,945	92	52

棚卸資産

部門	製品 (百万円)	原材料 (百万円)	仕掛品 (百万円)	貯蔵品 (百万円)	計 (百万円)
オーディオ	-	-	871	5	877
ビデオ	-	0	946	27	973
テレビ	0	705	64	-	769
情報・通信	427	51	942	132	1,554

部 門	製品 (百万円)	原材料 (百万円)	仕掛品 (百万円)	貯蔵品 (百万円)	計 (百万円)
半導体	1,405	92	3,230	327	5,055
コンポーネント	0	335	648	689	1,673
その他	7	216	1,440	262	1,926
計	1,841	1,399	8,144	1,445	12,831

預け金
主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
Sony Global Treasury Services Plc.	662,031
計	662,031

関係会社株式
主な会社別内訳

関係会社	金額 (百万円)	関係会社	金額 (百万円)
Sony Americas Holding Inc.	1,485,146	ソニーモバイルディスプレイ(株)	69,799
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	115,820	(株)ソニー・放送メディア	37,749
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	87,045	その他	175,084
		計	1,970,645

支払手形
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
日本エア・リキード(株)	167	日本オルボテック(株)	77
十和田オーディオ(株)	126	(株)パルテック	61
日本シイエムケイ(株)	86	その他	1,052
		計	1,572

期日別内訳

期日	2009年4月	5月	6月	7月	計
金額(百万円)	527	428	272	343	1,572

買掛金
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ソニーイーエムシーエス(株)	251,328	ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)	9,963
ソニーセミコンダクタ九州(株)	28,001	Sony EMCS (Malaysia) Sdn.Bhd.	5,523
ソニーエナジー・デバイス(株)	19,199	その他	16,397
		計	330,414

社債
銘柄別内訳

銘柄	発行年月日	金額(百万円)
2010年満期変動利付 第8回2号無担保普通社債	2000年7月26日	4,900
2010年満期2.04%利付 第9回無担保普通社債	2000年9月13日	49,995
2011年満期1.52%利付 第12回無担保普通社債	2001年9月17日	49,998
2010年満期0.8%利付 第15回無担保普通社債	2005年9月8日	49,997
2012年満期1.16%利付 第16回無担保普通社債	2005年9月8日	39,990
2015年満期1.57%利付 第17回無担保普通社債	2005年9月8日	29,986
2010年満期1.01%利付 第18回無担保普通社債	2006年2月28日	(39,999)
2013年満期1.52%利付 第19回無担保普通社債	2006年2月28日	34,998
2015年満期1.75%利付 第20回無担保普通社債	2006年2月28日	24,994
2011年満期1.165%利付 第21回無担保普通社債	2008年12月25日	10,500
2013年満期1.403%利付 第22回無担保普通社債	2008年12月25日	10,700
2018年満期2.004%利付 第23回無担保普通社債	2008年12月25日	16,300
計		322,361 (39,999)

(注) ()内の金額は、「1年内償還予定の社債」で、外書です。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取りまたは買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2007年度）（自 2007年4月1日 至 2008年3月31日）

2008年6月20日 関東財務局長に提出

(2) 発行登録書（社債）及びその添付書類

2008年6月20日 関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書（社債）

2008年8月13日 関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度（2008年度第1四半期）（自 2008年4月1日 至 2008年6月30日）

2008年8月13日 関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類

2008年10月29日 関東財務局長に提出

普通株式新株予約権証券は当社第16回普通株式新株予約権として発行したものです。

(6) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類

2008年10月29日 関東財務局長に提出

普通株式新株予約権証券は当社第17回普通株式新株予約権として発行したものです。

(7) 臨時報告書

2008年10月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（有価証券の募集が本邦以外の地域において開始された場合）にもとづく臨時報告書です。

(8) 訂正発行登録書（社債）

2008年10月30日 関東財務局長に提出

(9) 有価証券届出書の訂正届出書（普通株式新株予約権証券）

2008年11月14日 関東財務局長に提出

2008年10月29日に提出した上記（5）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。

(10) 有価証券届出書の訂正届出書（普通株式新株予約権証券）

2008年11月14日 関東財務局長に提出

2008年10月29日に提出した上記（6）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。

(11) 訂正発行登録書（社債）

2008年11月14日 関東財務局長に提出

(12) 四半期報告書及び確認書

事業年度（2008年度第2四半期）（自 2008年7月1日 至 2008年9月30日）

2008年11月14日 関東財務局長に提出

- (13)有価証券届出書の訂正届出書（普通株式新株予約権証券）
2008年11月18日 関東財務局長に提出
2008年10月29日に提出した上記（5）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (14)有価証券届出書の訂正届出書（普通株式新株予約権証券）
2008年11月18日 関東財務局長に提出
2008年10月29日に提出した上記（6）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (15)訂正発行登録書（社債）
2008年11月18日 関東財務局長に提出
- (16)臨時報告書の訂正報告書
2008年11月18日 関東財務局長に提出
2008年10月29日に提出した臨時報告書にかかる訂正報告書です。
- (17)発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
2008年12月17日 関東財務局長に提出
- (18)四半期報告書及び確認書
事業年度（2008年度第3四半期）（自2008年10月1日至2008年12月31日）
2009年2月13日 関東財務局長に提出
- (19)訂正発行登録書（社債）
2009年2月20日 関東財務局長に提出
- (20)臨時報告書
2009年3月9日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号（代表執行役の異動）
にもとづく臨時報告書です。
- (21)訂正発行登録書（社債）
2009年3月12日 関東財務局長に提出
- (22)臨時報告書
2009年4月1日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号（代表執行役の異動）
にもとづく臨時報告書です。
- (23)訂正発行登録書（社債）
2009年4月7日 関東財務局長に提出
- (24)発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
2009年6月9日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2009年6月16日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中村 明彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関根 愛子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2007年4月1日から2008年3月31日までの2007年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1及び3参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2008年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表注記3「主要な会計方針の要約」(4)「勘定科目の組替え再表示」に記載のとおり、会社は2008年度より、従来「少数株主利益（損失）」の後、「当期純利益（損失）」の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示し、これに伴い、2007年度の「持分法による投資利益」の表示を2008年度の表示に合わせて組替え再表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2009年6月16日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中村 明彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関根 愛子
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの2008年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1及び3参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2009年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表注記3「主要な会計方針の要約」(4)「勘定科目の組替え再表示」に記載のとおり、会社は2008年度より、従来「少数株主利益（損失）」の後、「当期純利益（損失）」の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示し、これに伴い、2007年度の「持分法による投資利益」の表示を2008年度の表示に合わせて組替え再表示している。
2. 連結財務諸表注記28「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は2009年6月16日に普通社債を発行した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2009年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2009年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

追記情報

1. 会社は、基準日（2009年3月31日）における財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から、2008年10月1日付にて完全子会社となったSony Music Entertainmentの財務報告に係る内部統制の評価を除外した。

Sony Music Entertainmentは、会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表において、2008年10月1日から2009年3月31日の期間につき、1,693億円の売り上げを計上し、また3,649億円の総資産が2009年3月31日現在の連結貸借対照表に含まれている。

2. 当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

- (1) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
- (2) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。

- (3) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2008年6月18日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中村 明彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関根 愛子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2007年4月1日から2008年3月31日までの2007年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2008年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2009年6月16日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中村 明彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関根 愛子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの2008年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2009年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は早期退職支援制度の実施に係る早期割増退職金が見込みを上回った結果、翌期に見込額と確定額の差額を追加計上する。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2009年6月16日に第24回無担保社債、第25回無担保社債および第26回無担保社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。